### 評価書様式

### 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項								
法人名	独立行政法人自動車技術総合	a立行政法人自動車技術総合機構						
評価対象事業年	年度評価	平成 28 年度(第 1 期)						
度	中期目標期間	平成 28~32 年度						

2	2. 評価の実施者に関する事項									
主務大臣		国土交通大臣								
	法人所管部局	自動車局	担当課、責任者	技術政策課 江坂 行弘						
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斉藤 正之佑						
主	務大臣									
	法人所管部局		担当課、責任者							
	評価点検部局		担当課、責任者							

### 3. 評価の実施に関する事項

平成29年6月30日に理事長・監事ヒアリング及び外部有識者からの意見聴取などを目的とする会合(平成28年度における独立行政法人自動車技術総合機構の業務評価等に関する会合)を開催した。

### 4. その他評価に関する重要事項

平成28年4月1日をもって、自動車検査独立行政法人は独立行政法人交通安全環境研究所と統合し、独立行政法人自動車技術総合機構として引き続き業務運営している。

## 様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定										
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況								
(S, A, B, C, D)		28年度	2 9 年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度				
		В								
評定に至った理由	項目別評定は業務の一部がAであるものの、その他の業務は全てBであり、また全体の評定を引き下げる事象がなかったため、本省の評価基準に基づきBとした。									

2. 法人全体に対する評	平価
法人全体の評価	重「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づ
	き重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評定が「B」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ「B」評定とする。
	【項目別評定の算術平均】
	(A 4 点× 4 項目 + A 4 点× 2 項目× 2 + B 3 点× 1 0 項目 + B 3 点× 1 項目× 2)÷(1 7 項目 + 3 項目)= 3. 4
	⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。
	※算術にあたっては、評定毎の点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし重要度の高い3項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については、加
	重を2倍としている。
全体の評定を行う上で	項目別評定のとおり、評価項目全17項目のうち6項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、11項目について「中期計画における所期の目
特に考慮すべき事項	標を達成している」と認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現していることから、法人全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など							
項目別評定で指摘した	該当なし							
課題、改善事項								
その他改善事項	該当なし							
主務大臣による改善命	該当なし							
令を検討すべき事項								

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

## 様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

「秋式I—I—3 中期日保旨理法人	<b>生产</b>							
中期計画(中期目標)			年度評価	<u> </u>		項目別調	備考	
	28	29	30	31	32	書No.		
	年度	年度	年度	年度	年度			
I. 国民に対して提供するサービスそ	の他の第	業務の質	の向上	に関する	事項			
自動車の審査業務	Ъ							
型式認証における基準適合性審査等	В							
自動車の審査業務								
使用段階における基準適合性審査	В							
自動車の登録確認調査業務	В							
自動車のリコール技術検証業務								
	A							
研究内容の重点化・成果目標の明確化								
自動車(安全分野)	AO							
研究内容の重点化・成果目標の明確化								
自動車(環境分野)	AO							
研究内容の重点化・成果目標の明確化	D.O.							
鉄道等	ВО							
外部連携の強化・研究成果の発信、受託								
研究等の獲得、知的財産権の活用と管理	В							
適正化								
自動車の審査業務の高度化	_							
型式認証における基準適合性審査等	В							
自動車の審査業務の高度化	_							
使用段階における基準適合性審査	В							
自動車のリコール技術検証業務の高度								
化	A							
自動車技術の国際標準化	A							
鉄道技術の国際標準化	A							
盗難車両対策、点検・整備促進への貢献	_							
等、関係機関との情報共有の促進	В							

中期計画(中期目標)		年	F度評信	項目別	備考		
	28	29	30	31	32	調書No.	
	年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
一般管理費及び業務経費の効率化目標等、調							
達の見直し、業務運営の情報化・電子化の取	В						
組。総員配置の見直し、その他実施体制の見	Б						
直し、人事に関する計画							
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有資	В						
産の見直し	Ъ						
IV. 短期借入金の限度額	_						
V.その他業務運営に関する重要事項							
自動車の設計から使用段階までの総合的な							
対応、施設及び設備に関する計画、人材確保、							
育成及び職員の意欲向上、広報の充実強化を							
通じた国民理解の醸成、内部統制の徹底、独	В						
立行政法人自動車技術総合機構法(平成 11							
年法律第218号)第16条第1項に規定する							
積立金の使途							
VI. 不要財産又は不要財産となる事が見込	_						
まれる財産の処分等に関する計画							
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする	_						
計画							
Ⅷ. 剰余金の使途	_						

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I. 1. (1) ①	的確で厳正かつ公正な業務の実施								
	自動車の審査業務								
	①型式認証における基準適合性審査等								
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条						
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)							
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209						
度		レビュー							

2. 主要な経年ラ	主要な経年データ														
①主要なアウ	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度				28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
審査方法等の改善	10 件	10 件 (繁忙期を除いて毎 月実施)	10 件							予算額(百万円)	15,429				
										決算額(百万円)	15,548				
										経常費用(百万円)	11,871				
										経常利益(百万円)	1,180				
										行政サービス実施コ スト(百万円)	5,454				
										従事人員数	949				

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	法人の業務実績・自己評価				
					業務実績	自己評価				
	自動車が市場に	自動車が市場	自動車が市場	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В		
	投入される前に実	に投入される前	に投入される前	施設・審査方法等の改	自動車等の保安基準適合性の審査を確実	В	<評定に至った理由>			
	施する型式認証に	に実施する型式	に実施する型式	善善	かつ効率的に実施するとともに、適切な審査	業務実績のとおり着	年度計画における所期	明の計画を達成したと認め!		
	おける基準適合性	認証における基	認証における基		体制の保持・整備に努めるため、以下の取り	実な実施状況にある	られることから「B」評	定とした。		
	審査等の的確で効	準適合性審査等	準適合性審査等	<その他の指標>	組みを実施した。	と認められる。				
	率的な実施に向け	の的確で効率的	の的確で効率的	特になし						
	た取組を推進する	な実施に向けた	な実施に向けた		(1) 業務実績	<課題と対応>				
	とともに、申請者	取組を推進しま	取組を推進しま	<評価の視点>	自動車審査の確実で効率的な審査業務を	特になし。				
	である自動車メー	す。	す。	計画通り着実に実行で	実施し、基準不具合適合箇所についても、審					
	カーや装置メーカ	また、地方事務	また、地方事務	きているか。	査の過程で改善させることにより、基準に適					
	一等の利便性の向	所や海外事務所	所や海外事務所		合しない又はおそれのある自動車が市場に					

上を図ること。	の創設 塞杏方法	の創設、審査方法	出回ることを防止した。
		等の改善 (10 件)	平成 28 年度申請型式数及び不合格件数は
	·	以上) により、型	以下のとおり
		式認証等の申請	▶ 車両審査件数: 3,565 型式
		者である自動車	▶ 装置型式審査型式数: 289 型式
	メーカーや装置		➤ 不合格(基準不適合自動車等)件数:3件
			N 古俗 (
	メーカー等の利用		(a) 壮海聯昌の本出、町界、北海山の茶建筑
	便性の向上を図 n ナナ		(2) 技術職員の育成・配置、技術力の蓄積等
	ります。	ります。	自動車認証審査部の業務能力の向上を目
			的として、自動車認証審査官等の業務の習熟
			度の認定及び業務に必要な知識・技能を習得し
			するための研修等を行っている。
			平成28年度においては、新人職員を対象
			とする初任研修について、異動時期等を踏ま
			えつつ実施したほか、習熟度の高い審査官を
			教育係として選任し、教育係を中心に必要な
			指導等を行った。
			審査官の専門性の向上を図るための研修
			については、審査官に求められる役割・責任、
			それに必要となる知識、能力等について再確
			認した上で、研修内容の充実を図り、その上
			で、騒音、灯火・反射器、ブレーキ、排ガス
			等に関する研修を実施した。また、海外にお
			いて審査実施可能な基礎語学レベルを習得
			させることを目的とした基礎的な英語研修
			や、語学力の向上させることを目的とした
			中・上級英語研修を実施した。これら審査官
			の専門性、語学力の向上を図るための研修を
			のべ80回実施した。
			自動車認証審査部と研究部門の職員で相
			互に併任をかけ、合同実験(6回)を実施し、
			安全評価及び審査方法等についての技術水
			準の向上を図った。
			具体的な内容としては、前席子供乗員に対
			するエアバッグの加害性試験、歩行者用頭部
			保護用エアバックの性能調査、シートベルト
			の調整による乗員胸部傷害低減試験、チャイ
			ルドシートの誤使用試験を実施している。
			国連規則第 51 号(4 輪車騒音基準)の試
			験について、自動車認証審査部研修に検査部
			検査課職員が参加し、試験方法及び計測デー
			2

タの確認方法について習得を行った。 また、自動車メーカー等と電磁両立性試験 に関する意見交換を実施した。 審査官の業務に求められる業務水準、習熟 度、必要な知識及び能力等の向上を目的とし た認定制度の下、審査官の試験実施能力に関 し、平成28年度においては、201件の認定 を与え、認定の取得状況をグループ横断的に 登録管理した。 申請者のニーズを適確に把握し、申請者の 利便性の向上を図るための改善を行う取り 組みについては、平成 28 年 10 月から中部 事務所を開設し業務を開始した。また、平成 29 年3月からスイス連邦ジュネーブに欧州 事務所を開設し業務を開始した。 また、型式認証等の申請者の利便性の向上の ため、申請者に対するアンケート調査を実施 し、10 件の改善を行った。具体的には、電 子媒体による申請書類の集約化、Wi-Fi 設置 要望を受け、研究所内に来訪者が無料で使用 できる環境を整備した。

#### 4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 1. (1). ②	的確で厳正かつ公正な業務の実施		
	自動車の審査業務		
	②使用段階における基準適合性審査		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

2. 主要な経	年データ														
①主要なる	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度				28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
検査コー 閉鎖時間	· ·		1,450 時間30分							予算額(百万円)	15,429				
重大事故 発生にか る度数率			1.12							決算額(百万円)	15,548				
街頭検査 施台数	医実 110,000 台		121,077 台							経常費用(百万円)	11,871				
									Ī	経常利益(百万円) 行政サービス実施コ スト(百万円)	1,180 5,454				
										従事人員数	949				

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及	及び主務大臣による	評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	自動車の使用段階に	自動車の使用段階に	自動車の使用段階に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	
	おける基準適合性審査	おける基準適合性審査	おける基準適合性審査		自動車の使用段階におけ	В	<評定に至った理由>		
	(いわゆる車検時の審	(いわゆる車検時の審	(いわゆる車検時の審		る基準適合性審査(以下「検	業務実績のとおり	平成 27 年 11 月に発生	した神奈川事務所の自動	
	查。以下「検査業務」	查。以下「検査業務」	查。以下「検査業務」	<その他の指標>	査業務」という。) において	着実な実施状況に	車検査官が逮捕される事	案の再発防止対策として	
	という。)を的確で厳正	という。)を的確で厳正	という。)を的確で厳正		不適切事案を二度と発生さ	あると認められ	本部の指導・監督体制を	強化すべく平成 28 年 4 月	
	かつ公正に実施するこ	かつ公正に実施しま	かつ公正に実施しま		せないよう、必要な措置を確	る。	に検査業務適正化推進本	部を設置し、内部監査及	
	と。	す。	す。	<評価の視点>	実かつ速やかに実施すると		び監事監査を充実させた	0	
	特に、検査業務にお	特に、検査業務にお	特に、検査業務にお		ともに、その実施状況を不断		その結果、同年10月に	実施した監事監査におい	
	いて審査事務規程に則	いて審査事務規程に則	いて審査事務規程に則		に確認し、検査業務の適正化	<課題と対応>	て京都事務所の検査機器	が判定値の設定に不備が	

った審査が行われず、 また、基準に適合させ また、基準に適合させ また、基準に適合させ るために必要な装置を 不要と判断する等の不 | 不要と判断する等の不 | 不要と判断する等の不 適切事案が発生したこ とを踏まえ、理事長及 び全理事からなる検査 業務適正化推准本部を 設置し、推進本部の責一設置し、推進本部の責一設置し、推進本部の責 任のもと、同種不適切 事案を二度と発生させ ないよう、審査事務規しないよう、審査事務規し 程等の見直し、不当要 求対策の着実な推進、 審査体制の整備等の必 要な措置を確実かつ速 やかに実施するととも に、その実施を不断に 確認し、検査業務の適し確認し、検査業務の適し確認し、検査業務の適 正化に取り組むこと。 加えて、監事を補佐す る監事監査室を設置す る等、チェック機能の 強化を図ること。

った審査が行われず、 るために必要な装置を 適切事案が発生したこ とを踏まえ、理事長及 び全理事からなる検査 業務適正化推進本部を 任のもと、同種不適切 事案を二度と発生させ 程等の見直し、不当要 求対策の着実な推進、 審査体制の整備等の必 要な措置を確実かつ速 やかに実施するととも に、その実施を不断に 正化に取り組みます。

具体的には、審査事 確な補修等の規定を明 り不当要求行為を誘発 する要因を排除すると 率化による検査官の過 します。

さらに、受検者によ 排除と審査体制の整備 動車の審査にあって は、書面審査の徹底、

った審査が行われず、 るために必要な装置を 適切事案が発生したこ とを踏まえ、理事長及 び全理事からなる検査 業務適正化推進本部を 任のもと、同種不適切 事案を二度と発生させ ないよう、審査事務規 程等の見直し、不当要 求対策の着実な推進、 審査体制の整備等の必 要な措置を確実かつ速 やかに実施するととも に、その実施を不断に 正化に取り組みます。

具体的には、審査事 務規程について、不明 | 務規程について、不明 確な補修等の規定を明 確化することなどによ 確化することなどによ り不当要求行為を誘発 する要因を排除すると ともに、検査工数の効しともに、検査工数の効 率化による検査官の過 重な負担の軽減を検討│重な負担の軽減を検討 します。

さらに、受検者によ る審査への不当介入の「る審査への不当介入の」 排除と審査体制の整備 等のため、並行輸入自一等のため、並行輸入自 動車の審査にあって は、書面審査の徹底、 現車審査の複数名での「現車審査の複数名での 実施の徹底等をすすめ 実施の徹底等をすすめ て、並行輸入自動車の一て、並行輸入自動車の 外観検査を確実に行う|外観検査等を確実に行 ための専用審査棟を設しうための専用審査棟の

に取り組むことを目的とし一特になし。 て、平成28年4月1日付け で、理事長を委員長とし、全 理事を委員とする検査業務 適正化推進本部を設置。平成 28 年 4 月 14 日以降毎月1 回開催し、平成28年度内に 12 回開催。これまで、検査 業務適正化推進本部におい ては、不適切事案の原因分 析、再発防止策の検討を進 め、順次着実に各種対策を実 施。

各事案への取組みを進め るとともに、共通的な以下の 取組みを実施。

- ①内部監査を強化するとと もに、監事と連携して第三者 的な視点を元に取り組みを 点検。
- ②理事長による決意表明を 通知。
- ③現場からの意見をより収 集するため、全国会議を再編 し、必要に応じ随時開催。

上記の取組みの結果、以下 の成果が得られた。

- ①検査業務適正化推進本部 による指導監督により、各種 対策を着実に実施。
- ②神奈川事務所対策も含め、 審査の仕組みの改善など、個 別の事象については現時点 において概ね再発防止策が 功を奏している。

不適切事案については、 職員による検査業務の重要

あることを発見したが、直ちに全国の検査機器を 対象に過去3年間の判定値設定状況を調査し、34 事務所(48コース)に同様の不備があることを確 認した。当該検査機器により検査を実施した自動 車の使用者にはダイレクトメールにより事案の概 要及び確認検査の対応について連絡した。

検査機器の不適切な判定値設定は、自動車検査 に対する国民の信頼に大きな影響を及ぼすもので あるが、内部監査及び監事監査を充実させたこと で、不適切な事案を自らが発見し、迅速に同種事 案の再発防止と回復に向けた各種取組を進めたこ とから、「B」評定とした。

#### <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

内部監査体制の強化に取り組み、検査判定値設 定の不備を発見し、迅速な対応を行ったことは成 果があったものと認めるが、更なる同種事案が潜 在している懸念を早期に解消する必要があるた め、さらにきめ細かいチェック体制の構築を検討 する必要がある。

#### <外部有識者の意見>

内部監査体制を強化したことにより、検査機器 判定値設定の不備が発見されたが、迅速に対応し たことから「B」評定が妥当と考える。

全国に事務所があり監査対象箇所が多いことか ら、ローテーションの導入やスクリーニングを工 夫する等により監査未実施の事務所等が発生しな いよう管理することも重要であり、地方検査部の 管理部門を活用するなどして、きめ細かい監査体 制を構築して欲しい。

置します。また、事務 所における警備員を増 ます。これらにより、 推進と審査体制の整備 等を進めます。

その他、検査後に不 正改造が疑われる自動 正改造が疑われる自動 車の情報を国と共有す
車の情報を国と共有す るとともに、これらの るとともに、これらの 取組全般を不断に点検 取組全般を不断に点検 するため、内部監査室 するため、内部監査室 を設置し要員を増加すしを設置し要員を増加す るなど内部監査部門を「るなど内部監査部門を 強化するとともに、抜「強化するとともに、抜 き打ち方式の監査も導しき打ち方式の監査も導 入するなどにより、内 部監督体制を強化しま

加えて、監事を補佐 の強化を図ります。

また、審査事務規程 えるよう、必要な機 | えるよう、必要な機 | えるよう、必要な機 器・設備を整備すると | 器・設備を整備すると | ともに、職員への研修 | ともに、職員への研修 | 動等に取り組みます。 これらの対策を推進す これらの対策を推進す ス稼働率を年平均一ス稼働率を年平均一ス稼働率を年平均 99.5%以上とするた | 99.5%以上とするた | コース閉鎖時間を年平 | コース閉鎖時間を年平 |

設置向けた取組に努め ます。また、事務所に 員するとともに、監視 おける警備員を増員す カメラの増設等を進めるとともに、監視カメ ラの増設等を進めま 不当要求対策の着実な「す。これらにより、不 当要求対策の着実な推 進と審査体制の整備等 を進めます。

> その他、検査後に不 入するなどにより、内 部監督体制を強化しま

加えて、監事を補佐 する監事監査室を設置 する監事監査室を設置 する等、チェック機能 する等、チェック機能 の強化を図ります。

また、審査事務規程 に則った検査業務が行 | に則った検査業務が行 | に則った検査業務が行 器・設備を整備すると ともに、職員への研修 や、受検者へ検査業務 | や、受検者へ検査業務 | や、受検者へ検査業務 の理解を求める周知活 | の理解を求める周知活 | の理解を求める周知活 動等に取り組みます。 これらの対策を推進す ることによって、コー | ることによって、コー | ることによって、コー 99.5%以上とするた め、故障を起因とする一め、故障を起因とする一め、故障を起因とする コース閉鎖時間を年平 均 2.000 時間以下とす | 均 2.000 時間以下とし | 均 2.000 時間以下とし

性の理解不足、多忙化による 職員の負担増大という課題 が明らかとなっていること から、総合的な対応が必要で あり、対応の方針として、本 部による指示を現場で徹底 させること、これに合わせて 職員の意識改革を一層進め ていく必要があること、その 一方で、現場の負担感が増大 していることに鑑みて改善 を図ること、を考慮し以下の 対応を実施。

- A 地方検査部長等に対す る本部指示の明確化とフォ ローアップの強化
- B 内部監査を見直し、実施 体制、地方検査部との連携、 指摘事項の横展開等を強化
- C 今後も適正化推進本部 を定期的に開催し、現場業務 の点検を実施
- D 神奈川事案を踏まえて 発出した、理事長による決意 表明の一層の浸透
- E コンプライアンスの推 進(研修資料の改訂と活用)
- F 判定値問題を踏まえた 理事長メッセージの発出

これまでの、検査業務適正 化推進本部の取り組みを通 じて、重大な不適切事案への 対応を管理することにより、 実効性のある再発防止策を 講じることができている。他 方、審査事務規程の遵守その 他本部指示の徹底や、意識改 革、現場の負担軽減等への対 応はいまだ途上である。その

また、審査事務規程

動等に取り組むこと。

ること。

検査業務の実施にあ 全性・利便性の向上も 重要であることから、 地方事務所に配置して や、案内表示の改善等 ら対策を推進すること によって、中期目標期 平均 1.15※以下とす 1.15※以下とします。 ること。

※厚生労働省がまとめ | ※厚生労働省がまとめ | る事業所規模が100名 | る事業所規模が100名 | 以上の特掲産業別労働 | 災害率のうち自動車整 備業の度数率が、平成 ことを踏まえ、それと 同等の値とすることを | 同等の値とすることを | 目指すもの。

社会的要請が高い街 頭検査への重点化を図 るため、街頭検査の実 施にあたっては、例え ば、特に社会的要請が一ば、特に社会的要請が一ば、特に社会的要請が 高い騒音対策につい│高い騒音対策につい│ て、これまで試行的にして、これまで試行的にし 実施してきた車両下部 | 実施してきた車両下部 | 画像確認システムの使 用を拡大するなど検査 内容の充実を図り、検 査効果の向上に努める │ 査効果の向上に努めま │ こと。これらの取組に一す。これらの取組にあ一 あたっては国と連携し て効率的な実施に努 め、引き続き、中期目|引き続き、中期目標期 標期間中に 55 万台以 | 間中に 55 万台以上実 |

ます。

検査業務の実施にあ たっては、受検者の安 | たっては、受検者の安 | 全性・利便性の向上も 重要であることから、 地方事務所に配置して いる専門案内員の拡充 いる専門案内員の拡充 や、案内表示の改善等 を実施すること。これ | を実施し、これら対策 | を実施し、これら対策 を推進することによっ て、中期目標期間中の 間中の重大な事故の発 | 重大な事故の発生にか | 生にかかる度数率を年 | かる度数率を年平均 |

> 以上の特掲産業別労働 | 備業の度数率が、平成 ことを踏まえ、それと 目指すもの。

> 社会的要請が高い街 るため、街頭検査の実 施にあたっては、例え 画像確認システムの使 用を拡大するなど検査 内容の充実を図り、検 たっては国と連携して 効率的な実施に努め、

ます。

検査業務の実施にあ たっては、受検者の安 全性・利便性の向上も 重要であることから、 地方事務所に配置して いる専門案内員の拡充 や、案内表示の改善等 を推進することによっ て、中期目標期間中の 重大な事故の発生にか かる度数率を年平均 1.15※以下とします。

※厚生労働省がまとめ る事業所規模が 100 名 以上の特掲産業別労働 災害率のうち自動車整|災害率のうち自動車整 備業の度数率が、平成 26 年度は 1.15 である | 26 年度は 1.15 である | 26 年度は 1.15 である ことを踏まえ、それと 同等の値とすることを 目指すもの。

社会的要請が高い街 頭検査への重点化を図「頭検査への重点化を図 るため、街頭検査の実 施にあたっては、例え 高い騒音対策につい て、これまで試行的に 実施してきた車両下部 画像確認システムの使 用を拡大するなど検査 内容の充実を図り、検 査効果の向上に努めま す。これらの取組にあ たっては国と連携して 効率的な実施に努め、 引き続き、中期目標期 間中に11万台以上実施

ため、検査業務適正化推進本 部としては、引き続き各種事 案への再発防止策の実施状 況の点検を行うとともに、意 識改革や業務環境の改善な どを進めることにより、今後 も不断に不適切事案の再発 防止に取り組むこととする。

内部監査については事務 所に対して計画監査を12筒 所、無通告監査を3箇所実施 した。

検査コースについては稼 働率を年平均 99.5%以上と するため使用年数、故障発生 の可能性が高い検査機器に ついて、審査業務への影響を 回避すべく老朽更新を行っ た。また、機器仕様の統一化、 機器メーカーに対し故障時 の迅速な対応の要請を行っ た。この結果故障を起因とす るコース閉鎖時間は 1,450 時間 30 分となった。

受検者の安全性・利便性 の向上を図るため、案内表示 の改善を実施し、事故等に対 する注意喚起を実施。重大な 事故発生に係る度数率は 1.12 となった。

国土交通省及び各都道府 県警察等と協力し、社会的要 請が高い街頭検査を実施。約 12 万台の車両について街頭 検査を実施した。

自動車登録檢查業務電子 情報システムとの連携に伴 い、高度化施設に係るシステ ムの改善及び職員の習熟度 向上を図り、全事務所におい

上実施することを目指 | 施することを目指しま | することを目指しま すこと。また、所要の | す。また、所要の装置 | す。また、所要の装置 構造・装置の取り外し が疑われる車両に係る | る車両に係る情報につ | る車両に係る情報につ 情報について、国と共一いて、国と共有し、街一いて、国と共有し、街 有し、街頭検査を実施 | 頭検査を実施すること | することにより、一層 | により、一層の不正改 | の不正改造車対策を推 進すること。

さらに、国と連携し、 不正改造車対策のため 不正改造車対策のため の活動を行うこと。

検査業務時の車両の に記録・保存する機器 を有効に活用すること と不正改造車対策を推 進すること。なお、こ に留意するとともに、 車両の状態についても 画像を取得するよう、 検討すること。

の取り外し等が疑われ 造車対策を推進しま

さらに、国と連携し、 の活動を行います。

検査業務時の車両の る機器及び検査業務の る機器及び検査業務の 結果等について電子的 | 結果等について電子的 | に記録・保存する機器 を有効に活用すること と不正改造車対策を推 進します。なお、これ たっては、機器の改善 | っては、機器の改善に | 担増加を緩和すること | 増加を緩和することに | 両の状態についても画 討します。

の取り外し等が疑われ 頭検査を実施すること により、一層の不正改 造車対策を推進しま

さらに、国と連携し、 不正改造車対策のため の活動を行います。

検査業務時の車両の 状態を画像等で取得す│状態を画像等で取得す│状態を画像等で取得す る機器及び検査業務の 結果等について電子的 に記録・保存する機器 を有効に活用すること により、業務の適正化 | により、業務の適正化 | により、業務の適正化 と不正改造車対策を推 進します。なお、これ れらの機器の活用にあしらの機器の活用にあたしらの機器の活用にあた っては、機器の改善に により、検査業務の負 | より、検査業務の負担 | より、検査業務の負担 増加を緩和することに 留意するとともに、街「留意するとともに、街 街頭検査等での画像照 | 頭検査等での画像照合 | 頭検査等での画像照合 合をより効果的に行う | をより効果的に行う観 | をより効果的に行う観 観点で、継続検査時の | 点で、継続検査時の車 | 点で、継続検査時の車 両の状態についても画 像を取得するよう、検|像を取得するよう、検 討します。

て、出張検査を含む全ての審 査に対し高度化施設の運用 を実施するとともに、保安コ ースにおいて継続検査等の 際、新規検査等において取得 した画像と受検車両の照合 を実施し、15台の不正な二 次架装等を発見し不正受検 の防止を行った。

なお、高度化施設の一層の 活用を図るため、27年度よ り3ヶ年で高度化施設の老 朽更新を進めており、28年 度は計測端末に機能追加す る等、検査業務の負担軽減を 図った。継続検査時の画像取 得についても、更改スケジュ ールに沿って画像取得でき るよう作業を進めている。

### 4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 1. (2)	的確で厳正かつ公正な業務の実施		
	自動車の登録確認調査業務		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

2. 主要な経	を年データ													
①主要な	アウトプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度			28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最												
		終年度値等)												
									予算額(百万円)	15,429				
									決算額 (百万円)	15,548				
									経常費用(百万円)	11,871				
									経常利益(百万円)	1,180				
									行政サービス実施コ	5,454				
									スト (百万円)					
									従事人員数	949				

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及	び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
					業務実績	自己評価		
	国から移管さ	国から移管さ	国から移管さ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	れた自動車の登	れた自動車の登	れた自動車の登		自動車の登録確認調査	В	<評定に至った理由>	
	録確認調査の確	録確認調査の確	録確認調査の確		業務を確実に実施するた	業務実績のとおり着実な	年度計画における所期の計	一画を達成したと認められること
	実な実施に向け	実な実施に向け	実な実施に向け	<その他の指標>	めに、自動車機構が主催す	実施状況にあると認めら	から「B」評定とした。	
	た取組を推進す	た取組を推進し	た取組を推進し		る研修の実施及び国土交	れる。		
	ること。また、国	ます。また、国土	ます。また、国土		通省が主催する研修への			
	土交通省におい	交通省において	交通省において	<評価の視点>	研修員派遣等により、登録	<課題と対応>		
	ては、平成 28 年	は、平成 28 年度	は、平成 28 年度		確認調査にかかる基本的	特になし。		
	度の業務状況を	の業務状況を踏	の業務状況を踏		な知識の習得を図った。			
	踏まえ、最終的に	まえ、最終的に移	まえ、最終的に移		また、登録確認の現況及			
	移管する人員を	管する人員を平	管する人員を平		び課題について各種会議で			
	平成 29 年度に検	成 29 年度に検討	成 29 年度に検討		協議・対応を行うとともに、			
	討し、平成30年	し、平成 30 年度	し、平成 30 年度		国土交通省と情報共有を図			
	度開始までに移	開始までに移管	開始までに移管		る等、登録確認調査の確実			

管を完了するこ	を完了すること	を完了すること	な実施に向けた取組及び国		
ととしており、そ	としており、連携	としており、連携	土交通省との連携を推進し		
の準備を連携し	して準備を進め	して準備を進め	た。		
て進めること。	ます。	ます。			

## 4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 1. (3)	的確で厳正かつ公正な業務の実施		
	自動車のリコール技術検証業務		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

2. 主要な経年ラ	データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度			28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
不具合情報の 分析	4,000件	4,000 件 (国土交通省に寄せら れた不具合情報の件数 の実績)	5,076 件						予算額(百万円)	15,429				
									決算額 (百万円)	15,548				
									経常費用(百万円)	11,871				
									経常利益(百万円)	1,180				
									行政サービス実施コ	5,454				
									スト (百万円)					
									従事人員数	949				

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価及	び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣に。	よる評価
					業務実績	自己評価		
	リコールの迅	リコールの迅	リコールの迅	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
	速かつ確実な実	速かつ確実な実	速かつ確実な実	不具合情報の分析	・当該年度における主な実績	A	<評定に至った理由>	
	施を図るため、国	施を図るため、国	施を図るため、国		国土交通省は、自動車のリコール業務	定量的指標である不	不具合情報の分析について	は、国土交通省からの依
	土交通省との連	土交通省との連	土交通省との連	<その他の指標>	に関し、「自動車メーカーに対する改善措	具合情報の分析につ	頼に対し、4,000 件以上の分析	に努めることを年度計画
	携の下、自動車の	携の下、自動車の	携の下、自動車の	特になし。	置の勧告」(道路運送車両法 63 条の2)、	いて 127%達成したこ	における数値目標としている	が、この目標を超えて分
	不具合の原因が	不具合の原因が	不具合の原因が		「リコール届出内容の変更指示」(同法第	とに加え、フィールド	析件数は、5,076件(達成率	127%)に達した。
	設計又は製作の	設計又は製作の	設計又は製作の	<評価の視点>	63条の3)等を行うにあたり、不具合の	調査の新規導入、リス	また、技術的な検証の実施	にあたっては、技術検証
	過程にあるかの	過程にあるかの	過程にあるかの	計画通り着実に実行	発生原因が設計又は製作の過程にあるか	ク評価の新規導入と	事案を「発生頻度」と「重大性	生」の度合いから分類し、
	技術的な検証を	技術的な検証を	技術的な検証を	できているか。体制	について技術的な検証(以下「技術検証」	いった、体制強化や業	それぞれのランクに応じてリ	スク評価を行った。これ
	実施すること。特	実施します。この	実施します。この	強化の進捗度合いは	という。) を、リコール技術検証部に行わ	務の効率化に積極的	により重要な検証事案が絞り	込まれ、技術検証業務の
	に、平成 27 年の	技術的な検証に	技術的な検証に	どうか。	せることができることとなっている。	に取り組んだ。	一層の効率化と迅速化が図ら	れた。さらには、自動車
	道路運送車両法	活用するため、国	活用するため、国		このため、リコール技術検証部では国	以上の理由から、所期	ユーザーの下に出向くフィー	ルド調査により、自動車

ること。

#### 【指標】

標)

の改正によりリ | 土交通省からの | 土交通省からの

コールに係る報 | 依頼に応じて不 | 依頼に応じて不 告徴収・立入検査 | 具合情報を確実 | 具合情報を確実 の対象として装 | に分析すること | に分析すること 置製作者等が加しとし、20,000件とし、4,000件以 えられたことか | 以上の分析に努 | 上の分析に努め ら、装置を含めたしめます。また、平します。また、平成 リコール技術検 | 成27年の道路運 | 27年の道路運送 証の実施のため | 送車両法の改正 | 車両法の改正に の体制強化を図 によりリコール よりリコールに に 係 る 報 告 徴 係る報告徴収・立 収・立入検査の対 入検査の対象と ●不具合情報等 | 象として装置製 | して装置製作者 の分析状況(モ | 作者等が加えら | 等が加えられた ニタリング指しれたことから、装しことから、装置を 置を含めたリコ 含めたリコール ール技術検証の 技術検証の実施 実施のための体 のための体制強 制強化を図りました図ります。

かどうかを分析すること、設計・制作にしい認められる。 係わる不具合が疑われる情報については 技術検証を行うこと、及び、リコール届 | <課題と対応> 出内容の技術的な妥当性について技術検 | 特になし。 証を行うことを通じて、リコール制度が 適切に機能するように貢献することとし ている(同法第63条の2第6項及び第63 条の3第5項)。

#### ①不具合情報の分析

国土交通省の依頼に基づき、自動車メ ーカーから報告された不具合情報 3.484 件(平成28年1月~12月)について、 また、自動車メーカーから報告された事 故・火災情報 1,592 件 (平成 28 年 1 月~ 12月)について分析を行った。これによ り分析した不具合情報件数は合計 5.076 件となり、年度計画における数値目標 4.000件を大幅に上回る達成率127%の成 果が得られた。

不具合の原因は設計・製作によるもの のほか整備や使い方など様々あるが、設 計・製作に係わる不具合については早期 に発見し、速やかに改修することが肝要 である。このため、不具合情報のうち設 計・制作に係わる不具合が疑われる情報 については、国土交通省に報告をし、更 なる技術検証を行うよう提案を行ってい る。

#### ②着実かつ適切な技術検証の実施

国土交通省からの依頼により、不具合 の原因が設計又は製作の過程にあるか、 又は、リコールの届出に係る改善措置の 内容が適切であるかについて技術検証を 行った。その件数は309件(前年度比158 件減) であった。

技術検証により、自動車メーカーから のリコール届出につながった件数は21件

土交通省の依頼に基づき、不具合情報に | の目標以上の成果を | メーカーからの報告等の従来情報では得られない様々 ついて設計・制作に係わる不具合がある | 達成しており、A評定 | な使用実態下における車両の具体的な不具合状況につ いて機構自らが積極的に収集・調査し、それらの情報 に基づき不具合の発生メカニズムに係る詳細な検証を 行った。加えて、事故・火災車両調査については、体 制見直しにより、より多くの調査に立ち会う回数を増 やしたことで、特定不具合に重点化する等の対応が可 能となった。

> これらの積極的な取組の結果、リコール検証業務に よるリコール届出件数が21件(対前年度比7件増)と 過去最高となり、リコールの迅速かつ確実な実施に貢 献した。これらは所期の計画を上回る成果を得たと認 められることから「A」評定とした。

(対前年度比7件増)あり、サービスキ ャンペーン届出につながった件数は3件 (対前年度比同数)となった。特に、リ コール届出につながった件数は例年の約 1.5 倍であった。 リコール届出については製造・設計・ 不具合情報を有する自動車メーカーが一 義的に行うべきものであるが、何らかの 理由によりリコール届出が遅延したりし ている場合については、早急に届出され る必要がある。技術検証により19件の市 場措置に寄与したことから、自動車メー カーの自主的なリコール届出とリコール 技術検証部による技術検証業務が相まっ て、リコール制度が適切に機能した。 なお、技術検証の総件数は不具合情報 の量や内容によって左右されるため年に よって大きく変動する。今年度は昨年度 と比べて 158 件少ないものの、リコール 届出等につながった件数が例年と比べて 多く、確実に技術検証が行われたといえ ③国土交通省からの受託調査によるユー ザー向け情報提供及び注意喚起 不具合情報の分析(前述)に関する知 見を活用して、国土交通省からの受託調 査により、ユーザーへの情報提供及び注 意喚起に資するため、年間のリコール届 出の傾向把握等のための届出内容の分 析、自動車メーカーから国土交通省に四 半期毎に報告されている事故・火災を含 む不具合情報に関する統計分析等の業務 を行った。 これらの結果は、「平成27年度自動車 のリコール届出内容の分析結果につい て」、「平成28年度事故・火災情報の統計 結果」及び「四半期毎の自動車不具合情 報の集計結果について (平成 28 年度) として、国土交通省のホームページに掲 載された。

④未認証チャイルドシート等に対するユ ーザー向け注意喚起 認証を受けていないチャイルドシート が市場で相当数流通していることに加 え、認証を受けているチャイルドシート についても車両への取付け方の間違い等 が見受けられていることから、国土交通 省の受託調査「道路運送車両法の保安基 準に適合するチャイルドシートの重要性 及び適正使用に関する調査」を実施した。 認証を受けていないチャイルドシートが 保安基準に適合していないことやその流 通実態等チャイルドシートに関する注意 事項について、報告書及び映像にまとめ ⑤研究所一般公開でのユーザー向け注意 喚起 平成28年4月に開催された研究施設一 般公開では、「エンジン停止走行」につな がるおそれがある事象に対する注意喚起 と「スタッドレスタイヤの不正使用」に 基づく雪道走行での危険な事象に対する 注意喚起を行った。これらの事象に関し て、平成25年度及び平成26年度に国土 交通省からの調査を受託しており、これ らの調査結果を踏まえて事故防止のため の注意点を説明した。 ⑥交通安全環境研究所フォーラムでの発 平成 28 年 11 月に開催された交通安全 環境研究所フォーラムでは、車両調査や 検証実験を含めた技術検証により得られ た知見を体系的に整理し、来場したユー ザー、自動車メーカー、関係団体等に周 知した。 ・当該年度における業務体制の構築 自動車技術においては、自動運転の研 17

究が急速に進み、燃料電池自動車の販売 が開始される等、著しい発展が見られて いる。従来の技術に対する不具合に対す る技術検証業務に加えて、これら高度 化・複雑化する新技術に対する技術検証 を行う必要が生じている。 限られた人的リソースを最大限活用し て、効果的かつ効率的な技術検証を行う とともに効率の良い業務体制を構築して いく必要がある。 さらに、技術検証においては、自動車 メーカーからの報告について、事故・火 災車両調査結果、不具合情報や技術検証 実験を活用しつつ、不具合の原因が設計 又は製作の過程にあるかを検証すること としている。 このため、業務体制全般を幅広く検証 し、フィールド調査の新規導入や事故・ 火災車両調査の拡充等により効果的な技 術検証を行うこととし、また、リスク評 価手法の導入や検証実験を通じた知見の 蓄積等により効率的な技術検証を行うこ ととした。 ① 技術検証におけるフィールド調査手 法の導入 技術検証においては、自動車メーカー からの報告、事故・火災車両調査結果、 ユーザーや自動車メーカーからの不具合 情報や技術検証実験結果を活用している が、これだけではなく、自動車ユーザー の下に出向き、使用過程の車両を調査す るとともに、使用実態の聴き取りを行う フィールド調査手法を導入した。従来の 手法と比べて多くの時間と人員を割くこ とになるため、重大な事故につながりか ねないリスクが高い不具合についてフィ ールド調査対象とした。 平成28年度においては、大型バスのフ レーム腐食による操縦系統の不具合及び 大型トラックの脱輪・車輪からの火災の

不具合について、フィールド調査の対象
とした。重大な事故につながりかねない
リスクが高い両案件について、独自に不
具合の発生原因と発生メカニズムを解明
し、効果的な技術検証を行うことができ
た。
② 事故・火災車両調査の拡充
事故・火災車両調査における実施要領
を作成して部内で共有化するとともに、
従来の複数名による調査から1名での調
査を可能とするように体制を見直した。
これにより、調査レベルを統一化すると
ともに、調査回数を増やし、調査対象を
効果的に選択できるようにしたことで、
特定の不具合について重点化する等戦略
的な調査を可能とした。
上述のフィールド調査結果に加え、事
故・火災車両調査結果も有効に活用でき
るようになり、効果的な技術検証を行う
ことができるようになった。
③ リスク評価の導入による効率化
技術検証事案を「発生頻度」と「重大」
性」の度合いから「Aランク」、「Bラン
ク」、「Cランク」の3段階の重要度に分した。 ストズトのランクに対して、ストズトのランクに対して、リ
類して、それぞれのランクに応じて、リ
スク評価を行うこととした。これにより、
重要な検証事案の絞り込みが可能とな
り、かつ、重要性の高い案件について部
内で認識が共有されることにより、技術
検証業務の一層の効率化と迅速化が図ら
れた。
なお、上述のフィールド調査対象につ
いては、Aランクとされた事案としたも
のである。
④ 検証実験を通じた知見の蓄積
技術検証において、自動車メーカーの
報告内容を確認する必要がある場合等
に、検証実験を実施することとしている。
19

しかし、個別事案を対象とした検証実験 は個別事案の解決には必要なものの、他 の事案に活用できない場合が多いことか ら、将来の技術検証に活用できるために 知見の蓄積を目的としたテーマ選択を優 先的に行った。 平成 28 年度においては、合計 10 テー マの検証実験を実施した。このうち、知 見蓄積を目的とした検証実験は7テーマ とした。 ⑤ 装置に対するリコール業務への取り 平成 27 年の道路運送車両法改正によ り、自動車の装置共通化の進展により、 リコールの大規模化の現状を踏まえて、 装置製作者への報告徴収が可能となっ た。このため、エアバッグ不具合につい て製作メーカーからのヒアリングを行う とともに、アルミホイールの腐食により 亀裂が発生する不具合事例については、 アルミホイールの製作メーカーに対して ヒアリングを行った。 ⑥ 事務処理に関する改善 業務体制全般を幅広く検証し、上述の ような改善を図ったところであるが、こ のほか、書面の見直し、事故・火災車両 調査において必要となる機器の購入を行 う等、事務処理の改善を行った。

#### 4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援		
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	項	
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化		
	自動車(安全関係)		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

2. 主要な経年	. 主要な経年データ														
① 主要なア	① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度				28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最						Ш							
		終年度値等)						Ш							
										予算額(百万円)	1,211				
										決算額 (百万円)	1,640				
										経常費用(百万円)	1,508				
										経常利益(百万円)	153				
										行政サービス実施コ	729				
										スト (百万円)					
										従事人員数	43				

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標			主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価					
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A				
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	①研究内容の重点化・成果目標の明確化	A	<評定に至った理由>				
	に係る国民の安	に係る国民の安	に係る国民の安		交通安全環境研究所に設置された研究企画会議におい	年度計画の目標を超	実施した 10 課題の全てで年度計画にお				
	全・安心の確保	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>	て、研究業務に関する企画、管理及び総合調整を行い、当	えた研究成果が10	ける所期の計画を達成したことに加え、				
	及び環境の保全	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究	法人の使命に即した研究内容の重点化・成果目標の明確化	課題中3課題で得ら	以下の理由から所期の計画を上回る成果				
	を図るため、国	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の	のため、研究課題選定方針を下記(1)及び(2)の要件	れた。	を得たと認められることから「A」評定				
	が実施する関連	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	を満たす課題のみを選定し、これに研究者のリソースを振	また、自動走行中のド	とした。				
	行政施策の立案	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	り向け重点化することにより、研究目的の指向性向上及び	ライバの覚醒度低下					
	や技術基準の策	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	研究内容の質的向上をはかることとした。	の調査結果を WP29	自動走行ードライバ走行間で運転の主				
	定等に資する研	定等に資する研	定等に資する研	の数。		の自動操舵作業グル	体の遷移時に求められる警報等(HMI:				
	究等を交通安全	究等を交通安全	究等を交通安全		(1) 研究目的が下記のいずれかに該当すること	ープに、自動車用	Human Machine Interface) に関する安全要				
	環境研究所にお	環境研究所にお	環境研究所にお	<評価の視点>	> 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心	EDR の調査結果を自	件の検討においては、自動走行中のドラ				

いて行うものとしいて行います。 する。

自動車及び鉄道 自動車及び鉄道 自動車及び鉄道 等の技術の国際 | 等の技術の国際 | 等の技術の国際 標準化等のた 標準化等のた 標準化等のた め、研究成果等しめ、研究成果等しめ、研究成果等し全の確保、環境の保 を活用し、新た│を活用し、新た│を活用し、新た│全及び燃料資源の有 な試験方法等の│な試験方法等の│な試験方法等の│効な利用の確保に係 提案に必要なデー提案に必要なデー提案に必要なデー 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | するとされた調査及 うものとする。 います。

これらの研究 これらの研究 これらの研究 るか。 等を進めるにあ 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期 たっては、中期 たっては、中期 計画期間におけ | 目標期間におけ | 目標期間におけ る研究開発の成│る研究開発の成│る研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の「他の研究業務の」他の研究業務の 質の向上のた 質の向上のた 質の向上のた め、的確な研究 め、的確な研究 め、的確な研究 マネジメント体 マネジメント体 マネジメント体 制を整備すると | 制を整備すると | 制を整備すると ともに、以下のともに、以下のともに、以下の ①から④までに ②から④までに ②から④までに 掲げる取組を推 掲げる取組を推 掲げる取組を推 進するものとすします。

また、研究業 また、研究業務 また、研究業務 務に係る評価に に係る評価につ に係る評価につ ついては、研究 | いては、研究業 | いては、研究業 業務全体を一定 | 務全体を一定の | 務全体を一定の の事業等のまと 事業等のまとま 事業等のまとま まりと捉え、評┃りと捉え、自己┃りと捉え、自己 価に当たって | 評価に当たって | 評価に当たって は、下記に掲げしは、中期目標にしば、中期目標に る評価軸及び① | 定められた評価 | 定められた評価 から④までに掲 軸及び指標等に 軸及び指標等に げる指標等に基 基づいて実施し 基づいて実施し づいて実施するします。 ものとする。

いて行います。

います。

進します。

ます。

| するための研究であ | する研究 るか。具体的には、 自動車、鉄道等の安 る基準の策定等に資 び研究を実施してい

国が実施する関連行│の確保及び環境の保全を図るため、国が実施する関連行政│動運転分科会傘下セ│イバの覚醒度低下による閉眼発生につい 政施策の立案や技術 | 施策の立案や技術基準の策定に資する研究

また、我が国│ また、我が国│ また、我が国│基準の策定等に反映 > 自動車及び鉄道等に係る我が国技術の国際標準化に資│

(2) 研究分野が下記のいずれかに該当すること 【自動車(安全関係)】

- i. 予防安全
- ii. 衝突安全
- iii. 自動運転技術の安全性・信頼性

### 【自動車 (環境関係)】

- iv. 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価
- v. 実走行時の有害物質及び騒音の評価
- vi. 実用燃費の評価

#### 【鉄道等】

- vii. 都市交通システムの安全性・信頼性評価
- viii. 地方鉄道の安全性向上
- ix. 公共交通の導入促進・評価

さらに上記(1)及び(2)の要件を満たした提案課題 について以下のような評価の指針を定め、課題提案者(チ ーム) に対して周知徹底した上で評価を実施した。

評価指針としては下記の(i)~(ix)の観点から評価 し、ポイントの高い課題を選定する。評価のポイントの低 い課題は不採択 (新規課題の場合) 又は中止 (継続課題の 場合)とした。

- (i) 社会的必要性や緊急性が高いこと
- (ii) 国の目標実現、施策展開に対する波及効果の高い研 究成果が期待できること
- (iii) 関連分野の調査が十分に行われ、技術的な動向を適 切に踏まえたものであること
- (iv) 研究手法が具体的であること
- (v)研究費用、研究体制(1チーム原則3人以上)、研 究期間が成果を得るために妥当であること
- (vi) 基礎的分野の場合、内容が高度に独創的、先進的で あって、国の目標実現や施策展開の面で革新的な効 果が将来的に期待されるものであること
- (vii) 開発的分野については、民間において実施が期待で きないものであって産学官連携の中核的役割を担 うものであること (研究の遂行に基礎的研究が必要

キュリティタスクフ 果を灯火器専門家会 合にそれぞれ提出し、 用される等、基準策定 に貢献した。

以上の理由により、年 の目標を上回る成果しれる。 が得られており、Aと 評価する。

<課題と対応> 特になし。

てドライビングシミュレータにて取得し オースに、二輪車 たデータが国際連合欧州経済委員会の自 DRL に関する解析結 | 動 車 基 準 調 和 世 界 フォーラム (UN/ECE/WP29) の自動操舵(ACSF: Automatically Commanded Steering 技術的根拠として活 | Function) 作業グループに提出された。 これが関連の基準策定草案におけるドラ イバモニタ検知時間の技術的根拠となっ たことは、自動運転の導入を見据えた安 度計画における所期 全基準の策定に大きく貢献したと認めら

> 自動運転を考慮した自動車用 EDR (Event Data Recorder) に関する研究で は、平成28年12月に自動車基準調和世 界フォーラム自動運転作業グループの下 に設置されたセキュリティタスクフォー スにおいて、自動車が取り扱う情報に対 する不正に関する脅威分析の議論の際、 衝突試験を実施した車両のエアバッグ ECU から EDR データを取得した本研究 成果が活用された。自動車の情報セキュ リティに関する蓄積が少ない中、自動運 転の導入を見据え、安全基準の策定に重 要な知見を取得したと認められる。

> 新型自動車用灯火の交通弱者等への安 全性に関する調査研究では、二輪車 DRL (Daytime Running Lamp) は夜間点灯時 にグレアが発生するためロービームへの 自動切り替えが必要との解析結果をまと め、国土交通省等へ報告し、自動車基準 調和世界フォーラムの灯火器専門家会合 (GRE) で活用された国際基準改正案の ための基礎資料を取りまとめた。このこ とは安全基準の策定に大きく貢献したと 認められる。

<外部有識者の意見>

【重要度:高】 【重要度:高】 自動車及び鉄 自動車及び鉄 道等の陸上交通 | 道等の陸上交通 に係る技術は、 に係る技術は、 自動運転システー自動運転システ ム、燃料電池自一ム、燃料電池自 動車等に代表さし動車等に代表さ れるとおり、日 れるとおり、日 進月歩が激し一進月歩が激し い。これらの最しい。これらの最 新の技術に対応|新の技術に対応 した自動車及びした自動車及び 鉄道等の陸上交 | 鉄道等の陸上交 通に係る安全・ 通に係る安全・ 環境政策を行う「環境政策を行う ためには、これしためには、これ らの技術に対応 らの技術に対応 した安全・環境 した安全・環境 基準を策定する 基準を策定する とともに、自動しとともに、自動 車の型式認証、 車の型式認証、 自動車の検査、自動車の検査、 リコール等にお | リコール等にお いても、最新技しいても、最新技 術に対応させて 術に対応させて いく必要があ いく必要があ る。そのためにる。そのために は、最新の技術は、最新の技術 に関する知見・ に関する知見・ データを有しつ「データを有しつ つ、公正・中立一つ、公正・中立 的な立場で実際 | 的な立場で実際 に研究、調査等に研究、調査等 を行い、科学的を行い、科学的 な根拠を持って な根拠を持って 国への貢献がで国への貢献がで きる基盤が必要 きる基盤が必要 であるため。さしてあるため。さ らには、我が国 | らには、我が国 技術を国際標準 技術を国際標準

化していくため 化していくため

であるような場合は共同研究によって補うこと)

- (viii) 継続課題にあっては、それまでの研究成果が具体的かつ明確に説明でき、研究期間に応じた達成レベルにあること
- (ix) 研究所の基礎体力強化 (ポテンシャルアップ、リソース強化) につながるものであること

上記の評価でポイントが高い提案課題について、国の行政施策への貢献という目的指向性をより高めるため、各技術分野を担当する国の行政官も参画した「研究課題選定・評価会議」を開催し、運営費交付金で行う研究課題(経常研究)については、新規提案課題の採択可否の決定、継続課題の中間評価、並びに研究計画の見直し等に関する審議を行った上で、次年度の研究課題を決定した。特に行政からは、提案課題が国の交通安全・環境の諸施策と整合しているか、研究成果が国土交通省の技術施策(技術基準の策定等)に有効に活用できるかといった観点で評価を受けた。

新規課題数:3課題 継続課題数:10課題

また、客観的な観点での研究評価を実施するため、各技 術分野を代表する外部の有識者で構成される研究評価委 員会を開催し、運営費交付金で行う各経常研究について、 事前、中間(研究期間が5年を超える課題の3年目に実 施。)、事後の外部評価を実施した。特に研究の手法に関し ては、学術的見地での貴重のご意見を頂き、その後の研究 に反映させることとした。なお、各課題の評価結果につい ては、研究所ホームページで公表し、その透明性を図った。

評価対象となる新規研究テーマ (事前評価): 7課題 評価対象となる継続研究テーマ (中間評価): 対象課題無

評価対象となる終了研究テーマ(事後評価):6課題

交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗報告会については、運営費交付金で行う経常研究に限定せず、受託研究や共同研究、競争的資金による研究等を含め、交通安全環境研究所で実施する各分野の研究課題を7つの研究課題群に集約し、課題群ごとに研究責任者から研究の進捗

自動運転を始めとする新技術について は、報道等を見る限りでは、ニーズが先 行し研究が追従しているような印象もあ る。

研究部門は自動運転を始めとする新技術について、実用化が優先され安全性がおろそかにされる場合も想定されることから限られたリソースを有効に活用して対応して欲しい。

交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新 | 学的根拠や最新 技術に関する知 技術に関する知 見は必要不可欠し見は必要不可欠 となるため。

#### 【評価軸】

●国が実施する | ●国が実施する | 国が実施する 関連行政施策の 関連行政施策の 関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 の策定等に反映 するための研究 するための研究 するための自動 であるか。具体 であるか。具体 車及び鉄道等の 的には、自動車、的には、自動車、研究等に特化 鉄道等の安全の 鉄道等の安全の し、その成果の 確保、環境の保 | 確保、環境の保 | 最大化のため、 全及び燃料資源 | 全及び燃料資源 | 別紙1に掲げた の有効な利用の | の有効な利用の | 方針及び平成 28 確保に係る基準 | 確保に係る基準 | 年度計画に沿っ の策定等に資す | の策定等に資す | て重点的に研究 るとされた調査 るとされた調査 開発を推進しま 及び研究である 及び研究である す。

●行政ニーズを | ●行政ニーズを いても確認し、いても確認し、

ているか。

にも、基準獲得 にも、基準獲得 となるため。

#### 【評価軸】

的確にとらえたし的確にとらえた 研究テーマの設 | 研究テーマの設 定後において 定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に 進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参 | 部有識者等の参 加する会議にお 加する会議にお 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 | 言・方向性の修 正を行う等、研 | 正を行う等、研 究開発の成果の | 究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する 取組が促進され 取組が促進され

ているか。

度合いと今後の実行計画、将来展望、行政施策との関連等 を報告させた。こうした方法で進捗管理を適切・確実に実 施している。

年度計画の別紙1にて設定した自動車(安全関係)分野 における具体的な取り組みについては、その概要を以下に 記述する。

### i. 予防安全(4課題)

○自動走行ードライバ走行間で行われる運転の権限移譲 時に求められる警報等 (HMI) に関する安全要件の検討

本検討においては、運転の主体の遷移時に求められる警 報等(HMI: Human Machine Interface)の安全要件を 検証することを目的とし、自動操舵機能(レベル2)が作 動中に異常が発生した場合、安全にドライバが運転の主体 を引き継ぐための要件を検証した。

カーブ中に異常が発生するケースにおいては、車両制御 の引き継ぎ方法として、徐々に制御への関与を緩める方法 が有効であり、自動操舵機能は、警報開始から約1.2秒後 の時点で旋回に必要なハンドル舵角の約 72%以上となる 程度の制御が求められることが明らかとなった。また、車 線変更中に異常発生するケースにおいては、システム正常 時の車線変更に要する時間を5秒以上確保する必要があ ることが明らかになった。

以上をとりまとめた結果、運転の権限移譲を安全に行う ために求められる警報のタイミングは、2秒以上前に必要 であることを確認した。

また、自動走行中のドライバの覚醒度についてドライビ ングシミュレータを用いて調査し、研究成果を国際連合欧 州経済委員会の自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) の自動操舵 (ACSF: Automatically Commanded Steering Function) 作業グループに提出し、 基準策定草案におけるドライバモニタ検知時間の技術的 根拠となった。

○自動走行車とドライバ走行車の混合交通時に求められ る自動走行車の挙動に関する安全要件の検討

本検討においては、自動運転制御の安全性評価を基軸と するドライバの運転行動データベースの基本設計を行う ことを目的とした。

ドライバの運転行動に関する既存研究の調査及び分析

国が実施する 最大化のため、 に掲げるとおり を推進します。 とする。

ある。

国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の 研究等に特化一研究等に特化 し、その成果のし、その成果の |最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 の方針は別紙1 点的に研究開発

別紙1に基づ 別紙1に基づ なお、自動 | く研究内容の重 | く研究内容の重 車・鉄道技術の│点化・成果目標│点化・成果目標 急速な進展を踏しの明確化を行うしの明確化を行う まえ、必要に応 | ため、具体的に | ため、具体的に じて、別紙1は は、行政担当者 は、行政担当者 変更する場合が | が参加する研究 | が参加する研究 課題選定・評価│課題選定・評価 会議を毎年開催 | 会議を開催し、 し、行政ニーズ | 行政ニーズとア とアウトカムを一ウトカムを的確 的確にとらえた。にとらえた研究 研究テーマを設 | テーマを設定し 定します。その | ます。その上で、 上で、外部有識 外部有識者を招 者を招聘する研 | 聘する研究評価 究評価委員会を | 委員会を開催 毎年開催し、新し、新規研究テ 規研究テーマの 一マの必要性、 必要性、目標設│目標設定や研究 定や研究手法の「手法の妥当性等 妥当性等を確認 を確認し、実施 し、実施中の研一中の研究テーマ 究テーマの進捗 | の進捗確認と必 確認と必要な軌 | 要な軌道修正等 道修正等を行しを行い、終了研 い、終了研究テ | 究テーマの最終

ーマの最終成果 成果の到達度や

を行った。独立行政法人産業技術総合研究所等が行った自 動車運転行動データベースを調査し、自動運転制御の安全 性評価を基軸とするドライバの運転行動データの基本構 成として必要なデータベース構造を検証した。

○進自動走行システムの基盤となる安全運転支援システ ムの性能試験方法の検討

安全運転支援システムの不要作動を考慮した試験条件 を提案することを目的とした。

坂道下に置かれた鉄片に対して発生する自動ブレーキ の不要作動性を評価する評価手法を考案した。今回試験に 用いた車両の自動ブレーキが、坂道下に設置した鉄片の奥 行きを長くすると不要作動が発生しやすくなる特徴があ ったことから、同じ奥行き条件を 10 回繰り返し不要作動 が発生する回数を計測した。その結果をロジスティック回 帰分析することによって、鉄片の奥行きの長さに対する不 要作動の発生確率を算出するという、不要作動性を定量的 に評価する手法を開発した。

○高齢ドライバの事故予防に必要な安全運転支援方法に 関する研究

増加する高齢ドライバによる交通事故を低減するため、 高度な運転支援技術を活用し、移動手段の確保及び事故予 防を両立できる最適な方法を提案するための調査、実験等 を行うことを目的とした。

交通事故マクロデータを解析することにより、現在は、 20 年前と比較して高齢ドライバによる単独事故が増加し ていることが明らかになった。また、ドライビングシミュ レータ実験により認知機能に問題がある高齢者の運転特 性を調べたところ、子供が車の陰から飛び出すような予測 が必要な場面ではブレーキ反応が遅れること、歩行者や自 転車等の小さい対象が単独で存在する場合の減速件数は、 対向車等の大きい対象が同時に存在する場合よりも少な いことを明らかにした。この他、実車を運転中に音声情報 による考え事をさせた場合、ハンドル舵角が不安定になる ことを発見した。

- ii. 衝突安全(3課題)
- ○車両乗員の胸部被害軽減に関する研究

本研究では乗員の胸部傷害軽減に有効な拘束装置要件 を明確にすることを目的とした。

の到達度や社会 社会的有用性等 導をいただきま ます。

的有用性等につ│について評価を いて評価を行 | 行い、将来の発 い、将来の発展 展等についてご 等についてご指 指導をいただき

さらに、交通 さらに、交通 安全環境研究所 安全環境研究所 長が主催する課 長が主催する課 題群進捗検討会 題群進捗検討会 を課題群ごとに | を課題群ごとに 毎年開催し、各 開催し、各研究 研究テーマの進一テーマの進捗確 捗確認と関連研│認と関連研究分 究分野の連携可 野の連携可能性 能性等を検討し、最 し、最大限の成 | 大限の成果が効 果が効率的に達|率的に達成でき 成できるように一るように努めま 努めます。

小型乗用車のホワイトボディを用いたスレッド試験を 行い、シートベルトのフォースリミッター設定値と胸部傷 害との関係を調査した。フォースリミッターが車両の初期 設定値(5kN)に比べて、約半分(2.5kN)の場合では、 胸部たわみは減少した。ただし、ダミーの上体移動量も増 大したことから内装との2次衝突による受傷が懸念され る結果となった。また、胸部傷害は、シートベルトの寄与 度が高くエアバッグはほとんど影響がなかった。胸部傷害 低減には、胸部保護を目的としたエアバッグの開発も有効 である等の知見を得た。

#### ○年少者乗員の被害軽減に関する研究

本研究においては、チャイルドシートを誤使用した場合 の傷害値を正常使用時と比較検討し、正しい使用法の啓発 資料作成に資するデータを得ることを目的とした。

小型乗用車のホワイトボディを用いたスレッド試験を 行い、主に3歳児以下が使用するチャイルドシートについ て、正常使用時と誤使用時とでダミーの挙動や傷害値等を 比較した。誤使用条件として、3歳児ダミーでは肩ベルト を外した状態、0歳児ダミーではチャイルドシート取付不 良の状態でスレッド試験を実施した。

誤使用した場合では、衝突時の移動量が多くなり、頭部 が前席シートの背面に衝突する等、重大事故になることが わかった。

リコール技術検証部と合同で課題に取り組み、本成果の 一部は国土交通省受託調査「道路運送車両法の保安基準に 適合するチャイルドシートの重要性及び適正使用に関す る調査」に活用された。

#### ○車両と自転車の衝突事故に関する研究

本研究では、自転車乗員頭部ヘルメットの着用効果を明 確にすることを目的とした。

自転車用ヘルメットの有限要素モデルを開発すること で、ヘルメットの装着効果を調査した。ヘルメットモデル は外殻(ポリエチレン)と衝撃吸収材(発泡ポリスチレン) により構成され、作成したモデルの妥当性は落下実験結果 をもとに検証した。ヘルメット装着有り、無しの2条件で、 自転車乗員が路面と衝突するときの頭部傷害の発生状況 を把握した。分析結果からヘルメット装着により脳損傷発 症リスクは軽減できることがわかり、特に頭蓋骨骨折防止 にきわめて大きな効果があることが示唆された。ただし、

対象とした自転車用へルメットは、脳損傷を引き起こす可能性のあることが示唆された。今後、ヘルメットを装着し、実際に交通事故に遭遇した自転車乗員事例も調査対象とし、引き続きヘルメットの有効性を調査していく必要がある。

iii. 自動運転技術の安全性・信頼性(3課題)

○自動運転を考慮した自動車用 EDR (Event Data Recorder) に関する研究

EDR は、運転支援、運転自動化技術の普及が進んだ状況において、事故等が発生した場合に車両システムの健全性を確認するために非常に有効な手段になると考えられる。ただし、これには記録されるデータが改ざん等により

EDR は、運転支援、運転自動化技術の普及が進んだ状況において、事故等が発生した場合に車両システムの健全性を確認するために非常に有効な手段になると考えられる。ただし、これには記録されるデータが改ざん等により不正に取り扱われないことが前提となる。現状の EDR 仕様は自動運転を前提としておらず、データ管理にも明確な技術要件は示されていない。本研究では自動運転を含めた将来交通における安全・安心の確保に貢献するため、自動運転を考慮した EDR の記録項目の精査、ソフト面及びハード面でのセキュリティを高める方法を検討することを目的とした。

現状の EDR のセキュリティ機能を把握するため、記録情報の取得手段を確立した。実車の ECU (Electronic Control Unit) に直接アクセスし記録情報を抜き取り、情報記録時点前後の車両挙動から記録情報の確かさを確認した。具体的には、記録の起点になる衝突前後の車両の状態を把握するため衝突試験を実施し、車両の後部を損傷させ、それにより記録された当該車両のエアバッグ用 ECUの EDR データを取得した。

EDR データを取得した車両及び取得したデータの車速を示す。停止させた試験車両が、衝突後に車速が 20km/h まで上がる状況が記録されており、衝突前後の車両挙動と一致したことから、EDR データには定性的に矛盾がなかったことが確認できた。今後、加速度センサー等を活用し、EDR データの数値的な正しさの確認、保存された情報への不正な入力の可否及び現状のセキュリティ対策等についても調査する必要がある。

平成28年12月に国際連合欧州経済委員会の自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) 自動運転作業グループの下にセキュリティタスクフォースが設立され、車両のシステムにおいて保存あるいは通信される情報の管理について議論が開始された。本研究の成果の一部は、同タス

クフォースに提出され、車両システムの扱う情報に対する 不正の脅威分析に利用された。 ○新型自動車用灯火の交通弱者等への安全性に関する調 杳研究 歩行者事故は、視認性が低下する夜間時において発生頻 度が高いため、その安全性向上が望まれている。こうした ことから、高光度化により照射距離を拡大するとともに対 向車に眩惑 (グレア) を与えず、かつ、歩行者は見えやす くするような新型自動車用灯火の開発が行われてきてい る。その反面、高光度化、高誘目性化された前照灯が歩行 者や自転車に与える影響については十分な知見が得られ ていない。また、高齢ドライバの夜間事故は多く、対策が 望まれている。 新型前照灯に関する評価については、高光度による歩行 者の眩惑 (グレア) 感、グレア光源が歩行者等の行動特性 に及ぼす影響及び前照灯光度による歩行者の横断判断変 化を調査した。また、高齢ドライバの視覚特性においては、 ドライバの年齢層等により歩行者視認性がどのように変 化するかを評価しその結果を定量化した。 さらに、夜間時の二輪車用昼間走行灯 (DRL: Daytime Running Lamps) が対向車にどのような影響を与えるか を調査した。本成果は国土交通省等へ報告し、国連欧州経 済委員会自動車基準調和世界フォーラム灯火器分科会 (UN/ECE/WP29 GRE) へ提出し、二輪車用昼間走行灯 の自動切り替え義務化の討議に技術的根拠として採用さ れた。 ○自動車における電磁的両立性に関する調査 国連規則 10 号 (UN-R10) の改正提案に対応した。ま た、UN-R10で引用されている国際規格(ISO、CISPR、 IEC) の改定動向を調査した。さらに、建設された電波暗 室の本格稼働に向けて技術的支援を行うとともに電動車 両の普及に伴い発生が懸念される30MHz以下の不要な電 磁ノイズの測定法について検討を実施した。 UN-R10 の改正案が非公式に提案されたので、その妥 当性について検討を実施した。平成29年10月に正式に提 案されることから、今後、国内対応会議を開催して最終方 針が決定される予定である。また、国際規格の国内審議団 体である自動車技術会の CISPR 分科会 (5回開催) に参 画し、改正案の審議を行った。

自動車認証審査部への技術支援では、竣工式典での設備 説明、電波暗室の基礎特性であるサイトアッテネーション 特性の測定、電磁ノイズ測定法に関するクロスチェック等 に関して技術支援を実施した。 平成 28 年 9 月 8 日開催の第 22 回電磁両立性 (EMC) 環境フォーラム総合セッションで「R10 と自動車の相互承 認」という表題で講演し、UN-R10 について広く一般に 広報した。	
認」という表題で講演し、UN-R10 について広く一般に	
広報した。	
また、平成 28 年 9 月 12 日に第二試験場に新設された電 波暗室の竣工式典に関し、自動車認証審査部とともに関係	
者に対して設備の説明を実施した。	

## 4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援							
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	項						
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化							
	自動車(環境関係)							
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条					
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)						
当該項目の重要度、難易	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209					
度		レビュー						

2. 主要な経	. 主要な経年データ														
② 主要な	② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット	[関する情報]				
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度				28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最													
		終年度値等)													
										予算額(百万円)	1,211				
										決算額 (百万円)	1,640				
										経常費用(百万円)	1,508				
										経常利益(百万円)	153				
										行政サービス実施コ	729				
										スト (百万円)					
										従事人員数	43				

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
	(再掲)	(再掲)	(再掲)		業務実績	自己評価					
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A				
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	年度計画の別紙1にて設定した自動車(環境関係)分野	A	<評定に至った理由>				
	に係る国民の安	に係る国民の安	に係る国民の安		における具体的な取り組みについては、その概要を以下に	年度計画の目標を	実施した 10 課題の全てで年度計画に				
	全・安心の確保	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>	記述する。	超えた研究成果が	おける所期の計画を達成したことに加				
	及び環境の保全	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究		10課題中3課題	え、以下の理由から所期の計画を上回る				
	を図るため、国	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の	iv. 燃料電池等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価(3	で得られた。	成果を得たと認められることから「A」				
	が実施する関連	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	課題)	また、燃費シミュレ	評定とした。				
	行政施策の立案	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	○二酸化炭素(CO₂)無排出車両(CO₂-ZEV:Zero Emission	ーションを活用し					
	や技術基準の策	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	Vehicle) の継続的な環境性能評価手法確立に向けた試験法	た燃費影響解析結	実走行データとシミュレーションの活				
	定等に資する研	定等に資する研	定等に資する研	の数。	に関する研究	果を国土交通省及	用による排出ガス・燃費の評価及び予測				
	究等を交通安全	究等を交通安全	究等を交通安全		燃料電池自動車 (FCV) や電気自動車 (EV) をはじめと	び経済産業省資源	方法の研究では、構築したガソリン乗用				
	環境研究所にお	環境研究所にお	環境研究所にお	<評価の視点>	する CO2 を排出しない次世代環境適合車両の性能評価の基	エネルギー庁に、燃	車用燃費シミュレーションの知見を活用				

いて行うものとしいて行います。 する。

また、我が国 うものとする。 います。

これらの研究 等を進めるにあ 等を進めるにあ 等を進めるにあ たっては、中期 たっては、中期 たっては、中期 計画期間におけ | 目標期間におけ | 目標期間におけ る研究開発の成│る研究開発の成│る研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の「他の研究業務の」他の研究業務の 質の向上のた 質の向上のた 質の向上のた め、的確な研究 め、的確な研究 め、的確な研究 マネジメント体 マネジメント体 マネジメント体 制を整備すると | 制を整備すると | 制を整備すると ともに、以下のともに、以下のともに、以下の ①から④までに ②から④までに ②から④までに 掲げる取組を推 掲げる取組を推 掲げる取組を推 進するものとすします。

また、研究業 | また、研究業務 | また、研究業務 務に係る評価に | に係る評価につ | に係る評価につ ついては、研究 | いては、研究業 | いては、研究業 業務全体を一定 | 務全体を一定の | 務全体を一定の の事業等のまと 事業等のまとま 事業等のまとま まりと捉え、評┃りと捉え、自己┃りと捉え、自己 価に当たって 評価に当たって 評価に当たって は、下記に掲げしは、中期目標にしば、中期目標に る評価軸及び① | 定められた評価 | 定められた評価 から④までに掲 軸及び指標等に 軸及び指標等に げる指標等に基 基づいて実施し 基づいて実施し づいて実施するします。 ものとする。

いて行います。

るか。具体的には、

る基準の策定等に資

び研究を実施してい

また、我が国 また、我が国 自動車及び鉄道 自動車及び鉄道 自動車及び鉄道 等の技術の国際 | 等の技術の国際 | 等の技術の国際 標準化等のた 標準化等のた 標準化等のた め、研究成果等 | め、研究成果等 | め、研究成果等 | 全の確保、環境の保 | を活用し、新た | を活用し、新た | を活用し、新た | 全及び燃料資源の有 提案に必要なデ│提案に必要なデ│提案に必要なデ 一タ取得等も行 | 一夕取得等も行 | 一夕取得等も行 | するとされた調査及 | います。

> これらの研究 これらの研究しるか。 進します。

> > ます。

国が実施する関連行│礎となる技術を確立するとともに、潜在的な課題の探索及│料蒸発ガス評価手│し、タイヤの違いによる燃費影響、エン 政施策の立案や技術しび試験法の整備に資する研究を行った。本研究の対象は、 |基準の策定等に反映|FCV 及び EV の性能評価手法開発のための実験を含む技術 |するための研究であ│的検討とし、実際の車両試験から得たデータを基に未整備│議会 自動車排出ガ│省及び経済産業省資源エネルギー庁にお である性能評価試験法を迅速に整備することを目的とし 自動車、鉄道等の安した。

#### 1. 車両試験用設備整備

FCV のシャシダイ試験が当研究所で実施できるように設 | 交通省にそれぞれ | 対策技術の評価では、世界統一排出ガ な試験方法等の | な試験方法等の | な試験方法等の | 効な利用の確保に係 | 備整備を行った。具体的には、水素センサー、火炎センサ | 提供し、また、FCV | ス・燃費試験法 (WLTP: Worldwide 一等の安全装置の設置、水素供給配管の整備及び水素ボン べ重量計量装置の整備を行った。

> 2. 水素燃料消費率に関する新型自動車の試験方法 る新型自動車の試 / キャニスタ容量 | の比を活用して明ら (TRIAS) の作成支援

> 上記設備を使用し、実車を用いて水素燃料消費率の測定 成に貢献する等、基 にWLTPに対応できない車両はキャニス を行った。このときテストサイクルは、世界統一試験サイ クル(WLTC: Worldwide harmonized Light vehicles Test 以上の理由により、 Cycles)を使用して試験を行った。得られた実験結果及び 年度計画における 研究結果が平成29年3月の環境省中央環 試験実施に関わる知見を自動車認証審査部と共有し、水素 | 所期の目標を上回 | 境審議会自動車排出ガス専門委員会で活 燃料消費率の測定方法に関する TRIAS の作成支援を行っ る成果が得られて 用され大気環境改善に寄与されるととも

FCV の試験設備を整備し、試験から得られたデータによ り、FCVの水素燃料消費率の測定手法に関する新型自動車 の試験方法(TRIAS)作成に貢献した。

○リアルワールドにおける最新型重量車の環境性能を高度 に反映したエンジン台上試験法に関する研究

現行のリアルタイムシミュレーション (HILS) に実エン ジンを組み合わせた拡張 HILS において、実運転を考慮し たシャシ HILS に改良し、リアルワールドでの排出ガス及 び燃費性能の評価が可能な試験装置を構築するとともに、 最新技術を搭載した重量車の評価が可能な試験法を検討す ることを目的とした。

平成28年度は、従来の重量車の排出ガス評価法(シミュ レーション法) をリアルワールド走行時の排出実態に近付 けるために、実シフトのアルゴリズムを導入し、新評価法 その効果のを検証を行ったした。

①アルゴリズム導入による効果の検証

シャシダイナモ試験による重量車の実変速時間は、1秒 程度存在することが分かったことから、この変速時間を HILS (シャシ HILS) に設定した。

②従来法との比較試験

る調査結果を国土 準策定に貢献した。 おり、Aと評価する。

<課題と対応> 特になし。

法に関する成果を「ジンの新技術を導入した際の燃費改善効 環境省中央環境審 | 果を評価した。これらの結果は国土交通 ス専門委員会に、走ける将来の燃費基準策定のための議論に 行抵抗測定に関す

大きく貢献したものと認められる。

国際基準調和に向けた新たな蒸発ガス | の水素燃料消費率 | harmonized Light vehicle Test Procedure) の測定手法に関すして対する対応の可否を「燃料タンク容量 験方法 (TRIAS) 作 かにしたこと、2015 年新車販売台数を基 タ容量を平均 17%増加させれば、WLTP に対応し得ることを明らかにした。この に、インパクトファクターが 3.459 と非 常に高い論文誌に採択されたことは工学 系の研究成果としては貴重である。

> 低燃費車両におけるモード及び実行燃 費等の調査では、平成28年4月に認証試 験時に使用される走行抵抗値が不正な方 法により計測された事案を受け、従前か らの研究調査で得た知見を基に文献、実 地、実測、ヒアリング等調査を通じて、 当該不正な方法と認証試験法との技術的 相違点を明らかにし、不正による影響と その対策について検討した結果を行政に 提供したことで、同種事案の再発防止対 策を講じる上で行政に大きく貢献したと 認められる。

【重要度:高】 【重要度:高】 自動車及び鉄 自動車及び鉄 道等の陸上交通 | 道等の陸上交通 に係る技術は、 に係る技術は、 自動運転システ│自動運転システ ム、燃料電池自一ム、燃料電池自 動車等に代表さし動車等に代表さ れるとおり、日 れるとおり、日 進月歩が激し一進月歩が激し い。これらの最一い。これらの最 新の技術に対応|新の技術に対応 した自動車及びした自動車及び 鉄道等の陸上交 | 鉄道等の陸上交 通に係る安全・ 通に係る安全・ 環境政策を行う「環境政策を行う ためには、これしためには、これ らの技術に対応 らの技術に対応 した安全・環境 した安全・環境 基準を策定する 基準を策定する とともに、自動しとともに、自動 車の型式認証、車の型式認証、 自動車の検査、自動車の検査、 リコール等にお | リコール等にお いても、最新技しいても、最新技 術に対応させて | 術に対応させて いく必要があ いく必要があ る。そのためにる。そのために は、最新の技術 は、最新の技術 に関する知見・ に関する知見・ データを有しつ「データを有しつ つ、公正・中立一つ、公正・中立 的な立場で実際 | 的な立場で実際 に研究、調査等に研究、調査等 を行い、科学的を行い、科学的 な根拠を持って な根拠を持って 国への貢献がで国への貢献がで きる基盤が必要 きる基盤が必要 であるため。さしてあるため。さ らには、我が国 | らには、我が国 技術を国際標準 | 技術を国際標準

化していくため 化していくため

従来試験法では、リアルワールド走行時の変速挙動が再現できていないことが分かった。そのため、排出ガス浄化装置(EGR)の挙動が異なり、エンジン出口での窒素酸化物(NOx)排出率がリアルワールド走行時に比べ低いことが分かった。

本成果を取りまとめ、国内学会において3件発表した。 また、交通安全環境研究所フォーラム2016においても発表 を行った。次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に 関する事業(国土交通省受託)で成果を報告した。

○ハイブリッド車における特性を反映した評価法に関する 研究

ハイブリッド車の燃費性能は、使用過程におけるバッテリーの性能劣化等が考慮されておらず、それらを加味した燃費や排出ガス性能の変化も考慮した環境性能評価について検討を行うことを目的とした。

バッテリー劣化による燃費影響等を明らかにするため、 代表的なハイブリッド車で走行距離 18万kmの車両を調達 して、新品バッテリーへ交換する前後でモード燃費等の比 較を行い、使用過程でのバッテリー状態が燃費に及ぼす影響を調査した。

バッテリー交換前後で JC08 モード燃費を測定した結果を比較したところ、バッテリー交換により約 2.5%燃費が改善した。試験前後のバッテリー充電状態 (SOC) と電流の収支をみるとバッテリー容量は燃費影響以上に劣化していることが示唆されるが、バッテリー容量をフルに使用しているわけではないこと等から、燃費への影響は必ずしも大きいものではなかった。

v. 実走行時の有害物質及び騒音の評価(4課題)

○実走行データとシミュレーションの活用による排出ガス・燃費の評価及び予測方法の研究

実走行時の排出ガスについては、車載式排出ガス分析計 (PEMS: Portable Emission Measurement System)を用いて計測することは可能であるものの、試験毎に条件が変わるため評価が困難である。また、実走行時の燃費についても種々の方法で計測することは可能であるが、得られた結果について各種要因による変化を定量的に解析することが困難である。この問題を解決するためには、これらの排出ガス及び燃費の計測とシミュレーションを組み合わせ、評価することが有効であり、その手法を構築することを目

にも、基準獲得 にも、基準獲得 交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新 | 学的根拠や最新 技術に関する知 技術に関する知 見は必要不可欠し見は必要不可欠 となるため。

#### 【評価軸】

■国が実施する | ●国が実施する | 国が実施する 関連行政施策の | 関連行政施策の | 関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 の策定等に反映 するための研究 するための研究 するための自動 であるか。具体 | であるか。具体 | 車及び鉄道等の 的には、自動車、的には、自動車、研究等に特化 鉄道等の安全の 鉄道等の安全の し、その成果の 確保、環境の保 | 確保、環境の保 | 最大化のため、 全及び燃料資源 | 全及び燃料資源 | 別紙1に掲げた の有効な利用の | の有効な利用の | 方針及び平成 28 確保に係る基準 | 確保に係る基準 | 年度計画に沿っ の策定等に資す | の策定等に資す | て重点的に研究 るとされた調査 るとされた調査 開発を推進しま 及び研究である | 及び研究である | す。

●行政ニーズを | ●行政ニーズを 的確にとらえたし的確にとらえた 研究テーマの設 | 研究テーマの設 定後において 定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に 進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参 | 部有識者等の参 加する会議にお 加する会議にお いても確認し、 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 | 言・方向性の修 正を行う等、研 | 正を行う等、研 究開発の成果の | 究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する 取組が促進され 取組が促進され

ているか。

となるため。

### 【評価軸】

いても確認し、

ているか。

的とした。

ディーゼル車を対象に、車両及び動力伝達装置の物理モ デルと実走行データに基づく統計モデルを組み合わせたモ デルの基本概念を設計した。また、ガソリン乗用車を対象 に燃費シミュレーション用の物理モデルにトランスミッシ ョンの変速及び伝達効率モデルを組み入れる手法を考案、 構築し、モード走行燃費を高精度に予測するシミュレーシ ョンを構築した。

本成果を取りまとめ、国土交通省及び経済産業省エネル ギー庁に提供し、燃費基準策定のための資料として活用さ れた。また、国内学会において3件発表し、査読付き論文 1編を自動車技術会に投稿した。

○リアルワールドにおける車両環境性能と大気汚染の実態 把握

車載式排出ガス分析計 (PEMS: Portable Emission Measurement System) 等を用いて、ディーゼル微粒子捕 集フィルター (DPF) 等の長周期排出ガス制御を用いる車 両等の最新型車両の実路上における環境性能の実態を把握 することにより、最新型車両の性能実態に即した排出ガス 及び燃費の評価方法を検討することを目的とした。

DPF 再生時の排出ガス挙動を把握するために、 尿素 SCR システム搭載車両の DPF 手動再生時の窒素酸化物 (NOx)、 一酸化炭素 (CO)、炭化水素 (HC (未燃燃料成分)) 及び アンモニア濃度を PEMS 及び NOx センサーを用いて測定 した。その結果、排出ガス温度の上昇に伴い、CO 及び未規 制有害物質のアンモニアの排出量の増加が確認された。

以上の結果から、排出ガス性能が大きく変化する DPF 再 生時の排出ガス性能評価の重要性を示した。

○国際基準調和に向けた新たな蒸発ガス対策技術の評価

これまでわが国において対策が積極的に行われてこなか った駐車時蒸発ガス及び給油時蒸発ガスに関する規制の国 際統一を見据え、諸外国の規制を国内導入した際の影響を 評価することを目的とした。具体的には、世界統一基準の 試験法に基づいて、実車における駐車時蒸発ガスの発生挙 動を評価することを目的とした。

世界統一排出ガス・燃費試験法 (WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure) の一つである 駐車時の終日保管時排出試験(DBL)を実施し、タンク容 量/キャニスタ容量の容量比が 110 以下であれば規制対応が

国が実施する 研究等に特化一研究等に特化 最大化のため、 に掲げるとおり を推進します。 とする。

ある。

国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の し、その成果のし、その成果の |最大化のため、 重点的に推進す 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 の方針は別紙1 点的に研究開発

別紙1に基づ 別紙1に基づ なお、自動 | く研究内容の重 | く研究内容の重 車・鉄道技術の│点化・成果目標│点化・成果目標 急速な進展を踏しの明確化を行うしの明確化を行う まえ、必要に応 | ため、具体的に | ため、具体的に じて、別紙1は は、行政担当者 は、行政担当者 変更する場合が | が参加する研究 | が参加する研究 課題選定・評価│課題選定・評価 会議を毎年開催 会議を開催し、 し、行政ニーズ | 行政ニーズとア とアウトカムを ウトカムを的確 的確にとらえた | にとらえた研究 研究テーマを設 | テーマを設定し 定します。その | ます。その上で、 上で、外部有識 外部有識者を招 者を招聘する研 | 聘する研究評価 究評価委員会を | 委員会を開催 毎年開催し、新し、新規研究テ 規研究テーマの 一マの必要性、 必要性、目標設│目標設定や研究 定や研究手法の「手法の妥当性等 妥当性等を確認 を確認し、実施 し、実施中の研中の研究テーマ 究テーマの進捗 | の進捗確認と必 確認と必要な軌 | 要な軌道修正等 道修正等を行しを行い、終了研

> い、終了研究テ | 究テーマの最終 ーマの最終成果 成果の到達度や

可能であることが分かった。さらに、その容量比に基づい て、平成27年新車販売台数の上位30種におけるWLTPの 適合の可否を分析した。

その結果、タンク容量/キャニスタ容量の値が110を超え る車種は、15 車種(全販売台数の 52%) あり、WLTP を導 入する際には対策を要することが明らかになるとともに、 キャニスタの平均容量を 17%増加させることによって対応 し得ることが分かった。

本成果を第 59 回中央環境審議会 自動車排出ガス専門委 員会に提供した。また、国内学会において2件、国際学会 において1件発表し、査読付論文3編を自動車技術会論文 集等に投稿した。

○車外騒音の規制見直し及び実路上での騒音実態について の検討

四輪車及び二輪車の騒音規制見直しに資するデータを取 得し、また、使用過程車の効率的な取り締まりを見据え、 騒音源可視化装置を用いた使用過程車の測定を実施するこ とを目的とした。

乗用車7台について、騒音測定を実施した。また、各車 両に交換用マフラーを1本用意し、マフラーを交換した状 態でも騒音測定を実施した。効率的なマフラー騒音規制見 直しのため、マフラー構造が騒音レベルに与える影響を評 価可能なシミュレーション手法を開発した。シミュレーシ ョンは、1台の車両についてマフラー3種類を用意し、騒 音レベルを測定した。当研究所の開発した騒音源可視化装 置について、使用過程車の音源測定を行った。

以上のことから、四輪車の規制値見直しに資するデータ 及びマフラー騒音規正の見直しに資するデータを取得し た。使用過程車について、騒音源の可視化を行ったデータ を取りまとめ、国際騒音制御工学会主催の INTER -NOISE2016 にて、発表を 1 件行った。

#### vi. 実用燃費の評価 (3課題)

○実使用環境における車両特性を高度に反映した重量車燃 費試験法の検討

エンジンの制御性や動力伝達装置の伝達効率等が重量車 の燃費性能に与える影響を把握し、実使用環境における過 渡特性等を反映した評価方法を検討することを目的とし

動力伝達装置等の駆動損失を評価する方法を検討した結

の到達度や社会 社会的有用性等 導をいただきま ます。

的有用性等につ│について評価を いて評価を行一行い、将来の発 い、将来の発展 展等についてご 等についてご指 指導をいただき

安全環境研究所 安全環境研究所 長が主催する課 長が主催する課 題群進捗検討会 題群進捗検討会 を課題群ごとにしを課題群ごとに 毎年開催し、各 開催し、各研究 研究テーマの進 テーマの進捗確 捗確認と関連研│認と関連研究分 究分野の連携可 野の連携可能性 能性等を検討し、最 し、最大限の成 | 大限の成果が効 果が効率的に達|率的に達成でき 成できるように一るように努めま 努めます。

さらに、交通 さらに、交通

果、様々な課題から車両のみでエンジン軸出力を計測でき る簡易な方法が求められることを明らかにし、エンジン単 体試験や車載式燃費計の設置が不要な新たな方法を提案し

将来(次々期)重量車燃費試験法におけるトランスミッ ションの伝達効率評価方法の提案に向けた課題を抽出し

○低燃費車両におけるモード及び実効燃費等調査

実運用されている車両を対象とした燃費に影響を及ぼす 因子の影響度を調査することを目的とした。

燃費に最も大きく影響した要素は平均車速で、調査を実 施した車両のうちの1台について、1運行時の平均車速と 燃費の関係を整理すると、全体的な挙動は平均車速が50~ 60km/h で極大値を持つ2次関数で表された。JC08 モード 及び東京都 No.2 モードの燃費結果は、平均車速2次曲線分 布の最上位に近いプロットとなった。条件が良い時にはモ ード燃費と同等になる一方で、実際にはエアコンの使用や 気温、天候等が不利に働くことが多く、それより低い値に なることが示唆された。夏季のデータを春季及び秋季のデ ータと比較することでエアコンの影響について求めたとこ ろ、約1割の影響度であった。また、タイヤをエコタイヤ に換装して実燃費の測定したところ、換装直後では差がみ られなかったが、走行距離が 2,000km 程度を超えると差が みられ、燃費が約2%改善し、エコタイヤが実燃費改善に も有効であることが示された。その過程で走行抵抗測定を 実施したところ、エコタイヤ装着による転がり抵抗低減効 果は約5%であった。

また、平成28年4月に、認証試験時に使用される走行抵 抗値が、不正な方法により計測されたケースがあることが 発覚したことから、年度計画の実施に加えて、当該方法と 認証試験法との違いを比較するために、文献の整理、現地 調査、実測及びヒアリング等の調査を行い、不正による影 響及びその対策について検討した結果を行政に報告した。

○エンジン台上試験での実走行再現による精度向上の可能 性検討

エンジン台上試験におけるエンジン等のトルク追従性が 重量車の燃費性能等に与える影響を調査し、既存の台上試 験装置においてもリアルワールドを高度に反映した評価方 法を検討することを目的とした。

	エンジン台上試験装置の制御について、従来方式と改良 方式(エンジン、ダイナモ各慣性補正先出し及び先出し期間中の吸気ポート燃料噴射 (PI) 制御量調整)での運転比較を実施し、改良方式ではアクセル開度の滑らかな制御を実現した。さらなる制御精度の改善のためには、制御のみならずエンジン台上試験装置で用いる軸トルク計の応答性向上が重要であることを見出した。 以上より、エンジン台上試験における運転精度向上方法の提案に向けた課題を抽出した。	
--	--	--

# 4. その他参考情報

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援							
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項							
	①研究内容の重点化・成果目標の明確化							
	鉄道等							
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条					
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)						
当該項目の重要度、難易	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209					
度		レビュー						

2. 主要な経年	. 主要な経年データ													
③ 主要な7	アウトプット(	アウトカム)情報							②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度			28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最												
		終年度値等)												
									予算額(百万円)	1,211				
									決算額(百万円)	1,640				
									経常費用(百万円)	1,508				
									経常利益(百万円)	153				
									行政サービス実施コ	729				
									スト (百万円)					
									従事人員数	43				

3.	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	(再掲)	(再掲)	(再掲)		業務実績	自己評価		
	自動車及び鉄	自動車及び鉄	自動車及び鉄	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
	道等の陸上交通	道等の陸上交通	道等の陸上交通	特になし。	年度計画の別紙1にて設定した鉄道等分野における具体的な	В	<評定に至った理由>	
	に係る国民の安	に係る国民の安	に係る国民の安		取り組みについては、その概要を以下に記述する。	業務実績の	年度計画における所期の計画を達成し	
	全・安心の確保	全・安心の確保	全・安心の確保	<その他の指標>		とおり着実	たと認められることから「B」評定とし	
	及び環境の保全	及び環境の保全	及び環境の保全	別紙1で定めた研究	vii. 都市交通システムの安全性・信頼性評価(3課題)	な実施状況	た。	
	を図るため、国	を図るため、国	を図るため、国	計画に対し、所期の	○軌道系交通システムの信頼性・アベイラビリティ・保全性	にあると認		
	が実施する関連	が実施する関連	が実施する関連	目標を達成している	(RAM) の評価手法の指針の整理	められる。		
	行政施策の立案	行政施策の立案	行政施策の立案	か。また、目標を超	軌道系交通システムに用いられる技術の RAM に関する評価			
	や技術基準の策	や技術基準の策	や技術基準の策	過して達成した課題	において標準的に用いられている手法を調査して指針を整理	<課題と対応>		
	定等に資する研	定等に資する研	定等に資する研	の数。	し、軌道系交通システムの技術評価手法の検討に反映すること	特になし。		
	究等を交通安全	究等を交通安全	究等を交通安全		を目的とした。			
	環境研究所にお	環境研究所にお	環境研究所にお	<評価の視点>	RAM の評価手法に関し、国際規格に規定されている故障率			

いて行うものとしいて行います。 する。

自動車及び鉄道 | 自動車及び鉄道 | 自動車及び鉄道 | するための研究であ | 標準化等のた 標準化等のた 標準化等のた 自動車、鉄道等の安 を活用し、新た を活用し、新た を活用し、新た 全及び燃料資源の有 理 な試験方法等の | な試験方法等の | な試験方法等の | 効な利用の確保に係 | います。 うものとする。

これらの研究 これらの研究 これらの研究 るか。 等を進めるにあ | 等を進めるにあ | 等を進めるにあ たっては、中期 たっては、中期 たっては、中期 計画期間におけ 目標期間におけ 目標期間におけ る研究開発の成│る研究開発の成│る研究開発の成 果の最大化その | 果の最大化その | 果の最大化その 他の研究業務の一他の研究業務の一他の研究業務の 質の向上のた 質の向上のた 質の向上のた め、的確な研究 め、的確な研究 め、的確な研究 マネジメント体 | マネジメント体 | マネジメント体 制を整備すると | 制を整備すると | 制を整備すると ともに、以下のしともに、以下のしともに、以下の ①から④までに ②から④までに ②から④までに 掲げる取組を推 | 掲げる取組を推 | 掲げる取組を推 進するものとす 進します。

また、研究業 また、研究業務 また、研究業務 務に係る評価に に係る評価につ に係る評価につ ついては、研究 | いては、研究業 | いては、研究業 業務全体を一定 | 務全体を一定の | 務全体を一定の の事業等のまと 事業等のまとま 事業等のまとま まりと捉え、評┃りと捉え、自己┃りと捉え、自己 価に当たって | 評価に当たって | 評価に当たって は、下記に掲げしは、中期目標にしば、中期目標に る評価軸及び① | 定められた評価 | 定められた評価 から④までに掲 軸及び指標等に 軸及び指標等に げる指標等に基 基づいて実施し 基づいて実施し づいて実施する ます。 ものとする。

しいて行います。

います。

び研究を実施してい

進します。

ます。

国が実施する関連行│等の予測計算手法や分析ソフトウェアによる手法を調査し、実 政施策の立案や技術 | 績を重視する我が国の考え方と計算を重視する国際規格の考え また、我が国 また、我が国 また、我が国 基準の策定等に反映 方の相違等を検討して指針を整理した。

本成果を取りまとめ、交通安全環境研究所フォーラム及び国 等の技術の国際 | 等の技術の国際 | 等の技術の国際 | るか。具体的には、 | 内学会3件で発表した。

め、研究成果等┃め、研究成果等┃め、研究成果等┃全の確保、環境の保┃○安全性を重視し信頼性等との調和がとれた技術評価手法の整

信頼性等の要件調査、評価手法検討の結果を反映し、受託案 提案に必要なデー提案に必要なデー提案に必要なデーる基準の策定等に資ー件をケーススタディとして、信頼性・アベイラビリティ・保全 ータ取得等も行 | ータ取得等も行 | ータ取得等も行 | するとされた調査及 | 性 (RAM) との複合的な評価指標を整理することを目的とした。

> 軌道系交通システムに用いられる技術は、高い安全性と安定 稼働の両立が必要であるため複合的な評価が求められる。この ため、交通安全環境研究所の鉄道技術評価案件から具体的な事 例をケーススタディとして調査するとともに、国際電気標準会 議(IEC) 62278 等の国際規格における「安全」の定義(受入 れ不可能なリスクが無い)、現実性及び費用対効果を考慮したリ スクの許容(ALARP: As low as Reasonably Practicable)の 考え方を調査し、安全性、信頼性の双方を考慮した評価指標を 整理した。

## ○鉄道における磁界評価に関する調査

鉄道車両内における磁界を測定し、その結果を踏まえ、車内 における磁界の低減対策を検討する。また、実車両において効 果を評価し、効果的な低減対策をとりまとめるとともに車外に おける磁界の発生状況を把握することを目的とした。

車内の磁界に関しては、6車種の車両の磁界を測定し、磁界 の発生状況を調査した。また、電磁界シミュレーションにおい て、高圧母線に対する磁界低減対策を検討するとともに、試験 用の磁界低減シールドを製作し、取り付けた実車両を調査する ことにより効果を評価し、低減対策の提案を行った。

車外の磁界に関しては、1車種の車両の床下から放射される 磁界を測定し、踏切を車両が通過している際に人が立ち入るこ とができる距離における磁界強度を推定した。

### vii. 地方鉄道の安全性向上(6課題)

○路面電車 (LRT) と道路交通との衝突事故防止のための支援 システムの検討

高度道路交通システム(ITS)技術を活用し、路面電車と自 動車の双方の安全性を高め、道路を共用する両者が共存できる 交通社会を構築することを目的とした。

# 【重要度:高】 【重要度:高】 自動車及び鉄 自動車及び鉄 道等の陸上交通 | 道等の陸上交通 に係る技術は、 に係る技術は、 自動運転システ│自動運転システ ム、燃料電池自一ム、燃料電池自 動車等に代表さし動車等に代表さ れるとおり、日 れるとおり、日 進月歩が激し一進月歩が激し い。これらの最一い。これらの最 新の技術に対応 | 新の技術に対応 した自動車及びした自動車及び 鉄道等の陸上交 | 鉄道等の陸上交 通に係る安全・ 通に係る安全・ 環境政策を行う「環境政策を行う」 ためには、これしためには、これ らの技術に対応 らの技術に対応 した安全・環境 した安全・環境 基準を策定する 基準を策定する とともに、自動しとともに、自動 車の型式認証、車の型式認証、 自動車の検査、自動車の検査、 リコール等にお | リコール等にお いても、最新技しいても、最新技 術に対応させて | 術に対応させて いく必要があ いく必要があ る。そのためにる。そのために は、最新の技術 は、最新の技術 に関する知見・ に関する知見・ データを有しつ「データを有しつ つ、公正・中立一つ、公正・中立 的な立場で実際 | 的な立場で実際 に研究、調査等に研究、調査等 を行い、科学的を行い、科学的 な根拠を持って な根拠を持って 国への貢献がで国への貢献がで きる基盤が必要 きる基盤が必要 であるため。さしてあるため。さ らには、我が国しらには、我が国 技術を国際標準 | 技術を国際標準

化していくため 化していくため

これまでの検討内容に基づき改修した路面電車-自動車間衝 突事故防止支援システムの機能について実車両を用いて検証した。

#### (1) 高負荷通信実験

多数の車両が存在する環境下における支援情報の伝達性を検証するため、高負荷通信実験用無線機 30 台が電波を発射している状況で検証したところ、支援情報が正確に伝送されることを確認した。

### (2) 支援機能確認実験

支援により事故削減効果が見込まれる場面について、新たな 2場面を加えた計4場面を対象として実フィールドで実験を行 い、各場面において支援情報が提供されることを確認した。

○踏切における衝突・接触事故防止のための支援システムの検 討

鉄道と道路交通の接点である踏切における事故について、特に踏切障害物検知装置の設置が困難な地方鉄道の踏切を対象として、踏切を通過する列車や自動車の存在を把握し、状況に応じて情報提供や注意喚起等の支援を行うシステムを構築し、その有効性について検証することを目的とした。

踏切遮断時に自動車が踏切に進入することを防止するための 支援機能について、踏切保安設備が作動中の踏切に接近する自 動車に減速や停止を促す機能を、これまでの衝突予測時間 (TTC: Time To Collision)による支援方法から、踏切までの 距離による支援方法に改修することで、安定した支援が行われ ることを確認した。

本成果を取りまとめ、交通安全環境研究所フォーラム及び国 内学会(1件)にて発表した。

#### ○プローブ車両技術の高度化及び普及に関する研究

地方鉄道の軌道に関し、的確かつ省コストな保守管理を実現するため、プローブシステムによる遠隔自動収録システムを確立するとともに、走行音データを活用するためのプローブシステムの改良を行うことを目的とした。

プローブシステムの軌道データの遠隔自動収録システムに関しては、地方鉄道の営業列車に測定部及びデータ伝送部を設置し、無線通信によりサーバにデータを伝送・蓄積する遠隔自動収録システムを搭載し自動収録試験を実施した。可搬型プローブシステムと異なり、測定員が現地に赴くことなくデータの取得及び伝送・蓄積が自動で行えることを確認するとともに、収録されたデータに基づく評価方法を整理し、軌道の診断に有効

にも、基準獲得 にも、基準獲得 交渉において科 | 交渉において科 学的根拠や最新|学的根拠や最新 技術に関する知 技術に関する知 見は必要不可欠し見は必要不可欠 となるため。

### 【評価軸】

●行政ニーズを | ●行政ニーズを いても確認し、 取組が促進され 取組が促進され

ているか。

となるため。

### 【評価軸】

■国が実施する | ●国が実施する | 国が実施する 関連行政施策の | 関連行政施策の | 関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 の策定等に反映 するための研究 するための研究 するための自動 であるか。具体 | であるか。具体 | 車及び鉄道等の 的には、自動車、的には、自動車、研究等に特化 鉄道等の安全の 鉄道等の安全の し、その成果の 確保、環境の保 確保、環境の保 最大化のため、 全及び燃料資源 | 全及び燃料資源 | 別紙1に掲げた の有効な利用の | の有効な利用の | 方針及び平成 28 確保に係る基準 | 確保に係る基準 | 年度計画に沿っ の策定等に資す | の策定等に資す | て重点的に研究 るとされた調査 るとされた調査 開発を推進しま 及び研究である | 及び研究である | す。

的確にとらえたし的確にとらえた 研究テーマの設 | 研究テーマの設 定後において 定後において も、研究内容のしも、研究内容の 進捗を定期的に 進捗を定期的に 内部で確認する 内部で確認する のみならず、外のみならず、外 部有識者等の参 | 部有識者等の参 加する会議にお 加する会議にお いても確認し、 必要に応じて助 必要に応じて助 言・方向性の修 | 言・方向性の修 正を行う等、研 | 正を行う等、研 究開発の成果の | 究開発の成果の 最大化に資する 最大化に資する

ているか。

なデータが得られることを確認した。

プローブシステムにおける走行音データの活用に関しては、 レールの摩耗防止や潤滑等の保守管理に「きしり音」を活用す るための、音声収録データの広帯域化改造に向けたシステム仕 様を整理し、広帯域化に対応した走行音収録装置のプロトタイ プを製作した。また、その装置を用いて地方鉄道の車内におい て測定を実施し、急曲線部における「きしり音」等のデータが 収録できることを確認した。

本成果を取りまとめ、交通安全環境研究所フォーラムにおい て発表した。また、騒音データをレール摩耗防止や潤滑等に活 用するための方策をとりまとめ、特許を出願した。

○脱線事故防止のためのレール摩耗形状及び軌間拡大リスクの 評価方法に関する研究

脱線事故の発生を防止するためレールの摩耗形状や軌間拡大 のリスクに関する定量的な管理方法及び事業者が適用可能な測 定機材・測定手法を検討することを目的とした。

レールの摩耗形状に関しては、レールと車輪との接触角が減 少すると、作用する横圧が同じでも脱線のリスクが高まること から、レールの断面形状を測定し、車輪との接触角を求めて評 価指標とした上で、レーザセンサを用いた簡易な2次元形状測 定装置 (摩耗形状測定装置) を製作し、レールの頭頂部の形状 が測定できることを確認した。

軌間拡大のリスクの評価に関しては、レールに横圧を作用さ せレールの変位量を観測するための横圧作用治具の仕様につい て検討した。

本成果を取りまとめ、国内学会において1件発表した。

○鉄道の安全性向上を目指した衛星測位の適用技術に関する研

鉄道環境における衛星測位の利用上のボトルネックとなって いる位置精度の確保について、既存技術の改良手法の検討及び 試験による精度評価をすることで、衛星信号を鉄道で利用する ためのシステムの概略仕様を策定することを目的とした。

軌道回路による点制御型の自動列車停止装置(ATS)相当の 位置検知精度(10m程度)と同等の精度を衛星測位主体のシス テムが持つことを目標としているが、これまでの研究で、線路 方向誤差が正規分布を取ると仮定して発生頻度 10-8 (一日 25 本運行で10.000年に一回程度発生する)での値を算出すると、 最大の位置誤差は±17m程度という結果が得られており、目標 である 10m 程度に及ばない。そこで、昨年度取得した衛星測位

国が実施する 最大化のため、 最大化のため、 に掲げるとおり を推進します。 とする。

ある。

国が実施する 関連行政施策の関連行政施策の 立案や技術基準 | 立案や技術基準 の策定等に反映 の策定等に反映 するための自動 するための自動 車及び鉄道等の | 車及び鉄道等の 研究等に特化一研究等に特化 し、その成果のし、その成果の 重点的に推進す 別紙1に掲げた るべき研究開発 | 方針に沿って重 の方針は別紙1 点的に研究開発

別紙1に基づ 別紙1に基づ なお、自動 | く研究内容の重 | く研究内容の重 車・鉄道技術の│点化・成果目標│点化・成果目標 急速な進展を踏しの明確化を行うしの明確化を行う まえ、必要に応 | ため、具体的に | ため、具体的に じて、別紙1は は、行政担当者 は、行政担当者 変更する場合が | が参加する研究 | が参加する研究 課題選定・評価│課題選定・評価 会議を毎年開催 会議を開催し、 し、行政ニーズ | 行政ニーズとア とアウトカムを ウトカムを的確 的確にとらえた | にとらえた研究 研究テーマを設 | テーマを設定し 定します。その | ます。その上で、 上で、外部有識 | 外部有識者を招 者を招聘する研 | 聘する研究評価 究評価委員会を | 委員会を開催 毎年開催し、新し、新規研究テ 規研究テーマの「一マの必要性、 必要性、目標設│目標設定や研究 定や研究手法の「手法の妥当性等 妥当性等を確認 を確認し、実施 し、実施中の研中の研究テーマ 究テーマの進捗 | の進捗確認と必 確認と必要な軌 | 要な軌道修正等 道修正等を行しを行い、終了研

い、終了研究テ | 究テーマの最終

ーマの最終成果 成果の到達度や

試験データを解析し、沿線環境に応じた仰角マスクによりマル チパス対策を図る手法を検討した。

仰角マスクは一般に、低仰角の衛星を全方位にわたってマス クすることによってマルチパスを含む可能性の高い衛星を排除 して精度を向上させるものである。昨年度の測位試験で得たデ ータを用い、精度の向上に効果のある仰角マスクを検討した結 果、測位精度が良くない衛星配置の場合には、仰角マスクの効 果があること、全方位のマスクよりも、枕木方向でマスクした 方がよい成果が得られた。また、これまでの衛星測位に係る成 果を踏まえ、鉄道分野における衛星測位の活用に資するよう、 ガイドライン検討委員会を設置した。

本成果を取りまとめ、国内学会において3件発表するととも に、検討委員会において、旅客サービスから列車制御まで、求 められる安全性に応じてレベルを設定し、留意点を整理すると ともに、鉄道事業者の活用事例も盛り込み、関係者間の情報共 有を促すための「鉄道分野における衛星測位の利活用に関する ガイドライン ととりまとめた。

### ○鉄道の運転士支援機能の実効性・精度向上に関する研究

衛星測位からの情報を利用し、分岐器、信号機、曲線(速度 制限)、踏切等の保安上重要な設備に対する運転を支援するため の情報提供を行う車上装置を提案し、シミュレータによって安 全性及び有効性を検証することを目的とした。

速度照査用の自動列車停止装置(ATS)を整備していない地 方鉄道で利用することを念頭に、主に分岐器や曲線等の速度制 限区間における速度超過防止のための情報提供を運転士に伝達 できるか検証した。

必要な車上装置の機能を確認し、運転シミュレータ上で支援 画面を表示できることを確認した。

#### ix. 公共交通の導入促進・評価 (3課題)

○公共交通システムにおける技術の高度化や新規技術に関する 評価及び普及

路面電車(LRT)、バス高速輸送システム(BRT)及びゴム タイヤを用いた新交通システム等の技術の高度化や利用者の安 全・安心等につながる公共交通利用環境向上技術に関する評価 を行い、実用化又は技術基準化を目指すことを目的とした。

LRT に関しては、宇都宮 LRT の軌道特許申請に際し、路面 電車として初めての導入が検討されている急行運転とそれに関 する追い越し施設の安全性を評価した。また、同路線における 各種安全対策について宇都宮市に対する技術的な支援を行っ

導をいただきま ます。

の到達度や社会 社会的有用性等 的有用性等につしていて評価を いて評価を行一行い、将来の発 い、将来の発展 展等についてご 等についてご指 指導をいただき

さらに、交通 さらに、交通 安全環境研究所 安全環境研究所 長が主催する課 長が主催する課 題群進捗検討会 題群進捗検討会 を課題群ごとにしを課題群ごとに 毎年開催し、各|開催し、各研究 研究テーマの進一テーマの進捗確 捗確認と関連研│認と関連研究分 究分野の連携可 野の連携可能性 能性等を検討し、最 し、最大限の成 | 大限の成果が効 果が効率的に達し率的に達成でき 成できるように一るように努めま 努めます。

新交通システムに関しては、新設計のシステムについて安全 性評価を実施し、システムを構成する台車、ブレーキ装置等に 関し、実車走行試験を通じて基本的な走行性能及び安全性を確 保できる見通しを確認した。

また、新たに開発された新交通向けシーサスクロッシング(分 岐器)について、設計安全性を評価するとともに耐久試験で評 価した。

さらに、ホーム上の安全性向上策として新たに開発されたホ ーム柵について、安全性を評価した。新型ホーム柵はこれまで に無い動作や構造を有しているため、特有のリスク及び異常時 の対策について整理するとともに、実証実験を行うにあたって の安全性確保に関する技術指導を行った。

本成果は、宇都宮ライトレールの路線計画の具体化 (「軌道運 送高度化実施計画 平成28年9月26日付け国土交通大臣認定) に貢献した。また、交通安全環境研究所で実施した新型ホーム 柵に対する安全性評価の内容は、平成28年12月に国土交通省 より公表された『新型ホームドア導入検討の手引き』に反映さ れた。

### ○公共交通導入効果評価手法の高度化

公共交通の導入に伴う自動車交通流の変化やシステムのライ フサイクルを考慮した評価を含めた交通計画予測評価手法の高 度化を進めることを目的とした。

これまで蓄積してきたシミュレーション技術をベースに、新 たに高齢化による交通行動の変化等を考慮した上で、ライフサ イクル全体を通じたより複合的な導入効果評価手法を検討し た。平成26年度には人口動態に伴う交通行動変化の状況調査 とシミュレーション手法を検討し、その結果を受けて平成27 年度には年齢階層別の移動特性を考慮して分析的階層手法

(AHP: Analytic Hierarchy Process) をシミュレータに導入 する改修を行った。本年度は、年齢階層別個別年代の総需要値 を算出して、結果に年代構成比率に応じた加重平均処理を行う 等の手法を統合した他、AHP 処理のマトリックスに、より詳細 な項目の追加を行い、機能を強化した。さらに、シミュレーシ ョンに関する表示機能の強化も行い、駅勢圏の表示機能や計算 結果のグラフ表示機能等を追加し、本シミュレータを用いてモ デルケースにおけるケーススタディを実施した。

本成果を取りまとめ、交通安全環境研究所フォーラムにて発 表した。

○公共交通に関するセミナーの開催による地域の理解促進への 資献 新規公共交通システム導入を考える自治体や事業主体と連携 し、導入・動域レベルの理解促進に貢献することを目的とした。 平成 29 年 2 月 18 目に沖縄県与那原町において、東京大学大学院新領域創成科学研究科「先進ヒューマンモビリティ安全設 計学」寄付講座との共同主催、沖縄県与那原町との共催により 「新たな公共交通に関する製品会 in 与那原 〜県都那福市から 南風原町を経て大型 MICE 施設(与那原町)まで〜」 を開催した。製話会では3 件の講演及びパネルディスカッション「新たな公共交通をでは3 件の講演及びパネルア・スタッション「新たな公共交通を活用したまもづくり・地域づくり」を実施した。 地元住民や沖縄県内交通関係者等の200名を超える参加があり、また、現地の新聞に取り上げられる等、大きな反響も認められ理解促進に貢献できた。

### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I. 2. (1) 234	新技術や社会的要請に対応した行政への支援						
	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事	研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項					
	②外部連携の強化・研究成果の発信						
	③受託研究等の獲得						
	④知的財産権の活用と管理適正化						
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条				
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209				
度		レビュー					

. 主要な経年データ	タ												
①主要なアウトフ	プット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間											
		最終年度値等)											
	18 件	18 件	19 件					予算額(百万円)	1,211				
共同研究の実施		(別紙1における 研究分野毎に2件 程度)											
基準の策定等に資		25 件	27 件					決算額(百万円)	1,640				
する調査、研究等 を実施		(研究員 1 人あた り 2年に1件程度)											
	一人平均	一人平均	一人平均					経常費用(百万円)	1,508				
国内外の学会等で	3件	3件	3.29 件										
研究成果を発表		(研究員1人あたり年に3件程度)											
	一人平均	一人平均	一人平均					経常利益(百万円)	153				
査読付き論文の	0.5 件	0.5 件	0.68 件										
発表		(研究員 1 人あた り 2年に1件程度)											
	60 件	60 件	62 件					行政サービス実施コ	729				
受託研究等の実施		(前五カ年の実 績値より設定)						スト (百万円)					
特許等の産業財産 権の出願	4件	4件 (目安として研 究員3名1組で5 年に2件)	4件					従事人員数	43				

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務	5大臣による評価
					業務実績	自己評価		
	国内のみなら	国内のみなら	国内のみなら	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В

ず諸外国も含め | ず諸外国も含め | ず諸外国も含め た、公的研究機 た、公的研究機 た、公的研究機 関、大学、民間 | 関、大学、民間 | 関、大学、民間 企業等との共同 | 企業等との共同 | 企業等との共同 研究や人的交流 | 研究や人的交流 | 研究や人的交流 等の連携を強化 | 等の連携を強化 | 等の連携を強化 し、研究の効率し、研究の効率し、研究の効率 的かつ効果的な | 的かつ効果的な | 的かつ効果的な 実施を図るこ 実施を図りま | 実施を図りま | ・ 受託研究等の実施 |

ること。

### 【指標】

- グ指標)
- ング指標)
- 標) 等

また、研究成 また、研究成 また、研究成 果について、国 果について、国 果について、国 の施策立案への┃の施策立案への┃の施策立案への┃<その他の指標> 貢献及び国内学 | 貢献及び国内学 | 貢献及び国内学 | 特になし。 会等を通じた研 | 会等を通じた研 | 会等を通じた研 究成果の社会還 | 究成果の社会還 | 究成果の社会還 | <評価の視点> もに、国際学会 もに、国際学会 もに、国際学会 できているか。 での発表等の国 での発表等の国 での発表等の国 際活動を推進す | 際活動を推進し | 際活動を推進し ます。

ます。

これらの目標 これらの目標 ●共同研究の実 | 達成のため、具 | 達成のため、具 施状況(評価指 | 体的には、共同 | 体的には、共同 研究を90件程度 | 研究を18件程度 ●基準の策定等 | 実施します。ま | 実施します。ま に資する調査、 た、基準の策定 た、基準の策定 研究等の実施状 | 等に資する調 | 等に資する調 況 (モニタリン | 査、研究等を 125 | 査、研究等を 25 件程度実施しま | 件程度実施しま ●学会発表等の す。これらの調 す。これらの調 状況(モニタリ│査、研究等によ│査、研究等によ って得られた成しって得られた成 ●査読付き論文 | 果を広く社会に | 果を広く社会に の発表状況(モー公表するため)公表するため ニタリング指 に、国内外の学 に、国内外の学 会等で一人平均 | 会等で一人平均 15 件程度発表し 3 件程度発表し

ます。このうち、ます。このうち、

査読付き論文を | 査読付き論文を

一人平均 2.5 件 $\Big|$  一人平均 0.5 件

・ 共同研究の実施

基準の策定等に資 する調査、研究等 を実施

研究成果を発表 ・ 査読付き論文の

権の出願

②外部連携の強化・研究成果の発信

交通安全環境研究所は国の施策に直接貢献できる研究を行う ことを最大の使命としており、どのような成果を生み出せば社│おり着実な実│したと認められることから「B」評定 会により効果的に還元できるかについて研究者自らが道筋を考し施状況にある ・国内外の学会等で えることとしている。当研究所の最大の強みは、技術基準の策 □ 定等につながる自動車や鉄道等の技術の評価法を研究する能力 が高いことであり、そのための試験技術や計測法に関する知見 を備え、さらに専用の試験設備を保有している。

こうした当研究所の立場、特長、研究能力、試験設備、大学 <課題と対応> ・特許等の産業財産 | の学術研究能力及び企業の技術開発力がそれぞれ持つ強みをお | 特になし。 互いの理解のもとに結びつける共同研究、共同事業等によって、 技術開発等も伴う国家プロジェクト等で最大限の研究成果を効 率的に生み出し、その成果を行政施策に反映し社会に有効に役 立てることを産学官連携の基本方針としている。

さらに当研究所は、独立行政法人として交通技術行政の進め 方やその仕組み等に詳しいことから、研究の成果を国施策へ反 元に努めるとと | 元に努めるとと | 元に努めるとと | 計画通り着実に実行 | 映する方策等の面で産学官連携の指導性を発揮することが可能 である。保有する試験設備や研究者の知見を活用しつつ、共同 研究を19件実施した。また、共同研究の枠組みとは別に、2 校の大学と連携大学院方式により提携している。

> 国の施策立案へ貢献するために、交通安全環境研究所が行う 調査、研究のうち将来的に自動車、鉄道等の安全の確保、環境 の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に 資する検討課題を国へ提案することとした。

> また、研究成果を活用した施策提言に積極的に取り組む一方 で、基準等の策定に資する検討会やワーキンググループ (WG) への参画等により、国土交通政策に関わる基準策定、施策立案 支援等の業務に積極的に取り組み、研究成果の社会還元に努め ることとした。具体的には研究成果から得た知見を活かし、専 門家として、国土交通省や環境省等の検討会やWGに参画し、 専門的知見を述べること等により、国土交通政策の立案・実施 支援に貢献した。

> 基準の策定等に資する取り組みとして、調査・研究を15件、 検討会や WG への参画を 12 件、合計 27 件に取り組んだ。以下 に、具体的事項について示す。

【基準の策定等に資する調査、研究課題】(15件)

○燃料蒸発ガス対策及びガソリン直噴車 PM 規制等の検討に向 けた調査委託業務

本委託業務においては、燃料蒸発ガスの対策及びガソリン

業務実績のと と認められ

<評定に至った理由>

年度計画における所期の計画を達成 とした。

	,	۰,		1.010	1.44.	
	目	動	車	機	構	0
設	7	目	的	に	合	郅
す	る	行	政	及	び	Þ
間	か	b	0)	受	託	矽
究	`	受	託	試	験	垒
0)	実	施	に	努	め	Z
ل ۲	لح.	0				
	研	究	老	$\mathcal{O}$	音	谷
	Η/I	74		<b>v</b> /	15	H

向上を図るた 向上を図るた 向上を図るた め、知的財産権 | め、知的財産権 | め、知的財産権 の活用を図ると┃の活用を図ると┃の活用を図ると ともに、その管 | ともに、その管 | ともに、その管 理を適正に行う│理を適正に行い│理を適正に行い こと。

#### 【指標】

●知的財産の出 願状況(評価指 標)

程度発表しま一程度発表しま

自動車機構の 自動車機構の 致 | 設立目的に合致 | 設立目的に合致 する行政及び民 する行政及び民 研│間からの受託研│間からの受託研 等│究、受託試験等│究、受託試験等 | の実施に努めま | の実施に努めま

これらの目標 これらの目標 達成のため、具達成のため、具 体的には、国等 体的には、国等 からの受託研究 からの受託研究 等を 300 件程度 | 等を 60 件程度実 実施します。

ます。

達成のため、具 達成のため、具 体的には、特許体的には、特許 等の産業財産権 等の産業財産権 の出願を24件程 の出願を 4 件程 度行います。

一施します。

研究者の意欲 研究者の意欲 ます。

これらの目標 これらの目標 度行います。

直噴車における粒子状物質 (PM) 規制を導入する場合の試験 方法及び技術的な要件等について、具体的に確立することを 目的とし、欧米で実施されている蒸発ガス対策の国内導入や、 粒子数計測の検出限界を引き下げた場合の計測精度への影響 について検討を行った。

○燃料電池自動車の水素燃料消費率測定方法に関する調査 本調査では、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法 (WLTP) に記載された燃料電池自動車の水素燃料消費率の 測定方法を、量産型燃料電池車を対象に試験し、世界統一試 験サイクル (WLTC: Worldwide harmonized Light vehicles Test Cycles)を走行した際の燃費値を実測した。また燃料電 池自動車に関する最新技術動向について調査を行った。

○ディーゼル乗用車等の路上走行検査方法策定等に関する検討 事業

国内に路上走行検査を導入する場合の実施条件及び評価方 法の検討を目的に、様々な条件下において車載式排出ガス分 析計 (PEMS: Portable Emission Measurement System) を用いた路上走行試験及びシャシダイナモメータ試験を実施 した。同一のルートを異なる季節に試験をした結果では、外 気温の影響を受けて窒素酸化物(NOx)の排出量は大きく変 化することが示された。

○自動車の歩行者保護性能に係る調査研究及び衝突安全基準と 電気・電池安全基準に関する調査

歩行者保護装置(歩行者用エアバッグ等)搭載車両に対応 した歩行者頭部保護試験方法の改定及び歩行者脚部保護試験 の改定等に必要な調査を実施した。また、衝突安全基準と電 気・電池安全基準に関する国際会議等に出席して調査した。 国際連合欧州経済委員会の自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) /衝撃吸収分科会及びインフォーマル会 議において、衝突安全及び電気・電池安全の新規策定や現行 基準改訂に日本の交通事故実態を反映させるための議論及び 働きかけを行った。

○E コールの国際基準策定に関する調査

交通事故データを使用して、エアバッグが展開しない条件 を調査した。その結果、車両前右角同士のオフセット前面衝 突の場合、斜め前方より衝撃が車体に作用する条件下ではフ ロントエアバッグは作動しない可能性のあることが判明し た。さらに、単独衝突においても同様の傾向のあることが示 された。実際の交通事故では、フロントエアバッグが作動し ない場合があると考えられ、エアバッグセンサーによるトリ ガーに追加して手動により E コールシステムを作動させる等

の対策の必要性を検証できた。 ○交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査 本調査においては、以下3つの調査に取り組み成果を取り まとめた。 1. 車両後方ソナーは、壁との距離を測定し、駐車時のドライ バへの単独事故予防支援を主目的として開発されている。同 ソナーは体格差にも依存するが人も検知可能であることを明 らかにした。 2. 頭部が衝撃を受けた場合の脳神経細胞の耐性値をラット 大脳皮質由来初代培養神経細胞を使用し調査した。 3. 救命救急センターに搬送された歩行者、自転車乗員が頭部 外傷により重軽傷となった事例を対象として、意識障害、高 次脳機能障害の有無について調査した。 ○平成28年度自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査 国際連合欧州経済委員会の自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) /ブレーキと走行装置分科会(GRRF) 会 議及び自動操舵 (ACSF: Automatically Commanded Steering Function) インフォーマル会議にて提案する資料の とりまとめ、同会議にて提案資料の説明、情報収集等を行っ た。また、自動車試験場において、ACSF の条文ドラフトと して提案されている試験法について、実車による検証を行っ ○水素燃料電池自動車の衝突安全性に関する調査 水素燃料電池自動車の衝突安全性に関する国際技術基準の 改定に必要な知見を得るため、日欧と米国で試験方法に違い がある側面衝突試験について比較試験を行った。車体変形量 及び最大加速度は米国基準の試験方法の方が大きかったがそ の差は小さく、水素ガスタンクの安全性評価としてどちらの 試験方法でも問題無いことが確認できた。 ○事故分析と対策の効果評価手法の開発 通信技術を利用した歩行者情報をドライバに提供するシス テムの事故削減効果を定量的に評価する手法を開発し、その 効果評価を行った。当該システムがドライバの運転特性に与 える影響について実験的に検証し、その影響を踏まえた上で、 コンピュータシミュレーションを実施することにより、当該 システムの仕様差による事故削減効果を分析した。 ○衝突事故時における助手席子供乗員のエアバッグによる影響 に関する調査 エアバッグの展開により助手席に乗車した3歳の女児が死 亡した事故の発生を受け、助手席の子供乗員に対するエアバ ッグの影響について、スレッド試験機を用いて実験を行い調 47

査した。今回の調査で使用したエアバッグにおいて、助手席 の子供乗員の胸部に対する加害性はなかったが、頚部に対し て加害する可能性があることが分かった。 ○騒音規制国際基準等の見直しのための調査 四輪車の騒音規制値及びマフラー騒音の規制値見直しのた め、乗用車7台について、騒音測定を行った。いずれの車両 においても、交換用マフラーを装着した状態でも試験を実施 した。また、騒音可視化装置を用いた測定も実施し、行政関 係者向けに、装置の活用方法について勉強会を実施した。 ○大型車の排出ガス国際調和基準策定調査事業 重量車の国際統一試験サイクル (WHDC) 導入にあたり、 並行輸入車等で行われるシャシダイナモ試験法について、試 験車2台を用いて検証試験を実施した。規制値よりも全体的 に窒素酸化物 (NOx) 排出量が増加する傾向は従来と同様で アクセル変動がエンジンベンチ試験よりも大きいことが原因 として考えられた。また、バイオ燃料が混合されている欧州 燃料を用いて比較試験を実施した。過去の研究例ではバイオ 混合燃料では NOx 排出が概ね増加する傾向であったのに対 し、今回の尿素 SCR を用いたエンジンでは逆に NOx 排出が 減少した。したがって、欧州で認可をとった重量車用ディー ゼルエンジンを国内の燃料で運転したときには NOx 排出が 増加する可能性があることが示された。 ○重量車の燃費試験法に関する調査 重量車の燃費評価は実験データを元にしたシミュレーショ ン法により行われている。次期燃費試験法の策定に向けて、 シミュレーション法で用いる重量車燃料消費率計算用プログ ラムの改良を行った。また、オートマチックトランスミッシ ョン (AT) 車の変速アルゴリズムが燃費評価時と実際の車両 の走行時で同等に行われているか、シャシダイナモ試験によ る検証、そして新技術や乗用車も含めた燃費改善技術に関す る調査を実施し、現状の AT 車の燃費評価が適切に行われて いることが示された。 ○車載式排出ガス測定システムを用いたリアルドライブエミッ ション規制対応車の性能調査事業 窒素酸化物 (NOx) の測定原理が異なる2台の車載式排出 ガス分析計 (PEMS: Portable Emission Measurement System) を比較評価することで測定値の同等性を確認すると ともに、欧州メーカーが製造した最新ディーゼル車両の排出 ガス性能を把握することを目的とし、シャシダイナモメータ 上で排出ガス測定を行った結果、今回の試験条件においては 2台の PEMS による計測値は概ね同等であり、その NOx 排 48

出量は現行規制値に対して十分に低い値であった。	
○鉄道車両の磁界に係る低減方策等の調査	
電磁界シミュレーションによる磁界の低減方策の検討結果	
を行い、シールドの材質、重量を考慮した鉄道車両における	
磁界の低減方策の検証を行うとともに、今まで検証が行われ	
ていなかった鉄道車両の外部における磁界の発生傾向につい	
て検証を行い、報告書をとりまとめた。	
C快証を行い、報告者をとりまとめた。 	
【基準の策定等に資する検討会及び WG】(12 件)	
○車両安全対策検討会	
国土交通省が実施する様々な交通安全施策について議論す	
る「車両安全対策検討会」において、専門家の立場で参画し	
た。平成28年度は、第10次交通安全基本計画の策定を踏ま	
え、先進安全技術による事故削減効果の評価と順次基準化、	
歩行者・自転車事故対策さらに死者数削減に向けた事故分析	
等に関する審議を行った。	
○青函共用走行区間すれ違い時減速システム等検討会	
北海道新幹線、在来線共用走行における新幹線列車と在来	
線列車の安全なすれ違いを実現するため、すれ違い時に新幹	
線列車の速度を制御するシステムの検討及びトンネル内圧力	
変動の影響等の技術的検討を進めた。	
○技術基準検討会	
鉄道に関する技術上の基準に関し、土木分野、電気分野、	
車両分野及び運転分野のそれぞれについて、改正に向けた動	
向及び今後の方向性等について検討した。	
○JISE3019 鉄道信号保安部品の高温及び低温試験方法改正	
原案作成委員会	
1979 年以降改定されていない鉄道信号保安部品の高温及	
び低温試験方法に関する日本工業規格(JIS)について、技術	
的な現状を踏まえ、事業者及びメーカーとともに改正原案の	
作成を行った。	
○SIP 自動走行システム推進委員会・次世代都市交通 WG	
先進バスシステム (ART) 技術、公共交通優先信号 (PTPS)	
高度化、歩行者/交通弱者支援システム、移動円滑化等に関す	
る討議を行った。	
○「新型ホームドア導入の手引き」に関する WG	
新型ホームドアの普及促進のため、鉄道事業者等における	
新型ホームドア導入の検討に資することを目的として、これ	
までの技術開発過程等で蓄積された知見・ノウハウをとりま	
とめるとともに、ホームドアの開発メーカー、実証実験等に	
協力した鉄道事業者、安全性評価を実施した当研究所等により	
49	

り検討を行い、「新型ホームドア導入検討の手引き ~各種開 発事例より~」を作成した。 ○日 EU 鉄道分野における強制規格に関する国内検討会 我が国から欧州連合(EU)に対して日本とEU双方にとっ て有益な市場アクセス向上施策を提案するための準備とし て、EUの状況調査、EUとの交渉、ヨーロッパの鉄道におけ る統一列車制御システム (ERTMS) と日本の基準の比較検討 及び信号分野、車両分野双方とも回の検討会を開催し、報告 書をとりまとめた。 ○新幹線鉄道騒音に関する予測・評価手法検討会 新幹線鉄道騒音のより正確な把握・評価に資するため、適 切な精度を持ち簡便に活用できる新幹線鉄道騒音予測手法の 案を策定・検証し、その予測結果の活用方法及び公表方法等 について検討して、報告書をとりまとめた。 ○貨物列車走行の安全性向上検討会 JR 北海道江差線で連続して発生した貨物列車の脱線事故 に鑑み、車両・軌道・積荷の積載等の因子が複合的に組み合 わさることにより発生する脱線事故を防止するため、偏積の 防止手段や検知技術等の安全性向上策に関する検討を進め ○新幹線貨物専用列車検討会 新幹線タイプの車両に在来線貨物列車をそのまま搭載し て、北海道新幹線・在来線共用走行区間を輸送するための専 用車両について、技術開発の現状及び基本的な性能について 整理し、技術的課題及び検証状況の検討を進めた。 ○鉄道騒音の分析・評価に係る検討会 地方公共団体等による新幹線鉄道騒音の測定結果を分析 し、今後実施すべき実測調査及び社会反応調査の調査計画を 検討して、報告書をとりまとめた。 ○新型ホームドアに関する技術WG コスト低減等による一層のホームドア普及促進のため、鉄 道事業者に対し、新型ホームドアに関する情報提供や現地視 察を行った。 以上の研究成果について、成果の普及、活用促進を図り、広 く科学技術に関する活動に貢献するため、国内外での学会発表、 論文誌への投稿、専門誌への寄稿、関係団体での講演等に積極 的に取り組んだ。以下に、具体的事項について示す。 ▶ 国内外の学会等での発表件数: 102件(一人平均 3.29件) うち査読付き論文 21件 (一人平均 0.68件) 50

### ③受託研究等の獲得

受託業務に関して、当法人は次のような方針で臨んでいる。

自動車・鉄道分野における安全・環境問題を担当する公正・中立な法人として、要員不足の問題を抱えつつも、国が行政上緊急に必要とする業務は確実に実施して答えを出すのが使命と認識している。行政を支援するため、国土交通省、環境省等から委託業務を受託し、安全・環境行政に係る政策方針の決定や安全・環境基準の策定等の施策推進に直接的に貢献することとしている。

民間受託については、これまでに培われた当法人の技術知見や 所有する施設・設備を活用し、各種行政施策への活用のみなら ず、国民への貢献、技術の波及効果といった観点から、当法人 の設立目的に合致するものについては積極的に獲得するものと している。

限られたリソースを適切に活用するため、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築し、これにより課題実施の妥当性、予算・人員の最適化を計っている。また、業務の効率化を図るため、受託業務を、研究者の専門性に基づく判断力を必要とする非定型業務と定型的試験調査業務(実験準備、機器操作、データ整理等)とに分け、後者は、可能な限り外部の人材リソース(派遣等)を活用する等して、研究者が受託業務を効率的に進捗管理できるよう受託案件毎に、チーム長を責任者とする研究チーム制を採用している。

行政、民間等外部からの研究、試験の受託に努め、合計 62 件の受託研究、試験を実施した。受託総額は、約9億1千万円 (契約額ベース) となった。以下に、具体的な件名について示 す。

#### 【国等からの受託研究】(23件)

- ▶ 平成 28 年度燃料蒸発ガス対策及びガソリン直噴車 PM 規制 等の検討に向けた調査委託業務
- ▶燃料電池自動車の水素燃料消費率測定方法に関する調査
- ▶ 自動車の歩行者保護性能に係る調査研究及び衝突安全基準と 電気・電池安全基準に関する調査
- ▶ディーゼル乗用車等の路上走行検査方法策定等に関する検討事業
- ▶ 平成28年交換用マフラー騒音低減技術調査分析業務
- ➤ 平成 28 年度 第 6 期先進安全自動車 (ASV) 推進計画の実施に関する調査
- ▶ 平成 28 年度自動命令型操舵機能等の国際基準に関する調査
- ▶次世代大型車の新技術を活用した車両開発等に関する事業

▶騒音規制国際基準等の見直しのための調査	
▶水素燃料電池自動車の衝突安全性に関する調査	
▶自動車排出ガス性能劣化要因分析事業	
▶ 交通弱者保護を目的とした傷害軽減に関する調査	
▶ 平成 28 年度 事故分析と対策の効果評価手法の開発	
▶歩車間通信の要求条件に関する調査	
▶ 大型車の排出ガス国際調和基準策定調査事業	
▶衝突事故時における助手席子供乗員のエアバッグによる影響	
に関する調査	
▶重量車の燃費測定法に関する調査	
▶ 自動車におけるサイバーセキュリティ評価方法等に関する調	
▶ 車載式排出ガス測定システムを用いたリアルドライブエミッ	
ション規制対応車の性能調査事業	
▶自動車メーカーから報告のあった自動車の構造・装置に起因	
した事故・火災情報等、ユーザーから寄せられた不具合情報	
等に関する分析調査	
▶リコール届出の分析調査	
▶ 道路運送車両法の保安基準に適合するチャイルドシートの重	
要性及び適正使用に関する調査	
【民間からの受託研究】(39件)	
▶実使用時燃費の確認のための調査(燃費影響調査)	
▶ 走行抵抗測定・評価方法の検証に関する調査	
▶走行抵抗測定方法の検証に関する調査	
▶安全装置に係る電子制御技術に対する自動車検査の可能性に	
関する調査研究	
▶ E コールの国際基準策定に関する調査	
▶実使用状況におけるヘッドランプクリーナーの有効性に関す	
る研究	
▶自動運転に係る基準整備に向けた、車両のセキュリティに関	
する調査	
▶前照灯の配光制御による歩行者事故低減効果に関する研究	
▶運転意識を維持・回復する為の視覚刺激・触覚刺激の研究	
<ul><li>▶新型ホームドアの実駅実証試験における運用面での妥当性確</li></ul>	
認についての技術指導	
<ul><li>⇒新交通システムの高速化に関する技術指導と安全性評価</li></ul>	
▶ APM 用新型分岐の試験に関する安全性評価	
▶海外向け空港 APM 用信号システムの設計安全性評価	
→ 気動車の性能試験に関わる技術指導	
▶車軸検知式列車検知装置に関する安全性検証	
52	

▶新型 LRV 運転台からの車外視認性に関する設計安全性評価	
▶ ATS車上装置の設計に関する安全性評価	
▶ 単線固定循環式特殊索道用握索装置試験	
▶ 単線自動循環式特殊索道用握索装置試験	
▶ 複線自動循環式普通索道用握索装置試験	
▶索道用新型ロープの曲げ疲労試験 2件	
▶海外案件用列車検知装置のサーベイランス	
▶列車制御システム車上装置(適用規格:IEC 62425)のサー	
ベイランス	
▶ 列車制御システム車上装置(適用規格: IEC 62279)のサー	
ベイランス	
▶列車制御システム車上装置(適用規格:IEC 62280)のサー	
ベイランス	
▶外国向けモノレールの延伸に伴う列車制御システムの規格適	
合性評価	
▶海外向け無線列車制御システムのIEC 62279 規格適合性認証	
審査	
▶海外向け無線列車制御システムの規格適合性認証審査	
▶ 列車検知装置の規格適合性認証審査	
▶車上信号システムに関する規格適合性評価	
▶ 鉄輪向け無線列車制御システムの規格適合性認証審査	
▶海外鉄道向け電子連動装置のサーベイランス	
▶海外向け無線列車制御システムのIEC 62425 規格適合性追加	
評価	
▶ 外国鉄道向け電子連動装置の IEC 62425 規格適合性追加評価	
▶列車制御システムの地上設備 サーベイランス	
▶列車制御システムの車上装置 サーベイランス	
▶技術的検証 2件	
④知的財産権の活用と管理適正化 ************************************	
当法人の研究業務の過程で生み出された新技術、新手法、専	
用プログラム等については積極的に知的財産権を獲得する方針	
を取っている。ただし、当法人の知財戦略は、将来の特許料収	
入を確保することが主たる目的ではなく、国が技術基準を定め スペス は ス は ス は 京 (	
る際に規定に織り込まれる内容(試験技術や計測方法等)が第一	
3者の保有する特許に抵触する場合には、法に基づく強制規格	
として国が採用できなくなることから、そうした事態を避ける	
観点から当法人が開発した技術等の知的財産については、公的	
用途として使えるようにしておくための、いわば防衛的な目的	
での獲得を主としている。	
知的財産の創出から取得・管理までの基本的な考え方を明確	
53	

|--|

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I. 2. (2) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援						
	自動車審査業務の高度化						
	①型式認証における基準適合性審査等						
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条				
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209				
度		レビュー					

2. 主要な経年	データ												
①主要なア	ウトプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプッ	卜情報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最											
		終年度値等)											
								予算額(百万円)	15,429				
								決算額(百万円)	15,548				
								経常費用(百万円)	11,871				
								経常利益(百万円)	1,180				
								行政サービス実施に	5,454				
								スト (百万円)					
								従事人員数	949				

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評価	面に係る自己評価及U	ド主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣	による評価
					業務実績	自己評価		
	進展する自動	進展する自動	進展する自動	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	車技術や型式認	車技術や型式認	車技術や型式認	特になし。	自動車の新技術や新たな国際枠	В	<評定に至った理由>	
	証に係る新たな	証に係る新たな	証に係る新たな		組みへの確実な対応のための実施	業務実績のと	年度計画における所期の計画を	を達成したと認められることから
	国際相互承認制	国際相互承認制	国際相互承認制	<その他の指標>	体制の強化に取り組んだ。	おり着実な実	「B」評定とした。	
	度に対応すると	度に対応すると	度に対応すると	特になし。	自動車認証審査部職員を国際調	施状況にある		
	ともに、我が国技	ともに、我が国技	ともに、我が国技		和推進部に併任し、自動車規準調和	と認められ		
	術の国際標準の	術の国際標準の	術の国際標準の	<評価の視点>	世界フォーラム(UN/ECE/WP29)	る。		
	獲得を目指す国	獲得を目指す国	獲得を目指す国	計画通り着実に実行	傘下の分科会及び専門家会議の国			
	土交通省を支援	土交通省を支援	土交通省を支援	できているか。	際会議に29回、国内対応会議に34			
	するため、専門家	するため、専門家	するため、専門家		回出席した。自動車認証審査の観点	<課題と対応>		
	会議等への参加	会議等への参加	会議等への参加		から基準や試験方法を提案すると	特になし。		
	や諸外国の関係	や諸外国の関係	や諸外国の関係		ともに意見交換を行った。			
	機関との連携な	機関との連携な	機関との連携な		マレーシアへの自動車型式認証			

どにより、国際相と	どにより、国際相	どにより、国際相	の整備に係る支援事業で、自動車認		
互承認制度の進 3	互承認制度の進	互承認制度の進	証における審査方法に関わるアド		
展等に貢献しつ月	展等に貢献しつ	展等に貢献しつ	バイスを 10 月及び 11 月に実施し		
つ、新たな審査内	つ、新たな審査内	つ、新たな審査内	た。		
容への対応に向る	容への対応に向	容への対応に向			
けた知識及び技し	ナた知識及び技	けた知識及び技	高度化・複雑化する自動車の新技		
能の習得を図る「能	能の習得を図り	能の習得を図り	術等への対応のため、研究領域との		
_ こと。	ます。	ます。	合同試験等で得られた知見を基に		
			新技術や新機構に対応した新たな		
			基準や試験方法を国連の自動車規		
			準調和世界フォーラム		
			(UN/ECE/WP29) 専門家会議分科		
			会等に提案し新たな試験方法に反		
			映される等の成果を上げている。		
			専門家会議等への参加や諸外国		
			の関係機関との連携等により、国際		
			相互承認制度の進展等に貢献しつ		
			つ、新たな審査内容への対応に取り		
			組んでいる。		
			現在 UN/ECE/WP29 で審議中の		
			車両型式認証に係る新たな国際相		
			互承認制度への国内対応等を確実		
			に行うための審査実施体制として、		
			部内の各グループより人材を集め		
			たプロジェクトチームにより、国土		
			交通省と連携し国内における国際		
			相互認証制度に対応するための問		
			題点の抽出、基準の作成や審査方法		
			ı		

の検討を進めているところである。

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報											
I. 2. (2) ②	新技術や社会的要請に対応した行政への支援											
	自動車の審査業務の高度化											
	②使用段階における基準適合性審査											
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条									
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)										
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209									
度		レビュー										

2. 主要な経年	データ												
① 主要なア	<b>゚</b> ウトプット(	アウトカム)情報						②主要なインプット	、情報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最											
		終年度値等)											
								予算額(百万円)	15,429				
								決算額(百万円)	15,548				
								経常費用(百万円)	11,871				
								経常利益(百万円)	1,180				
								行政サービス実施ニ	5,454				
								スト (百万円)					
								従事人員数	949				

3.	各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、	業務実績、年度評価	iに係る自己評価及び	が主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣に	こよる評価
					業務実績	自己評価		
	進展する自動	進展する自動	進展する自動	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
	車技術に対応す	車技術に対応す	車技術に対応す		道路運送車両の保安基準に	В	<評定に至った理由>	
	るため、審査事務	るため、審査事務	るため、審査事務		関する細部規定の改正及び検	業務実績のと	年度計画における所期の計画を達成	成したと認められることから「B」
	規程の改訂や検	規程の改訂や検	規程の改訂や検	<その他の指標>	査業務の実施手法の明確化を	おり着実な実	評定とした。	
	査業務の実施手	査業務の実施手	査業務の実施手		図るための対策として「審査	施状況にある		
	法の高度化を図	法の高度化を図	法の高度化を図		時における車両状態」の規定	と認められ		
	ること。	ります。	ります。	<評価の視点>	を追加する等、進展する自動	る。		
					車技術に対応するため審査事			
					務規定の改正を6回行った。			
						<課題と対応>		
						特になし。		

- 4. その他参考情報
- 例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 2. (3)	新技術や社会的要請に対応した行政への支援		
	自動車のリコール技術検証業務の高度化		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

①主要なアウ	トプット(フ	アウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員	に関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
車両不具合の 有無等の詳細 検討	10 11 111/2	46 件程度 (前五カ年の実 績値より設定)	65 件					予算額(百万円)	15,429				
								決算額 (百万円)	15,548				
								経常費用(百万円)	11,871				
								経常利益(百万円)	1,180				
								行政サービス実施コ	5,454				
								スト (百万円)					
								従事人員数	949				

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	、業務実績、年度評	平価に係る自己評価及	及び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣は	こよる評価
					業務実績	自己評価		
	自動運転シス	自動運転シス	自動運転シス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
	テム技術の日進	テム技術の日進	テム技術の日進	車両不具合の有無等	自動車技術においては、自動運転の研究が急速に進	A	<評定に至った理由>	
	月歩での進展、	月歩での進展、	月歩での進展、	の詳細検討	み、燃料電池自動車の販売が開始される等著しい発展が	年度計画通り着	自動車のリコール技術	検証業務において高度
	燃料電池自動車	燃料電池自動車	燃料電池自動車		見られている。従来の技術に対する不具合に対する技術	実に業務を実行	化・複雑化する自動車の	の新技術や不具合に対応
	の市販開始な	の市販開始な	の市販開始な	<その他の指標>	検証業務に加えて、これら高度化・複雑化する新技術に	するとともに、	するため、自動車の事情	故・火災事例等を踏まえ
	ど、今後も自動	ど、今後も自動	ど、今後も自動	特になし。	対する技術検証を行う必要が生じている。	定量的指標であ	た車両不具合の有無等の	の詳細検討を 65 件(年
	車技術の著しい	車技術の著しい	車技術の著しい		限られた人的リソースを最大限活用して、効果的かつ	る車両不具合の	度計画における数値目	票 46 件に対して 141%)
	発展が見込まれ	発展が見込まれ	発展が見込まれ	<評価の視点>	効率的な技術検証を行うために、より高い専門性を有す	有無等の詳細検	実施したこと等により、	職員の技術検証能力の
	ることから、こ	ることから、こ	ることから、こ	計画通り着実に実行	る職員の確保・育成を図る必要がある。	討について、達	維持・向上を行った。	また、諸外国のリコール
	れらの高度化・	れらの高度化・	れらの高度化・	できているか。	このため、事故・火災車両調査や検証実験等を活用し	成率が 141%と	担当機関の情報交換等	により諸外国の情報を
	複雑化する自動	複雑化する自動	複雑化する自動		つつ職員の能力の向上を図るほか、人員体制の強化を図	大幅に目標を超	収集した。これらは、	今後高度化・複雑化する
	車の新技術や不	車の新技術や不	車の新技術や不		った。また、高度化・複雑化した全ての自動車技術に部	えている。	自動車の新技術や不具	合に対応していくため
	具合に対応する	具合に対応する	具合に対応する		内だけで対応することは困難であることから、交通安全	以上の理由か	に不可欠なものであり、	警察、消防等の関係機

ため、より高い ため、より高い ため、より高い 専門性を有する | 専門性を有する | 専門性を有する 職員の確保・育 | 職員の確保・育 | 職員の確保・育 成や、外部機関 成や、外部機関 成や、外部機関 との連携等、業しとの連携等、業しとの連携等、業 務体制の強化を│務体制の強化を│務体制の強化を 図ること。

図ります。これ | 図ります。これ らの目標達成の | らの目標達成の ために具体的にしために具体的に は、担当職員には、担当職員に よる会議においしよる会議におい て自動車の事で自動車の事 故 · 火災事例等 | 故 · 火災事例等 を踏まえた車両を踏まえた車両 不具合の有無等 の 詳 細 検 討 を | の詳細検討を 46 230 件程度実施 | 件程度実施する することによ ことにより、職 り、職員の育成 員の育成を行い を行います。

また、諸外国 のリコール関連 | 務所等も利用し | のリコール関連 情報の活用を進 | つつ、諸外国の | 情報の活用を進 めること。

#### 【指標】

● 先進安全技 ます。 術等の新技術 や不具合に対 応するための 体制強化や人 材育成の状況 (モニタリン グ指標)

また、海外事 また、諸外国 リコール関連情しめます。 報の活用を進め

ます。

環境研究所内の連携、国内外の大学等の外部機関との連一ら、所期の目標一関からの要請にも迅速かつ的確に応えること 携を図った。

### ① 事故・火災車両調査を通した職員の育成

技術検証に活用するため、自動車の不具合が原因とさしる。 れる事故・火災事例について車両調査を行うこととして いる。事故・火災車両調査の件数は計 65 件(対前年度 比9件増)となり、年度計画における始期の数値目標46 特になし。 件を大幅に上回る達成率141%の成果が得られた。

調査結果は、部内の職員により構成される技術検証官 会議や国土交通省との連絡会議において検討が行われ た。また、前述のとおり調査実施要領を作成し調査レベ ルを統一化するとともに、調査体制の見直しが行われ戦 略的な調査ができたことから、職員の育成が図られた。

### ② 車両火災への取り組み

国土交通省からリコール技術検証部に提供される不 具合情報には車両火災が多く含まれている一方で、車両 火災事案は構造・装置が焼損してしまい発生原因を特定 しにくい状況にある。このため、火災を伴う不具合の技 術検証能力を高める必要があるため、計画的に車両火災 に係る知見の集積を図ることとした。

過去に実施した車両火災関連の検証実験結果をとり まとめ共有を図るとともに、車両火災に係わる検証実験 を3件実施した。

### ③ 人員体制の強化

高度化・複雑化する新技術に対応するため、正規職員 を拡充した。新技術への対応に加えて、リコール技術検 証部内のノウハウの蓄積・継承が容易となった。また、 前述の車両火災に係る知見の集積については中長期間 に渡る検証実験が必要であるが、このような中長期的計 画の実施が可能となった。

さらに、検証体制の更なる強化を図るため、次年度に 増員を図ることとし、人員の確保を行った。

### ④ 技術検証官等の確保・育成

技術検証には、自動車の開発、設計等に豊富な知見と 高度な知識が必要であり、自動車メーカーにおける開発 経験を有する者を技術検証官として採用している。技術 検証官については、定期的に一定数を採用することで、

成しており、A 評定と認められ

<課題と対応>

以上の成果を達しに繋がるものであることから、「A」評定とした。

技術レベルを最新に保つことが可能となっている。 平成28年度においては新たに3名の技術検証官を採 用した。さらに、技術検証官を新技術に関する各種講習 会や技術展示会等に参加させ、最新の技術情報や知見を 維持するように努めた。 また、技術検証業務の効率的かつ効果的な実施を目指 し、研究部門出身者や外部有識者による客員専門調査員 を配置した。 ⑤ 交通安全環境所内各部との連携 リコール技術検証部内のみで高度化・複雑化する新技 術に対応することは困難であることから、交通安全環境 所内各部と連携し、各部が保持している知識や人的資源 を生かす枠組みを設けた。 ⑥ 国内の外部機関との連携 リコール技術検証部内で技術的知見を有していない 事案については、外部機関の専門的知識を有する専門家 と連携し、必要な情報を得ることとしている。 平成 28 年度においては、大型バスのフレーム腐食に よる操縦系統の不具合に関して塗装技術について実績 がある大学教授と意見交換を行うことで、技術検証に必 要な知見を補うことができた。 ⑦ 海外の外部機関との連携 外国のリコール機関である、中国国家質検総局及び欠 陥製品管理センター並びに豪州インフラ運輸省リコー ル担当部局と情報交換を行った。 また、海外のリコール届出及び技術検証に関する情報 について技術検証に活用しているところ、特にエアバッ グ不具合に対する技術検証において、米国におけるリコ ール届出及び米国政府に提出された情報を活用した。

### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 3. (1)	我が国技術の国際標準化等への支援		
	自動車技術の国際標準化		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

2. 主要な経年ラ	データ													
①主要なアウ	トプット(ア	プウトカム)情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度			28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
		(前中期目標期間最												
		終年度値等)												
WP29 専門家	12 回程度	12 回程度	12 回						予算額(百万円)	1,211				
会合に参加		(国連で開催される WP29 専門家会議に 100%出席)	(100%)											
									決算額 (百万円)	1,640				
									経常費用(百万円)	1,508				
									経常利益(百万円)	153				
									行政サービス実施コ	729				
									スト (百万円)					
									従事人員数	43				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。 当法人は会計上のセグメントの単位が、評価における評価単位まで細分化できないため、本報告については各項目同一記載。

			- 11- 1/0 / 111/2(					
3.	各事業年度の業務に係	系る目標、計画、業務等	実績、年度評価に係る目	自己評価及び主務大	至による評価 こんしゅう こうしゅう			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
					業務実績	自己評価		
	これまでの研究成	これまでの研究成	これまでの研究成	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A
	果や技術評価・認証	果や技術評価・認証	果や技術評価・認証	WP29 専門家会議へ	自動車が基幹産業である日本は、日本の優	A	<評定に至った理由>	
	審査の知見を活用し	審査の知見を活用し	審査の知見を活用し	の参加	れた技術を国際標準化することにより国際	年度計画通り着	自動車技術の国際標準	化に関する年度計画にお
	て、我が国の自動車	て、我が国の自動車	て、我が国の自動車		競争で優位となることから、インフラシステ	実に業務を遂行	ける所期の計画の通り	、国際標準化を推進する
	及び鉄道等の技術が	及び鉄道等の技術が	及び鉄道等の技術が	<その他の指標>	ム輸出戦略(平成 27 年6月改訂)の「国際標	したことに加	専門の部署として、平原	成28年4月の自動車技術
	国際標準となるよ	国際標準となるよ	国際標準となるよ	特になし。	準の獲得と認証基盤の強化」において我が国	え、WP29 の専	総合機構の発足に合わ	せて「国際調和推進部」
	う、試験方法等につ	う、試験方法等につ	う、試験方法等につ		自動車産業の活性化及び国際競争力の確保	門家会合及び作	を設置するとともに、	職員を我が国代表の一員
	いて積極的な提案を	いて積極的な提案を	いて積極的な提案を	<評価の視点>	を図る必要があるとしており、具体的施策と	業グループ等に	として自動車基準	調和世界フォーラム
	着実に進める。	着実に進めます。	着実に進めます。	研究成果や技術評	して、国際機関(国連自動車基準調和世界フ	おける交通安全	(UN/ECE/WP29) の各	専門家会合に 12 回 (年度
	【重要度:高】	【重要度:高】		価・認証審査の知見	ォーラム等)における連携を通じて我が国制	環境研究所	計画での数値目標は 12	回) にのべ 28 人を参加
	『インフラシステム	『インフラシステム		を活用して、我が国	度・技術の国際標準化を推進することとして	(NTSEL)の存	させた。	
	輸出戦略』(平成 27	輸出戦略』(平成 27		技術に係る国際基	いる。	在感の向上を目	これらに加えて、同じ	フォーラムの 6 つの専門

年6月改訂)におい 年6月改訂)におい ては、「国際標準の獲しては、「国際標準の獲 得と認証基盤の強 | 得と認証基盤の強 化」といったことが | 化」といったことが 戦略分野あるいは重し戦略分野あるいは重 要施策として掲げら | 要施策として掲げら れており、我が国自れており、我が国自 動車産業及び鉄道産|動車産業及び鉄道産 業の活性化及び国際 | 業の活性化及び国際 競争力の確保を図る「競争力の確保を図る」 必要があるため。

標準の獲得を目指し「標準の獲得を目指し」標準の獲得を目指し た国土交通省の自動した国土交通省の自動 車基準調和世界フォー車基準調和世界フォー ラ

(UN/ECE/WP29)

等における活動を支┃等における活動を支┃等における活動を支 援すること。また、 化を図ること。

## 【指標】

標)

必要があるため。

ムー ラ

(UN/ECE/WP29)

| 援するため、職員を | 援するため、職員を この対応のため、国 | 我が国代表の一員と | 我が国代表の一員と 際標準化を推進するして同フォーラムのして同フォーラムの 専門の部署を設置す | 各専門家会合に参加 | 各専門家会合に参加 るなど実施体制の強│させ、国際標準等の│させ、国際標準等の 提案に必要なデータ 提案に必要なデータ 提供等を積極的に行し提供等を積極的に行 ● 国際連合で開催 います。これらの目 います。これらの目 される専門家会合 | 標達成のために具体 | 標達成のために具体 への参加状況等 | 的には、同会合に60 | 的には、同会合に12 (モニタリング指 | 回程度参加するとと もに、国内におけるしもに、国内における 国際標準獲得に向け 国際標準獲得に向け た検討にも積極的にした検討にも積極的に 参画します。この対 参画します。この対 応のため、国際標準 応のため、国際標準 化を推進する専門の | 化を推進する専門の 部署を設置するなど 部署を設置します。 実施体制の強化を図

ります。

我が国技術の国際 た国土交通省の自動 車基準調和世界フォ ラ

(UN/ECE/WP29)

回程度参加するとと

準・試験方法のより 積極的な提案や、体 制整備を着実に進め ているか。

自動車基準調和世界フォーラム|約4割の会議でした。 (UN/ECE/WP29)の諸活動に恒常的に参画 | 主導。特に、平 供等を積極的に行うことによって、国土交通 │おいては、全て │ 果たしたため、「A 」評定とした。 省の自動車基準調和活動の技術的支援を行して議長や副議長

ていくために、旧交通安全環境研究所の自動しる。 ルな組織から固定の組織とするため専門の「ら、所期の目標」「A」評定で妥当と思われる。 部署を設置する。

新たに発足すると同時に、これまで行ってきる。 た自動車の国際基準認証の調和活動をさら に推進するため新たに国際調和推進部を設 <課題と対応> 置した。

新たな組織の発足に当たり、自動車基準に 関する国際調和活動等の対応を一元的に統 括・管理することとし、職員を派遣すべき基 準策定会議を選定し、交通安全環境研究所の 限られたリソースを優先的な案件に配置す ることとした。

国際基準は、強制規格に関する技術要件 と、その要件を満たしているかを確認する認 証試験に大別できる。国際調和推進部は基準 案原案の策定を担当しており、自動車研究部 で行った先進的な技術要件のための研究成 果を基に、自動車認証審査部におけるこれま での審査方法の知見を活かして、国が行う基 準案策定を技術的に支援した。

具体的には、図に示す UN/ECE/WP29 の 6つの専門家会合(GR)及びその傘下の作業 グループに必要に応じて研究部門と自動車 認証審査部から共に出席する体制とした。基 準案原案策定のための作業グループの運営 を獲得する等、

以上の成果を達

特になし。

そのため、自動車の安全・環境問題に関す | 指し、会議に参 | 家会合の作業グループ等にも職員を参加させ、 る国際基準を策定する国連欧州経済委員会 | 画する立場から | 全体で 22 の会議に 54 回、のべ 111 人を参加さ

また、これらの会合の約4割で議長職等を務 し、研究部門における基準策定支援研究の成 成 28 年度に新しめ会議を主導した。これらにより、我が国技術 果及び審査方法の知見を活用し、新たな国際 | 設された3つの | の国際標準の獲得を目指した国土交通省の同フ 基準の提案や基準策定に必要なデータの提│作業グループに│オーラム等における活動に対して大きな貢献を

<外部有識者の意見>

また、国際基準等の策定等に係る国際的リーリーダーシップト我が国技術の国際標準化は、重要な課題であり、 ーダーシップを組織的かつ戦略的に発揮し を発揮してい 自動車技術総合機構の活躍を期待している。

交通安全環境研究所の職員が我が国代表の一 車基準認証国際調和技術支援室を、バーチャ│以上の理由か│員として積極的に会合等に参加することは、

これらの会合は、参加するだけでなく主導的 平成28年4月1日に、自動車技術総合機 成しており、A な役割を担うことが必要であり、そのためにも 構の 交通安全環境研究所 (NTSEL) として | 評定と認められ | 職員をしっかり育成し、豊富な経験や人脈を築 き上げる必要があることから、人材育成も課題 として取り組んで欲しい。

には積極的に関わり、新た議長職には若手職 員を充てるとともに、経験豊富な年配者が担 当する議長職は若手職員に交代し、若手職員 の育成に務めた。 平成28年度におけるWP29の会議体への 出席は、WP29 傘下の6つの専門家会合 (GR) に年 12 回 (6専門家会合×各年2 回)のべ28人が参加、自動運転作業グルー プ (ITS/AD) (年5回)にはのべ8人が参加 した。その他 15 の作業グループ等に年 37 回参加し、参加者はのべ75人であった。全 体では、22の会議に年54回、のべ111人が 参加した。また、開催頻度が高い会議につい ては、より効率的かつ合理的に国際会議に参 加する一手法として、出張を伴わない国際電 話会議で参加するよう心がけ、34回の国際 電話会議 (web 会議含む) にのべ 66 人が出 席した。 当研究所は、これまでも恒常的に UN/ECE/WP29 の専門家会合及び作業グル ープ等に参加してきたが、NTSEL の益々の 存在感の向上を目指して、これまでの会議に 参加する立場から、会議を主導する立場を目 指し、作業グループ等の議長職(議長、副議 長、事務局)を担当し、日本の主張を基準に 反映させるように議論を主導していくこと としている。平成28年度は、以下の表の通 りりの作業グループやタスクフォースにお いて、議長、副議長及び事務局を当研究所の 職員が担当した。 なお、WP29 において現在活動している会 議(専門家会合(GR)及び作業グループ等)は 36 で、そのうち当研究所の職員は9つの作 業グループ等で議長職を担当しており、全体 の 25%を占めている。 WP29 傘下の各専門家会合、及びその傘下 に設置された作業グループ等において、以下 の活動を行った。 (1) 自動運転作業グループ 自動運転作業グループ(ITS/AD(Intelligent

Transport Systems and Automated	
Driving))は、自動運転の基準化に必要な定	
義等の検討を行っており、日本と英国が共同	
議長を務め、当研究所の職員が事務局とし	
て、共同議長を補佐し会議の円滑な運営に貢	
献している。	
自動運転技術が実現されるには、国際道路交	
通法との整合性を調整する必要があり、サイ	
バーセキュリティやデータ保護に関する対	
策が必要となる。当研究所は、論点整理のた	
めの資料作成に積極的に貢献し、課題を解決	
する道筋を示した「サイバーセキュリティと	
データ保護に関するガイドライン」をドイツ	
と共同で作成した。これは平成29年3月の	
WP29 において成立した。当研究所は、自動	
運転作業グループの事務局として、日本の自	
動車メーカーのサイバーセキュリティ対策	
等に基づく提案を行い、ガイドラインの原案	
の作成において中心的な役割を果たした。	
さらに、自動車のセキュリティやソフトウ	
エアアップデート等、自動運転や外部との情	
報通信を活用する自動車の普及に伴う新た	
な課題や対策を検討するタスクフォースの	
設立に直接的に貢献し、当研究所の研究員が	
イギリス運輸省とともに共同議長を担当す	
ることとなった。自動車のセキュリティは、	
2016 年 9 月に軽井沢で開催された G7 交通	
大臣会合でも重要課題として位置づけられ	
ているため、WP29 においてどのように本課	
題に取り扱っていくかについて具体的な提	
案を行うこととしている。自動車のセキュリ	
ティが安全性を確保する上で重要な要素で	
あるため、国土交通省や日本の自動車メーカ	
ーと共に検討したタスクフォースにおける	
議論の方向性を示すための資料や報告等を	
通じて、タスクフォースにおける主導的な役	
割を担っている。	
10 で担うている。   (2) 一般安全専門家会合 (GRSG)	
日本から、間接視界の基準である国連規則	
46号 (UN-R46) に、直前直左に直右及び (S. デースタイ)	
近接後方を加えた視界の確保(ミラーでなく	

CMS (Camera Monitoring System)、ソナ	
一、直視でも可)の提案を行っており、当研	
究所が実施した日本における低速走行時の	
事故データの分析結果を基に近接視界の必	
要性を主張してきた。その結果、車両近接に	
おける視界を確保するための作業グループ	
が新たに設置され、当研究所の職員が議長を	
務め、作業グループの運営方針を作成する	
等、会議運営を主導している。	
(3) 衝突安全分科会専門家会議(GRSP)	
当研究所が行った歩行者の頭部が乗用車	
に衝突したときの頭部衝突位置について、事	
故データの調査結果を発表した。国連規則	
127 号(UN-R127)(歩行者保護)で規定されて	
いるテストエリアよりもフロントガラスで	
の衝突が多かったため、今回発表した事故デ	
ータに基づいて、今後、UN-R127 のテス	
トエリアをフロントガラスまで拡大する改	
正提案を行う予定である。	
国連規則 16 号(UN-R16)(シートベルト)	
に関して、日本が各国(韓国、欧州委員会	
(European Commission)及びフランス)を	
牽引して共同提案したシートベルトリマイ	
ンダーの義務化改正提案は、議論の上、最終	
的に合意された。また、デンマークのベルト	
/リトラクタ適応表の記述に関する修正提案	
に対し、場外で日本がさらなる修正を提案し	
た。自動車認証審査部の審査官を中心に議論	
し、デンマークと共同で最終案を作成して	
GRSP に提案し合意され、11 月の WP29 に	
上程された。	
EVS 作業グループは、電気自動車の安全	
に関するGTRを検討するための作業グルー	
プで、平成24年にスタートした。議長は米	
国、副議長は欧州委員会(European Commission) k中国事務長は日本で当研究	
Commission)と中国、事務局は日本で当研究	
所の研究員が担当している。電気自動車の安	
全に関する9つの要件について、個別に議論 オスなはの4スクストース(MR)がCMRのエ	
するためのタスクフォース(TF)がGTRの下	
に設置され、バッテリーの充電率に関する	
TF のリーダーは当研究所の研究員が担当す       66	

るとともに日本政府の代表及び事務局とし て会議を主導し、バッテリーの安全性、耐久 性に関する「電気自動車の安全性に関する GTR(案)」のとりまとめに大きく貢献した。 平成29年4月の61回GRSPにおいてGTR 案が承認され、平成 29 年 11 月の WP29 に おいて成立予定である。 (4) ブレーキと走行装置専門家会合 (GRRF) GRRF では自動運転に関係する基準の議 論が急速に展開されている。現在 10km/h 超 での使用が禁止されている自動操舵に関す る国連規則 79 号(UN-R79) (かじ取り装置) を改正するため、自動操舵 (ACSF: Automatically Commanded Steering Function)の作業グループが行われており、 日本とドイツが共同議長となっている。日本 は、2020年までに完全自動運転を含む高度 な自動運転 (レベル3以上) の市場化・サー ビス化の実現を目標としていることから、自 動運転技術に必要な機能である自動車線変 更機能等の早期国際基準化を目指し、ACSF 作業グループを主導している。当研究所は、 共同議長である国土交通省を補佐するとと もに、当研究所の自動車研究部の研究成果及 び審査の知見を基に、自動車線維持機能(ハ ンドル保持) に必要な要件の提案を行い、 UN-R79 の改正案の策定に貢献した。 (5) 排出ガス・エネルギー専門家会合 (GRPE) 平成26年3月に成立した、乗用車の国際 調和排出ガス・燃費試験法(GTR No.15 (WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure) で残された課題を 解決するため、WLTP Phase1b の活動が行 われた。当研究所は、得られた試験結果を提 出し議論に加わるとともに、作業グループの 副議長として WLTP 改正案 (第 169 回 WP29(平成28年6月)に提出)のとりまとめ に貢献した。現在、Phase2の活動が始まり、 引き続き副議長として積極的に取り組んで 67

いる。
(6) 騒音専門家会合 (GRB)
ハイブリッド車等の静音性対策として、音
で車両の接近を知らせる車両接近通報装置
の国連規則が第 168 回 WP29(平成 28 年 3
月)において可決された新たな国連規則 138
号 (UN-R138) に対して、接近音の発音を
一時的に停止する機能の装着を禁止する提
案を日本から行い、第 171 回 WP29 (平成
29年3月)において可決された。
また、大型車両に取り付けられている後退
時の警報音について、JASIC 騒音分科会に
て行った調査結果も取りまとめ、日本国内の
現状を紹介した。発表においては、日本の警
報音は海外のものと比較して音量が小さい
ものの、安全性は十分に担保されていると思
われること、日本の警報音でも夜間は近隣住
民の苦情の元となることを説明した。今後、
後退警報音の基準化のための新たな作業グ
ループが設立される可能性がある。
四輪車の車外騒音の試験法については、試
験条件のみ騒音レベルを下げ、それ以外の走
行条件では不適切な騒音が発せられること
を防止した追加騒音規制が規定されている
が、試験法が煩雑であること、規制の効果が
見込めないとの指摘があることから見直し
を行うこととなり、そのための作業グループ
が設置された。当該グループの副議長は当研
究所の自動車認証審査部の職員が担当し、会
議を主導している。
(7) 灯火器専門家会合(GRE)
二輪車の DRL(Daytime Running
Lamps)と前照灯の自動切り替え要件を追加
するため国連規則 53 号(UN-R53)(二輪自動
車の灯火器取付け)の改正提案を日本から行
った。当研究所が実施した二輪 DRL の眩惑
(グレア)に関するシミュレーション分析結
果(第 76 回 GRE(平成 28 年 10 月)にて
報告:下図参照)等の調査結果に基づき、安
全性及び必要性を主張するとともに UN-
R59 の改正提案を行っており、平成 29 年度
68

	中に改正される予定である。	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I. 3. (2). ①②	我が国技術の国際標準化等への支援		
	鉄道技術の国際標準化		
	①ISO、IEC 等への参画		
	②国際的な認証・安全性評価の推進		
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー	

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプッ	② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員は	こ関する情報)			
指標等	達成	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	目標	(前中期目標期間											
		最終年度値等)											
国内での ISO、IEC 等	14 回	14 回程度	15 回					予算額 (百万円)	1,211				
の専門家会議へ参加	程度	(国内で開催さ											
		れる専門家会議 の実績)											
認証審査及び規格適合	100%	100%	100%					決算額 (百万円)	1,640				
性評価に係る受託契約		(受託契約につい											
の完遂率を 100%		ては全て完遂する。)											
								経常費用(百万円)	1,508				
								経常利益(百万円)	153				
								行政サービス実施コ	729				
								スト (百万円)					
								従事人員数	43				

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	ISO(国際標準化機	ISO(国際標準化機	ISO(国際標準化機	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A			

準会議)等の国際標準 | 準会議)等の国際標準 | 準会議)等の国際標準 化活動に参画し、我が | 化活動に参画し、我が | 化活動に参画し、我が 国の優れた鉄道技術・ 規格の国際標準化の推|規格の国際標準化の推|規格の国際標準化の推 進に貢献すること。

我が国鉄道技術の国 に行うこと。

構)、IEC(国際電気標|構)、IEC(国際電気標|構)、IEC(国際電気標 程度参加します。

我が国鉄道技術の国 目標達成のために具体 | 目標達成のために具体 | 評価等を行うための | された。 的には、認証審査及び | 的には、認証審査及び | 体制整備を着実に進 規格適合性評価に係る「規格適合性評価に係る」めているか。 受託契約の完遂率を | 受託契約の完遂率を 100%とします。

国の優れた鉄道技術・┃国の優れた鉄道技術・ 進に貢献します。これ「進に貢献します。これ らの目標達成のためにしらの目標達成のために 具体的には、関係する | 具体的には、関係する 国内での ISO、IEC 等 | 国内での ISO、IEC 等 | <その他の指標> の専門家会議へ 70 回 の専門家会議へ 14 回 特になし。 程度参加します。

我が国鉄道技術の国 <評価の視点> 100%とします。

- 国内での ISO、 議へ参加
- ・ 認証審査及び規格 を 100%

鉄道の国際標準化活動に参画し、 IEC等の専門家会 | 我が国の優れた鉄道技術・規格の国 | 年度計画通り着 | 際標準化の推進に貢献した。

Α

道分野専門委員会 (ISO/TC 269) 委員会等に計15回参加した。

際的な展開を支援する | 際的な展開を支援する | 際的な展開を支援する | 研究成果や技術評 | 員会 (ISO/TC 269) の成果として、 | 件認定機関(独

規格適合性評価を積極的に行った。

認証審査及び規格適合性評価に 性を高め、海外 係る受託契約について 100%完遂 プロジェクトの し、平成28年度末までの終了予定 | 進捗や我が国鉄 | 案件8件全てに対し成果物を発行 | 道製品の国際展 した。そのうち、認証機関として平 開に貢献した。 成28年度は認証書を合計4件発行 以上の理由か | 評定で妥当と思われる。 した(適用規格: IEC 62425 (セートら、所期の目標 に IEC 62425 を対象とする認定を る。 取得して以来、認定機関による定期 的な検査に適切に対応し、認定を維く課題と対応> 持した。さらに、IEC 62279 (ソフ | 特になし。 トウェア)及びIEC 62280 (通信) を認証対象規格とした認証審査の 実績に基づき、認定機関による検査 に適切に対応した結果、平成28年 9月には、認定範囲が拡大され、IEC 62425 のほか、IEC 62279 及び IEC 62280 が認定規格として加えられ

<評定に至った理由>

鉄道技術の国際標準化に関する年度計画におけ 実に業務を遂行しる所期の計画の通り、ISO(国際標準化機構)、IEC 具体的には、国際標準化活動に関したことに加し等の国際標準化活動に関係する国内での専門家会 適合性評価に係る | 係する国内での ISO、IEC 等の専門 | え、鉄道関連メ | 議(ISO/TC269(国際標準化機構/鉄道分野専門 受託契約の完遂率 | 家会議として、国際標準化機構/鉄 | ーカーが海外展 | 委員会) 国内委員会、IEC/TC106 (国際電気標準 | 開する上でニー | 会議/生体影響に関する電磁界計測の標準化専門 国内委員会、国際電気標準会議/生 ズの高い(海外 委員会)国内委員会等)へ15回(年度計画での数 体影響に関する電磁界計測の標準 | から認証取得を | 値目標は 14 回) 参加するとともに、我が国鉄道技 化専門委員会 (IEC/TC 106) 国内 | 求められるケー | 術の国際的な展開を支援するため、認証審査及び スが多い) 国際 | 規格適合評価に係る 8 件の受託契約について完遂 国際標準化機構/鉄道分野専門委 規格を新たに2 率を 100%とし、認証書を4件発行した。 これらに加えて、平成 28 年 9 月に IEC62279 (ソ

ため、認証審査及び規 | ため、認証審査及び規 | ため、認証審査及び規 | 価・認証審査の知見 | 日本が提案した「鉄道分野 - 鉄道プ | 立行政法人製品 | フトウェア)及び IEC62280 (通信) が認定規格と 格適合性評価を積極的 | 格適合性評価を積極的 | 格適合性評価を積極的 | を活用して、鉄道の | ロジェクト計画策定手順(ISO/TR | 評価技術基盤機 | して加えられ、我が国鉄道関連メーカーが海外展 に行います。これらの | に行います。これらの | 国際規格への適合性  $|21245\rangle$  | が平成 28 年 11 月に発行 | 構 認定センタ | 開する上でニーズの高い (海外から認証取得を求 一)より認定さしめられるケースが多い)5規格のうち計3規格を また、我が国鉄道技術の国際的なしれた。これによし網羅したことは、認証機関としての国際通用性を 展開を支援するため、認証審査及び り、認証機関と 高めたと認められることから、「A」評定とした。

### <外部有識者の意見>

我が国技術の国際標準化は、重要な課題であり、 自動車技術総合機構の活躍を期待している。

交通安全環境研究所の職員が我が国代表の一員 として積極的に会合等に参加することは、「A」

これらの会合は、参加するだけでなく主導的な フティケース))。また、認定機関(独 | 以上の成果を達 | 役割を担うことが必要であり、そのためにも職員 立行政法人製品評価技術基盤機構 成しており、A をしつかり育成し、豊富な経験や人脈を築き上げ 認定センター)より平成24年9月 | 評定と認められ | る必要があることから、人材育成も課題として取 り組んで欲しい。

しての国際通用

	た。	

# 4. その他参考情報

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I. 4. (1) (2) (3)	その他国土交通行政への貢献									
	盗難車両対策									
	点検・整備促進への貢献									
	関係期間との情報共有の促進									
業務に関連する政策・施	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条							
策	17 自動車の安全性を高める	別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209							
度		レビュー								

2. 主要な経年ラ	データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度			28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
検査員研修 等への講師 派遣回数	1,000 回		1,149 回						予算額(百万円)	15,429				
								<u> </u>	決算額(百万円) 経常費用(百万円)	15,548 11,871				
								_ <b>⊢</b>	経常利益(百万円)	1,180				
									行政サービス実施コ スト(百万円) 従事人員数	5,454				

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
					業務実績自己評価						
	自動車の盗難防	自動車の盗難防	自動車の盗難防	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В			
	止等を図るため、	止等を図るため、	止等を図るため、		自動車の盗難防止等に貢	В	<評定に至った理由>				
	車台番号の改ざん	車台番号の改ざん	車台番号の改ざん		献するためネットワークシ	業務実績のと	年度計画における所期の計画を達成	成したと認められることから「B」			
	等の盗難や不正が	等の盗難や不正が	等の盗難や不正が	<その他の指標>	ステムを活用し、車台番号の	おり着実な実	評定とした。				
	疑われる受検事案	疑われる受検事案	疑われる受検事案		改ざん事例を全国展開する	施状況にある					
	があった場合に	があった場合に	があった場合に		ことにより、職員による改ざ	と認められ					
	は、速やかに国土	は、速やかに国土	は、速やかに国土	<評価の視点>	ん等に関する確認能力の向	る。					
	交通省へ通報する	交通省へ通報しま	交通省へ通報しま		上を図り、車台番号が改ざん						
	こと。	す。	す。		された自動車を全国で93件						
	適切な点検・整	適切な点検・整	適切な点検・整		発見し、国土交通省地方運輸						

備及びリコール改 | 備及びリコール改 | 備及びリコール改 支局へ通報を行った。 <課題と対応> 修の促進のため、 修の促進のため、 修の促進のため、 適切な点検・整備を促進す 特になし。 国土交通省と連携 | 国土交通省と連携 | 国土交通省と連携 る観点から、不適合があった して啓発活動を行して啓発活動を行して啓発活動を行 車両の受検者に対して、高度 い、また、国土交い、また、国土交い、また、国土交 化施設によって得られた測 通省が行う指定整 | 通省が行う指定整 | 通省が行う指定整 定値等の審査結果情報を検 備工場の検査員研|備工場の検査員研|備工場の検査員研 査内容の案内とあわせて提 修等に講師を派遣し修等に講師を 修等に講師を 供した。また、リコールに該 するなどの支援に 5,000 回程度派遣 1,000 回程度派遣 当する不具合の早期発見と 努めること。 するなどの支援にしてるなどの支援に 迅速な措置に繋がるよう車 【指標】 努めます。 努めます。 両の不具合情報の収集に努 め、設計製造に起因するおそ ■ 国土交通省が 実施する検査等 れのある不具合情報5件を 国土交通省に報告した。当該 に係る研修等へ 情報提供等により3件の情 の講師の派遣状 況(モニタリン 報がリコール届出に繋がっ グ指標) ている。その他街頭検査や各 種キャンペーン等の機械を 国土交通省にお 国土交通省にお 国土交通省にお いては、検査等の「いては、検査等の」いては、検査等の 捉え、国土交通省と連携して 啓発活動を行っており、国土 情報の一元化を検|情報の一元化を検|情報の一元化を検 討しており、その一討しており、その一討しており、その 交通省が行う指定整備工場 一環として、中期一環として、中期一環として、中期 の自動車検査員研修等に講 目標期間中の早期|目標期間中の早期|目標期間中の早期 師を 1,149 回派遣するとと に、軽自動車検査 に、軽自動車検査 に、軽自動車検査 もに、日常業務においても指 協会が保有する検 協会が保有する検 協会が保有する検 定整備工場等からの審査事 査情報を国土交通 | 査情報を国土交通 | 査情報を国土交通 務規定の内容に関する質問 省が集約する仕組 | 省が集約する仕組 | 省が集約する仕組 に対応した。 みを構築すること みを構築すること
みを構築すること とされています。 としている。 とされています。 自動車機構にお 自動車機構にお 自動車機構にお いては、国土交通 | いては、国土交通 | いては、国土交通 省が保有する車両 | 省が保有する車両 | 省が保有する車両 の不具合等の情報 | の不具合等の情報 | の不具合等の情報 を共有できる仕組 を共有できる仕組 を共有できる仕組 みを中期目標期間 | みを中期目標期間 | みを中期目標期間 中の早期に整備す 中の早期に整備し 中の早期に整備し

ること。

ます。

ます。

例)予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報								
II. 1. (1) (2) (3)	業務運営	- 終務運営							
2. (1) (2) (3)	一般管理費及び業務経費の効率化目標等、調達の見直し、業務運営	の情報化・電子化の取組							
	組織運営	且織運営							
	要員配置の見直し、その他実施体制の見直し、人事に関する計画	要員配置の見直し、その他実施体制の見直し、人事に関する計画							
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209						
度		レビュー							

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び	が主務大臣による評価	五		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	已評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	一般管理費(人件費、	一般管理費(人件費、	一般管理費(人件費、	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	公租公課等の所要額計	公租公課等の所要額計	公租公課等の所要額計		予算の執行状況を踏まえ、	В	<評定に至った理由>
	上を必要とする経費及	上を必要とする経費及	上を必要とする経費及		四半期毎に配賦額を調整する	業務実績の	年度計画におけるすべての目標を達成したと認め
	び特殊要因により増減	び特殊要因により増減	び特殊要因により増減	<その他の指標>	ことで一般管理費及び業務経	とおり着実	られることから「B」評定とした。
	する経費を除く。) につ	する経費を除く。) につ	する経費を除く。) につ		費を抑制した。	な実施状況	調達等合理化計画の重点項目である審査上屋に
	いて、中期目標期間中に	いて、中期目標期間中に	いて、中期目標期間中に		「平成 28 年度独立行政法人	にあると認	おける改修等工事に関する調達、共同調達の拡大に
	見込まれる当該経費総	見込まれる当該経費総	見込まれる当該経費総	<評価の視点>	自動車技術総合機構調達等合	められる。	取り組み、一社応札の割合は 27% (対前年度△
	額 (初年度の当該経費相	額(初年度の当該経費相	額 (初年度の当該経費相		理化計画」に基づき、契約監		17%)、共同調達の件数は3件(前年度と同件数)
	当分に5を乗じた額)を	当分に5を乗じた額)を	当分に5を乗じた額)を		視委員会において点検・見直	<課題と対応>	であった。
	6%程度抑制すること。	6%程度抑制します。	6%程度抑制する目標		しを実施しているとともに、	特になし。	
			に向けて、経費節減の余		同計画において調達の改善等		
			地がないか自己評価を		を図る観点から、重点的に取		
			厳格に行った上で、適切		り組む分野に掲げた審査上屋		
			な見直しを行います。		における改修工事に関する調		
	また、業務経費(人件	また、業務経費(人件	また、業務経費(人件		達については、入札情報の業		
	費、公租公課等の所要額	費、公租公課等の所要額	費、公租公課等の所要額		界誌への掲載依頼等周知ツー		
	計上を必要とする経費	計上を必要とする経費	計上を必要とする経費		ルを活用した結果、競争入札		

及び特殊要因により増 | 及び特殊要因により増 | 及び特殊要因により増 減する経費を除く。) に │減する経費を除く。) に │減する経費を除く。) に ついて、中期目標期間中一ついて、中期目標期間中一ついて、中期目標期間中 に見込まれる当該経費 | に見込まれる当該経費 | に見込まれる当該経費 総額(初年度の当該経費 | 総額(初年度の当該経費 | 総額(初年度の当該経費 相当分に5を乗じた額) を2%程度抑制するこ を2%程度抑制します。 を2%程度抑制すべく

する「調達等合理化計 | する「調達等合理化計 | する「調達等合理化計 画」に基づく取組を着実 | 画」に基づく取組を着実 | 画」に基づく取組を着実 に実施すること。具体的 | に実施します。具体的に | に実施します。具体的に の複数年契約の実施や、 設内変電施設等につい | 内変電施設等について、 | 内変電施設等について、 体で契約することによ り、引き続き調達の効率 | 引き続き調達の効率化、 | 引き続き調達の効率化、 化、コスト縮減を図るこ | コスト縮減を図ります。 | コスト縮減を図ります。 備、清掃業務、消防・空|掃業務、消防・空調設備|掃業務、消防・空調設備 調設備の保守点検等の | の保守点検等の共同調 | の保守点検等の共同調 共同調達を可能な限り | 達を可能な限り実施し | 達を可能な限り実施し 実施しているところでしているところであり、今しているところであり、今 効率化、コストの縮減に ストの縮減に努めます。 努めること。

ては「独立行政法人の随 | ては「独立行政法人の随 | ては「独立行政法人の随

相当分に5を乗じた額) | 相当分に5を乗じた額)

「独立行政法人にお」 「独立行政法人におし で契約することにより、「で契約することにより、

また、随意契約についしまた、随意契約についし

経費の節約に努めます。

「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 ける調達等合理化の取 ける調達等合理化の取 組の推進について」(平 | 組の推進について」(平 | 組の推進について」(平 成27年5月25日総務大 | 成27年5月25日総務大 | 成27年5月25日総務大 臣決定)等を踏まえ、公 | 臣決定)等を踏まえ、公 | 臣決定)等を踏まえ、公 正かつ透明な調達手続 | 正かつ透明な調達手続 | 正かつ透明な調達手続 による、適切で迅速かつしてよる、適切で迅速かつしてよる、適切で迅速かつ 効果的な調達を実現す┃効果的な調達を実現す┃効果的な調達を実現す る観点から、毎年度策定│る観点から、毎年度策定│る観点から、毎年度策定 には、機械警備業務、回しは、機械警備業務、回線しは、機械警備業務、回線 線利用料、健康診断など│利用料、健康診断などの│利用料、健康診断などの 複数年契約の実施や、守し複数年契約の実施や、守 守衛業務、電力契約、施「衛業務、電力契約、施設」衛業務、電力契約、施設 て、隣接する研究所と一 | 隣接する研究所と一体 | 隣接する研究所と一体 と。また、同一敷地にあしまた、同一敷地にある国しまた、同一敷地にある国 る国の運輸支局等と警しの運輸支局等と警備、清しの運輸支局等と警備、清 あり、今後とも、共同調 | 後とも、共同調達の実施 | 後とも、共同調達の実施 達の実施により調達の | により調達の効率化、コ | により調達の効率化、コ ストの縮減に努めます。

また、随意契約につい

における1者応札の割合は2 7% (△17%) となった。

引き続き、入札情報につい て周知ツールを活用し新たな 事業者の発掘に努めていく。

他の機関との共同調達の実 施については、自家用電気工 作物の保守契約等を隣接する 研究所と共同で調達した結 果、共同調達の件数は3件(昨 年度と同数)となった。

なお、法人統合に伴い従前 は個別に調達を行っていた電 気の供給に関する調達につい て、平成29年度を契約期間 とする調達を平成28年度中 に一括で調達した。

イントラネットやメール等 を活用して機構内の情報共有 を行うとともに、自動車検査 独立行政法人と交通安全環境 研究所との法人統合初年度で あったため、旅費や会計等の システム統合を行うことで業 務運営の効率化を図った。

平成 28 年度の継続検査件 数は平成 27 年度に比べて若 干減少している。しかし、近 年の基準改正及び不当要求防 止への対応、不正二次架装等 の事案への対応、受検者等の 事故防止に向けたユーザー案 内の充実、受検者への審査結 果の提供等により、検査にお ける実質的な業務量は増加し てきている。

このような状況の中、不適 切審査事案を二度と発生させ ないための措置を踏まえた上

通知)に基づき明確化し すること。

「国の行政の業務改 行政の ICT 化・オープ | 行政の ICT 化・オープ | 行政の ICT 化・オープ 向けて~」(平成 26 年 7 | 向けて~」(平成 26 年 7 | 向けて~」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定) 務運営の電子化に取り | 務運営の電子化に取り | 務運営の電子化に取り 組むことにより、業務運 | 組むことにより、業務運 | 組むことにより、業務運 営の効率化を図ること。

自動車機構において に対応するため、今後、 術検証等に重点化する | こと。

このため、継続検査に おける検査業務量の変 | おける検査業務量の変 | おける検査業務量の変 化を的確に把握した上 化を的確に把握した上 化を的確に把握した上 で、要員配置の見直しを一で、要員配置の見直しを一 行い、重点化する業務の | 行い、重点化する業務の | 行い、重点化する業務の 強化を図ること。併せて | 強化を図ります。併せて | 強化を図ります。併せて 継続検査に関する検査 | 継続検査に関する検査 | 継続検査に関する検査 コース数の見直しも実 コース数の見直しも実 コース数の見直しも実 施するとともに、削減コー施するとともに、削減コー施するとともに、削減コ ースの有効活用を行う | ースの有効活用を行い | ースの有効活用を行い

意契約に係る事務につ | 意契約に係る事務につ | 意契約に係る事務につ いて」(平成 26 年 10 月 | いて」(平成 26 年 10 月 | いて」(平成 26 年 10 月 1日付け総管査第 284 | 1日付け総管査第 284 | 1日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長│号総務省行政管理局長│号総務省行政管理局長 通知) に基づき明確化し た、随意契約によること た、随意契約によること た、随意契約によること ができる事由により、公一ができる事由により、公一ができる事由により、公 正性・透明性を確保しつ | 正性・透明性を確保しつ | 正性・透明性を確保しつ つ合理的な調達を実施 | つ合理的な調達を実施 | つ合理的な調達を実施 します。

「国の行政の業務改 革に関する取組方針~┃革に関する取組方針~┃革に関する取組方針~ ン化、業務改革の徹底に一ン化、業務改革の徹底に一ン化、業務改革の徹底に 月 25 日総務大臣決定) 月 25 日総務大臣決定) に基づき、自動車機構内 に基づき、自動車機構内 に基づき、自動車機構内 の効率的な情報共有及 | の効率的な情報共有及 | の効率的な情報共有及 び適切な意思決定等業 | び適切な意思決定等業 | び適切な意思決定等業

自動車機構において は、新技術や社会的要請しは、新技術や社会的要請しは、新技術や社会的要請 に対応するため、今後、に対応するため、今後、 自動車の型式認証に係 | 自動車の型式認証に係 | 自動車の型式認証に係 る審査や新規検査、街頭 | る審査や新規検査、街頭 | る審査や新規検査、街頭 検査、構造等変更検査に┃検査、構造等変更検査に┃検査、構造等変更検査に おける審査、リコール技 おける審査、リコール技 おける審査、リコール技 |術検証等に重点化しま │ 術検証等に重点化しま

このため、継続検査に

通知) に基づき明確化し します。

「国の行政の業務改 | 営の効率化を図ります。 | 営の効率化を図ります。

自動車機構において

このため、継続検査に で、要員配置の見直しを

で、非常勤職員を含めた要員 配置の見直し、検査コース数 の削減、職員に対する研修の 充実及び高度化施設の改善等 に取り組み、効率的な業務の 実施に努めた。

組織統合における合理化効 果を発揮するため、間接部門 の共通化・効率化を図り、合 理化により得られたリソース を重点化すべき情報セキュリ ティ等の業務に配置した。

役職員の給与については、 国家公務員に準じた給与体系 としており、ラスパイレス指 数は 98.8 であり、国家公務員 の給与水準に照らし適切なも のとなっている。

こと。

一方で、これらの検討 置を踏まえて進めるこし置を踏まえて進めます。

的に実施されるよう必 | 的に実施されるよう必 | 的に実施されるよう必 配置すること。

ること。

いて、統合後の管理部門しいて、統合後の管理部門しいて、統合後の管理部門 の合理化や経費削減の | の合理化や経費削減の | の合理化や経費削減の 観点を考慮しつつ、中期│観点を考慮しつつ、中期│観点を考慮しつつ、中期 目標期間中の早期に結 | 目標期間中の早期に結 | 目標期間中の早期に結 論を得ること。

年功主義にこだわら ない能力に応じた適正 | ない能力に応じた適正 | ない能力に応じた適正 な人員配置を行い、給与 | な人員配置を行い、給与 | な人員配置を行い、給与 水準については、国家公 | 水準については、国家公 | 水準については、国家公 務員の給与水準も十分 | 務員の給与水準も十分 | 務員の給与水準も十分 考慮し、手当を含め役職 | 考慮し、手当を含め役職 | 考慮し、手当を含め役職 員給与の在り方につい | 員給与の在り方につい | 員給与の在り方につい て厳しく検証した上で、

ます。

一方で、これらの検討 |

| 自動車機構の業務が | 自動車機構の業務が | 要な見直しを行うとと | 要な見直しを行うとと | 要な見直しを行うとと め、間接部門の共通化・ め、間接部門の共通化・ め、間接部門の共通化・ 効率化を図り、合理化に | 効率化を図り、合理化に | 効率化を図り、合理化に 配置します。

また、今後、国土交通 また、今後、国土交通 省において、自動車検査 | 省において、自動車検査 | 省において、自動車検査 登録事務所等の集約・統│登録事務所等の集約・統│登録事務所等の集約・統 合化の可否の検討を行 | 合化の可否の検討を行 | 合化の可否の検討を行 う際には、自動車機構の┃う際には、自動車機構の┃う際には、自動車機構の 事務所等の集約・統合化│事務所等の集約・統合化│事務所等の集約・統合化│ の可否も併せて検討す | の可否も併せて検討し | の可否も併せて検討し ます。

論を得ます。

年功主義にこだわら

ます。

一方で、これらの検討 は、検査業務において不しは、検査業務において不しは、検査業務において不 適切審査事案を二度と | 適切審査事案を二度と | 適切審査事案を二度と 発生させないための措 | 発生させないための措 | 発生させないための措 置を踏まえて進めます。

自動車機構の業務が 全体として効果的・効率 | 全体として効果的・効率 | 全体として効果的・効率 もに、統合・移管定着後 | もに、統合・移管定着後 | もに、統合・移管定着後 における組織・経費の合 | における組織・経費の合 | における組織・経費の合 理化効果を発揮するた 理化効果を発揮するた 理化効果を発揮するた より得られたリソース より得られたリソース より得られたリソース を重点化すべき業務に | を重点化すべき業務に | を重点化すべき業務に 配置します。

> また、今後、国土交通 ます。

なお、本部の移転につ なお、本部の移転につ なお、本部の移転につ 論を得ます。

> 年功主義にこだわら て厳しく検証した上で、一て厳しく検証した上で、

その適正化に取り組む	その適正化に取り組む	その適正化に取り組む			
とともに、その検証結果	とともに、その検証結果	とともに、その検証結果			
や取組状況を公表する	や取組状況を公表しま	や取組状況を公表しま			
こと。	す。	す。			

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
Ⅲ. (1) (2) (3)	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有資産の見直し								
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209						
度		レビュー							

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
中期目標期間におけ	中期目標期間におけ	中期目標期間におけ	<主な定量的指	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
る予算、収支計画及び	る予算、収支計画及び	る予算、収支計画及び	標>	独立行政法人会計基準	В	<評定に至った理由>	
資金計画について、適	資金計画について、適	資金計画について、適		の改訂に伴い運営費交付	業務実績のとおり	年度計画における所期の計画を達成	したと認められる
Eに計画し健全な財務	正に計画し健全な財務	正に計画し健全な財務		金の会計処理は業務達成	着実な実施状況に	ことから「B」評定とした。	
	体質の維持を図りま	体質の維持を図りま	くその他の指標	基準を採用し、業務の進行	あると認められ		
- 0	す。	す。	>	状況と運営費交付金の対	る。		
独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	独立行政法人会計基		応関係が明確である活動			
生の改訂 (平成 12 年 2	準の改訂 (平成 12 年 2	準の改訂 (平成 12 年 2		を除く管理部門の活動に	<課題と対応>		
月 16 日独立行政法人	月 16 日独立行政法人	月 16 日独立行政法人	<評価の視点>	ついては期間進行基準を	特になし。		
計基準研究会策定、	会計基準研究会策定、	会計基準研究会策定、		採用している。			
区成 27 年 1 月 27 日改	平成 27 年 1 月 27 日改	平成 27 年 1 月 27 日改					
丁) 等により、運営費	訂)等により、運営費	訂) 等により、運営費		研究・試験・研修施設の			
で付金の会計処理とし	交付金の会計処理とし	交付金の会計処理とし		外部利用の促進、受託研究			
て、業務達成基準によ	て、業務達成基準によ	て、業務達成基準によ		の獲得等を実施しつつ、自			
る収益化が原則とされ	る収益化が原則とされ	る収益化が原則とされ		己収入の確保・拡大を図っ			
たことを踏まえ、収益	たことを踏まえ、収益	たことを踏まえ、収益		た。			
比単位としてⅢの「一	化単位としてⅢの「一	化単位としてⅢの「一					
定の事業等のまとま	定の事業等のまとま	定の事業等のまとま		保有資産については利			
り」ごとに予算と実績	り」ごとに予算と実績	り」ごとに予算と実績		用度等からして業務を遂			
の管理を行うこと。	の管理を行います。	の管理を行います。		行する上で必要性がある			
また、各年度期末に	また、各年度期末に	また、各年度期末に		ことから見直しは行わず、			

務に関し、その発生状 | 務に関し、その発生状 | 務に関し、その発生状 | 況を厳格に分析し、減 | 況を厳格に分析し、減 | 況を厳格に分析し、減 こと。

を図ること。

その必要性について、 に行うこと。

おける運営費交付金債 おける運営費交付金債 おける運営費交付金債 | 少に向けた努力を行う | 少に向けた努力を行い | 少に向けた努力を行い

を図ります。

保有資産について 保有資産について 保有資産について に行います。

知的財産権の実施許 知的財産権の実施許 知的財産権の実施許 諾の推進、研究・試験・┃諾の推進、研究・試験・┃諾の推進、研究・試験・ 研修施設の外部利用の「研修施設の外部利用の」研修施設の外部利用の 促進、受託研究の獲得 | 促進、受託研究の獲得 | 促進、受託研究の獲得 拡大及び競争的資金へ | 拡大及び競争的資金へ | 拡大及び競争的資金へ の積極的な応募によ の積極的な応募によ の積極的な応募によ り、収入の確保・拡大 | り、収入の確保・拡大 | り、収入の確保・拡大 を図ります。

は、資産の利用度のほしは、資産の利用度のほしは、資産の利用度のほ か、本来業務に支障の一か、本来業務に支障の一か、本来業務に支障の ない範囲での有効利用 | ない範囲での有効利用 | ない範囲での有効利用 の可能性、経済合理性 | の可能性、経済合理性 | の可能性、経済合理性 などの観点に沿って、 などの観点に沿って、 などの観点に沿って、 | その必要性について、 | その必要性について、 自主的な見直しを不断 | 自主的な見直しを不断 | 自主的な見直しを不断 に行います。

資産を活かして業務の質 を確保していく。

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
IV	短期借入金の限度額								
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209						
度		レビュー							

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価	<b></b>
					業務実績	自己評価		
		予見し難い事故	予見し難い事故	<主な定量的指	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_
		等の事由の他、年	等の事由の他、年	標>	実績無し	_	<評定に至った理由>	
		度当初の運営資	度当初の運営資				年度計画における所期の計画を達成したと	認められることから「B」
		金、収入不足への	金、収入不足への			<課題と対応>	評定とした。	
		対応のための経費	対応のための経費	くその他の指標		特になし。		
		が必要となる可能	が必要となる可能	>				
		性があるため、短	性があるため、短					
		期借入金の限度額	期借入金の限度額					
		を 3,000 百万円と	を 3,000 百万円と	<評価の視点>				
		します。	します。					

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
V. (1) (2) (3)	自動車の設計から使用段階までの総合的な対応	
(4) (5)	施設及び設備に関する計画	
	人材確保、育成及び職員の意欲向上	
	広報の充実強化を通じた国民理解の醸成	
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業 行政事業レビューシート番号 208、209
度		レビュー

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣に	こよる評価
			指標	業務実績	自己評価		
自動運転システム、燃料電池	自 自動運転システム、燃料電池自	自動運転システム、燃料電池自	<主な定量	<主要な業務実績>	<評定と根	評定	В
動車等の最新技術を搭載した自	動 動車等の最新技術を搭載した自動	動車等の最新技術を搭載した自動	的指標>	旧自動車検査独立行政法人	拠>	<評定に至った理	!由>
車に、迅速かつ適切に対応する	た 車に、迅速かつ適切に対応するた	車に、迅速かつ適切に対応するた		と旧独立行政法人交通安全環	В	年度計画におり	ける全ての目標
めには、自動車メーカーの研究	開 めには、自動車メーカーの研究開	めには、自動車メーカーの研究開		境研究所が統合された今、シナ	業務実績	を達成したと記	忍めることから
発動向、国際標準化に向けた国	際   発動向、国際標準化に向けた国際	発動向、国際標準化に向けた国際	くその他の	ジー効果を最大限発揮できる	のとおり	「B」評定とし	た。
会議での議論状況、型式認証及	び 会議での議論状況、型式認証及び	会議での議論状況、型式認証及び	指標>	よう理事長及び全理事からな	着実な実	内部統制の徹	底として、平成
使用段階での評価手法の改善の	必 使用段階での評価手法の改善の必	使用段階での評価手法の改善の必		る技術戦略本部を設置。技術戦	施状況に	28年4月の自動	車技術総合機構
要性、不具合発生状況等に関して	て、 要性、不具合発生状況等に関して、	要性、不具合発生状況等に関して、		略本部において技術戦略に特	あると認	の発足と同時に	こ内部監査室を
詳細かつ俯瞰的に各部門が共通	の 詳細かつ俯瞰的に各部門が共通の	詳細かつ俯瞰的に各部門が共通の	<評価の視	化して各部門が保有する情報	められる。	設置、また、情	報セキュリティ
問題意識を持ちつつ、対応する	必 問題意識を持ちつつ、対応する必	問題意識を持ちつつ、対応する必	点>	を自動車機構全体で共有し、自		対策として自動	動車技術総合機
要がある。旧自動車検査独立行	政   要があります。旧自動車検査独立	要があります。旧自動車検査独立		動車機構内の技術に関する企		構CSIRT(	(シーサート)を
法人と旧独立行政法人交通安全	環 行政法人と旧独立行政法人交通安	行政法人と旧独立行政法人交通安		画・立案を行っている。平成28	<課題と対	設置する他、各	·委員会等(内部
境研究所が統合され自動車機構	と 全環境研究所が統合され自動車機	全環境研究所が統合され自動車機		年度についてはトラックバス	応>	統制委員会、コ	ンプライアンス
なった今、シナジー効果を効率	的 構となった今、シナジー効果を効	構となった今、シナジー効果を効		の新規検査の負担軽減や検査	特になし。	推進委員会、リ	スク管理委員会
に創出することが期待される。	率的に創出することが期待されま	率的に創出することが期待されま		機器・改善及び調達コストの適		及び検査業務道	<b>窗正化推進本部</b>
	す。	す。		正化に取り組んだ。		会合)を開催し	て内部統制の充
その効果が最大限発揮される	よ その効果が最大限発揮されるよ	その効果が最大限発揮されるよ				実を図っている	0
う、理事長及び全理事からなる	技 う、理事長及び全理事からなる技	う、平成 28 年度中に理事長及び全		施設及び設備に関しては次		旧自動車検査	查独立行政法人

術戦略本部を設置し、技術戦略に「術戦略本部を設置し、技術戦略に「理事からなる技術戦略本部を設置」 特化して各部門が保有する情報を一特化して各部門が保有する情報を一 自動車機構全体で共有し、自動車 | 自動車機構全体で共有し、自動車 | 保有する情報を自動車機構全体で 機構内の技術に関する企画・立案 | 機構内の技術に関する企画・立案 | 共有し、自動車機構内の技術に関 を一手に担う場としての機能を持 を一手に担う場としての機能を持 たせること。

## 【重要度:高】

自動車検査独立行政法人と独立 行政法人交通安全環境研究所の 統合の最大の目的は、自動車の 設計から使用段階までを総合的 に対応することによるシナジー 効果の創出を通じ、自動車に係 る国民の安全・安心の確保及び 環境の保全を図ることであり、 そのシナジー効果の最大化に向 けた措置は、統合の目的達成の ために重要である。

### 【指標】

●技術戦略本部の開催状況(モニ タリング指標)

業務の確実な遂行のため、施設 ともに、適切な維持管理に努める こと。

たせます。

## 【重要度:高】

旧自動車検査独立行政法人と旧 独立行政法人交通安全環境研究 所の統合の最大の目的は、自動 車の設計から使用段階までを総 合的に対応することによるシナ ジー効果の創出を通じ、自動車 に係る国民の安全・安心の確保 及び環境の保全を図ることであ り、そのシナジー効果の最大化 に向けた措置は、統合の目的達 成のために重要である。

### 【指標】

● 技術戦略本部の開催状況 (モニタリング指標)

業務の確実な遂行のため、施設 ともに、適切な維持管理に努めま す。

/ 0		
施設・設備の 内容	予定 額 (百 万円)	財源
(一般勘定)		
自動車等研究		独立行
施設整備費		政法人
新交通シス	430	自動車
テム車両の		技術総
安全性評価		合機構
試験施設の		施設整
整備(P)		備費補
実走行環境	210	助金
性能評価試		
験施設の整		

し、技術戦略に特化して各部門が する企画・立案を一手に担う場と しての機能を持たせます。

業務の確実な遂行のため、施設 の計画的な整備・更新を進めると┃の計画的な整備・更新を進めると┃の計画的な整備・更新を進めると ともに、適切な維持管理に努めま

**→** ⊬

l		予定	
	施設・設備の	額	財源
	内容	(百	月 / 別 / 版
		万円)	
	(一般勘定)		
	自動車等研究		独立行
	施設整備費		政法人
	新交通シス	0	自動車
	テム車両の		技術総
	安全性評価		合機構
	試験施設の		施設整
	整備 (P)		備費補
	実走行環境	0	助金
	性能評価試		
	験施設の整		

のとおり

宝 木	光/元龄 7 白 新	1.05
審査	並行輸入自動	165
場の	車専用審査上	
建替	屋新設	
等	(神奈川事務	
	所:設計)	
	審査場の新設	
	移転	
	(石川事務	
	所:基本設計、	
	工事)	
	傾斜角上屋の	
	建替	
	(山口事務	
	所:設計)	
審査	大型マルチテ	1,506
機器	スタの新設 4	
の更	基	
新等	(栃木事務所	
	他)	
	マルチテスタ	
	の老朽更新等	
	14 基	
	(釧路事務所	
	他)	
審査	審査上屋屋根	1,845
上屋	等改修	
の改	(北海道検査	
修等	部他計 25 ヶ	
	所)	
	審査上屋耐震	
	補強改修	
	(北海道検査	
	部他計 3 ヶ	
	所)	
	審査上屋床面	
	等改修	
	(北海道検査	
	部他 32 ヶ所)	
	/ ////	

と旧独立行政法人交通安全環 境研究所が統合したことによ るシナジー効果の発揮への取 り組みでは、「トラック・バス の新規検査の負担軽減」及び 「検査機器の開発・改善及び調 達コストの適正化」を行った。 前者では、国の認証制度の見直 しに伴い認証審査結果を車検 場の新規検査で活用できるよ う適用条件を明確化した。これ により、研究所及び車検場では 「より確実な審査」と「業務負 担の軽減」が、自動車メーカー 及びユーザーでは「利便性向 上」が期待される。後者では、 検査用のヘッドライトテスタ ーについて、検査部門と研究部 門の連携により、特許を出願し た。これにより、検査部門では 「調達コストの適正化」、研究 所では、「研究活動の更なる活 性化」、ユーザーでは測定精度 向上による「利便性向上」が期 待される。

その他の取り組みについて も検討が継続されており、次年 度以降の成果に期待するとこ ろである。

#### <外部有識者の意見>

平成 28 年度から旧自動車検査 独立行政法人と旧独立行政法 人交通安全環境研究所が統合 したことにより、新技術の対応 が充実し、頼もしく、力強く感 じている。

時代の流れとして、今後は自 動運転やセキュリティー関係

備		
(審査勘定)		
審査施設整備		独立行
費		政法人
審査場の建	1,242	自動車
替等		技術総
審査機器の	5,120	合機構
更新等		施設整
審査上屋の	8,188	備費補
改修等		助金
基準策定•	4,480	
改正等に伴		
う試験設備		
の導入・改		
造		

※本部移転に関する結論(現在 は賃貸) によっては、本部の 施設整備費が追加される場合 がある。

自動車機構の役割に合致した人 自動車機構の役割に合致した人 材の確保に努めること。また、国│材の確保に努めます。また、国や│材の確保に努めます。また、国や や関係機関、各部門間の人事交流、 関係機関、各部門間の人事交流、 適正な業務を行うことが出来るよ│適正な業務を行うことが出来るよ│適正な業務を行うことが出来るよ うな研修プログラムの整備・実施、 うな研修プログラムの整備・実施、 基準策定・国際相互承認の推進の | 基準策定・国際相互承認の推進の | 基準策定・国際相互承認の推進の ための国際会議参加や研究発表等 ための国際会議参加や研究発表等 を通じて、人材育成に取り組みま

を通じて、人材育成に取り組むこ

さらに職員の業務への取組意欲

報提供を積極的に進めること。

の向上を図ること。

と。

さらに業務改善の提案等の実績 や緊急時の対応状況等を評価し、 自動車機構の活動について、広 表彰することなどにより、職員の 報の充実強化を図るとともに、情 | 業務への取組意欲の向上を図りま |

> 自動車機構の活動について、広 報の充実強化を図るとともに、情 |

備		
(宏本掛合)		
(審査勘定)		
審査施設整備		独立行
費		政法人
審査場の建	340	自動車
替等		技術総
審査機器の	1,595	合機構
更新等		施設整
審査上屋の	1,765	備費補
改修等		助金
基準策定•	141	
改正等に伴		
う試験設備		
の導入・改		
造		

※本部移転に関する結論(現在 は賃貸) によっては、本部の 施設整備費が追加される場合 がある。

自動車機構の役割に合致した人 関係機関、各部門間の人事交流、 うな研修プログラムの整備・実施、 ための国際会議参加や研究発表、 交通安全環境研究所の所内セミナ (10 テーマ程度) 等を通じて、 人材育成に取り組みます。

さらに業務改善の提案等の実績 や緊急時の対応状況等を評価し、 表彰することなどにより、職員の 業務への取組意欲の向上を図りま

自動車機構の活動について、広 報の充実強化を図るとともに、情 報提供を積極的に進めます。交通 報提供を積極的に進めます。交通 安全環境研究所については、対外 安全環境研究所については、対外 的プレゼンス向上等の取組の一つ一的プレゼンス向上等の取組の一つ

	基準	高度運転支援	107
	策	装置安全評価	
	定•	施設の整備	
	改正	突入防止試験	
	等に	装置の改修	
	伴う	振動試験器	
	試験		
	設備		
	の導		
	入•		
	改造		
- 1			

交通安全環境研究所の所内 セミナーについては、各部門か らの話題提供により各職員の 機構全体業務の理解促進や、若 手研究者による学会発表内容 を共有する場として活用する 等、10テーマを実施し人材育成 に取り組んだ。

業務への取組意欲の向上を 図るため多様な業務を取り上 げ、以下のとおり業務表彰を行 った。

- 連続無事故を長期間達成した 13 事務所
- ・街頭検査において優れた取組 を行った3検査部
- ・自動車審査を確実に遂行し、 不正受検を見逃さない責任 観念に徹した職員

機構の活動についてホーム ページやオートサービスショ 一等の関係イベントにおいて 広報を行った。また、交通安全 環境研究所については研究所 の業務・成果を広く国民に網羅 的に照会する交通安全環境研 究所フォーラム及びタイムリ

等も含めて車検時における安 全性の確認が厳しくなってい くものと考えることから、次年 度以降は、このような課題につ いても取り組まれることを期 待している。

「「独立行政法人の業務の適正 を確保するための体制等の整備」 について」(平成 26 年 11 月 28 日 | について」(平成 26 年 11 月 28 日 | 総務省行政管理局長通知)に基づ「総務省行政管理局長通知)に基づ「総務省行政管理局長通知)に基づ き、業務方法書に定めた事項を確 | き、業務方法書に定めた事項を確 | 実に実施すること。

また、理事長及び全理事からな ップのもと、内部統制の取組につ いて実態把握、継続的な分析、必一いて実態把握、継続的な分析、必 要な見直しを行うこと。

また、監事監査において、内部 統制のモニタリングが実施される | 統制のモニタリングが実施される | 統制のモニタリングが実施される 等、監査が適切に実施されるよう、一等、監査が適切に実施されるよう、 体制を整えること。

研究不正の防止に向けた取組に ついては、「研究活動における不正」ついては、「研究活動における不正」 行為への対応等に関するガイドラ↑行為への対応等に関するガイドラ↑行為への対応等に関するガイドラ イン」(平成 26 年8月 26 日文部 | イン」(平成 26 年8月 26 日文部 | イン」(平成 26 年8月 26 日文部 科学省)に従って、適切に取り組 科学大臣決定)に従って、適切に 科学大臣決定)に従って、適切に むこと。

個人情報の保護、情報セキュリ

として、研究所の業務・成果を広しとして、研究所の業務・成果を広 く国民に網羅的に紹介する交通安 全環境研究所フォーラム及びタイ 究成果等を紹介する講演会をそれ ぞれ毎年1回程度開催するととも 民の理解を得るため、研究所の一 般公開を毎年1回程度実施しま 1回実施します。

「「独立行政法人の業務の適正 を確保するための体制等の整備」 実に実施します。

また、理事長及び全理事からな ップのもと、内部統制の取組につ 要な見直しを行います。

また、監事監査において、内部 体制を整えます。

研究不正の防止に向けた取組に 取り組みます。

個人情報の保護、情報セキュリ ティについては、「サイバーセキューティについては、「サイバーセキューティについては、「サイバーセキュー リティ戦略」等の政府の方針を踏 | リティ戦略」(平成27年9月4日 | リティ戦略」(平成27年9月4日 まえ、情報セキュリティの強化を 閣議決定) 等の政府の方針を踏ま 閣議決定) 等の政府の方針を踏ま

く国民に網羅的に紹介する交通安 全環境研究所フォーラム及びタイ ムリーな特定のテーマにかかる研しムリーな特定のテーマにかかる研 究成果等を紹介する講演会をそれ ぞれ1回開催するとともに、研究 に、研究所の活動について広く国 | 所の活動について広く国民の理解 を得るため、研究所の一般公開を

> 「「独立行政法人の業務の適正 を確保するための体制等の整備」 について」(平成 26 年 11 月 28 日 き、業務方法書に定めた事項を確 実に実施します。

また、理事長及び全理事からな る内部統制委員会及び同委員会に│る内部統制委員会及び同委員会に│る内部統制委員会及び同委員会に 設置しているリスク管理委員会の│設置しているリスク管理委員会の│設置しているリスク管理委員会の 取組を強化するとともに、検査業 取組を強化するとともに、検査業 取組を強化するとともに、検査業 務の適正化についても同じく理事 | 務の適正化についても同じく理事 | 務の適正化についても同じく理事 長及び全理事からなる検査業務適 | 長及び全理事からなる検査業務適 | 長及び全理事からなる検査業務適 正化推進本部を設置するなどによ | 正化推進本部を設置するなどによ | 正化推進本部を平成 28 年度に設 り、自動車機構の長のリーダーシーり、自動車機構の長のリーダーシー置し、自動車機構の長のリーダー シップのもと、内部統制の取組に ついて実態把握、継続的な分析、 必要な見直しを行います。

> また、監事監査において、内部 等、監査が適切に実施されるよう、 体制を整えます。

> 研究不正の防止に向けた取組に ついては、「研究活動における不正 取り組みます。

個人情報の保護、情報セキュリ

ーな特定のテーマにかかる研 究成果等を紹介する講演会を それぞれ1回開催した。また、 交通安全環境研究所の活動に ついて広く国民の理解を得る ため、研究所の一般公開を行っ

独立行政法人自動車技術総 合機構の発足と同時に内部監 香室を設置し、本室を内部統制 委員会の事務局とし、規程その 他内部統制にかかる各種規程 の改正を行い、内部統制体勢を 整備した。また、運用状況につ いては業務全般に対して理事 長巡視、内部監査、本部・地方 検査部役職員による調査・指導 等を実施したほか、WEB 会議 システム等の活用による情報 共有の充実、コンプライアンス に関するセルフチェックの実 施及び情報セキュリティ対策 として自動車技術総合機構 CSIRT (シーサート) を設置、 更に各委員会等(内部統制委員 会、コンプライアンス推進委員 会、リスク管理委員会及び検査 業務適正化推進本部会合)を開 催して内部統制の充実を図っ

平成 28 年度において自己収 入財源による前中期取得した 資産に係る繰越積立金充当は 517.087 千円 (旧自動車検査独 立行政法人)、86,917 千円(旧 独立行政法人交通安全環境研 究所分、一般勘定85.516千円、 審査勘定 1.401 千円) となって いる。

図ること。	え、情報セキュリティの強化を図 え、情報セキュリティの強化を図	
	ります。	
	前中期目標期間中からの繰越積 前中期目標期間中からの繰越積	
	立金は、中期目標期間中に自己収 立金は、中期目標期間中に自己収 の	
	入財源で取得し、本中期目標期間 入財源で取得し、本中期目標期間	
	へ繰り越した有形固定資産の減価 へ繰り越した有形固定資産の減価	
	償却に要する費用等に充当しま 償却に要する費用等に充当しま	
	す。	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する	る計画			
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209		
度		レビュー			

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
		なし	なし	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_			
					実績無し	_	<評定に至った理由>				
				<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>				
						特になし。	※実績に対する課題及び改善方策など				
				<評価の視点>							
							<その他事項>				
							※有識者からの意見聴取等を行った場合	合には意見を記載するなど			

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII	重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画							
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209					
度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
		なし	なし	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 — — —				
					実績無し	_	<評定に至った理由>				
				<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>				
						特になし。	※実績に対する課題及び改善方策など				
				<評価の視点>							
							<その他事項>				
							※有識者からの意見聴取等を行った場合	合には意見を記載するなど			

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VIII.	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号 208、209					
度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な	
			度値等)						情報	

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
		施設・設備の整	施設・設備の整	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 —				
		備、広報活動、研	備、広報活動、研		実績無し	_	<評定に至った理由>				
		究費への繰り入	究費への繰り入								
		れ、海外交流事業	れ、海外交流事業	<その他の指標>		<課題と対応>	<今後の課題>				
		(招聘、ワークシ	(招聘、ワークシ			特になし。	※実績に対する課題及び改善方策など				
		ョップ、国際会議	ョップ、国際会議								
		等)に使用しま	等)に使用しま	<評価の視点>							
		す。	す。				<その他事項>				
							※有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど				

# 4. その他参考情報